

専門研究A

特別支援学校の特性を踏まえた  
学校評価の在り方に関する基礎的研究

(平成 20 年度)

研究成果報告書

平成 21 年 3 月

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所

# 目 次

はじめに

研究組織

研究の趣旨及び目的

## 第1章 研究の背景

I	学校教育と学校評価	3
1.	学校評価実施までの経緯	3
2.	「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の概要（18年版）	6
3.	「学校評価ガイドライン」の改訂（平成20年1月）	7
4.	学校評価の必要性	9
II	「学校評価ガイドライン [改訂]」における学校評価の目的・意義・手法	10
1.	学校評価の目的	10
2.	学校評価を実施する意義	10
3.	学校評価の実施手法	10
III	特別支援学校における学校評価	12
1.	小中学校教育と特別支援教育	12
2.	特別支援学校の特性と学校評価	12
3.	幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学校評価及び情報提供の実施状況—調査結果から—	13

## 第2章 特別支援学校における学校評価の実施状況

I	目的及び方法	17
1.	調査目的	17
2.	調査内容	18
3.	調査対象及び実施手続き	19
II	結果及び考察	19
1.	回収率	19
2.	調査結果	19
(1)	学校の概要及び学校評価の実施について	19
(2)	特別支援学校における学校評価の自己評価項目について	21
(3)	学校評価の評価者の範囲について	36
(4)	学校評価の活用について	39
(5)	その他の調査項目について	43
III	まとめ	48
	おわりに	53
	参考文献	54

資料1 調査用紙

資料2 学校評価及び情報提供の実施状況（平成18年度間調査結果）

## はじめに

学校評価については、義務教育段階の各学校・教育委員会における学校評価の取組の参考に資するよう、平成18年3月に文部科学省において「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」（文部科学大臣決定）を作成され、目安となる事項が示されました。

その後、平成19年6月の学校教育法改正により学校評価の根拠規定が新設され、これを受け、同年10月に学校教育法施行規則において、自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告、に関する規定が新たに設けられました。

さらに平成20年1月には、初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における有識者の議論を経て、「学校評価ガイドライン」の改訂が行われています。この中で特別支援学校における学校評価や情報提供の進め方については、小・中学校の記述が基本的に妥当するものの児童生徒の障害に対応した専門的な教育を行っている特別支援学校の特性も存在すると述べられています。このことから学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、特別支援学校の特性に応じた適切な在り方を考慮しながら取組んでいくことが重要であり、この特性を踏まえた学校評価の在り方などについては、今後さらに検討を進めていくことが必要である旨の指摘がなされています。

こうした指摘や昨今の特別支援教育をめぐる動向を踏まえて、国立特別支援教育総合研究所では、「特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究」（研究代表者 大内 進）を実施することになりました。「学校評価ガイドライン」における指摘を踏まえて特別支援学校の特性に応じた望ましい学校評価の在り方を検討していくためには、学校評価への取組の現状を把握しておくことが不可欠です。そこで本年度は、スタートアップ研究としての位置づけで、平成20年度単年度研究として、全国の特別支援学校における学校評価への取組の状況を把握するための調査研究に取り組んでまいりました。本報告書はその結果をまとめたものです。

次年度以降は、本調査の成果を踏まえて「学校評価ガイドライン」に例示されている評価指標について、その量や質の測定の在り方について考究することを通して特別支援学校の特性を踏まえた望ましい学校評価の在り方について考究していくことにしております。

今後、更に本研究を発展させていきたいと考えております。本報告書をお読みいただき、忌憚のないご意見をお聞かせいただけますと幸いです。

平成21年3月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
企画部 上席総括研究員  
大内 進



## 研究組織

研究代表者：大 内 進 (企画部 上席総括研究員)

研究分担者：中 村 均 (教育研修情報部 上席総括研究員)

小 田 侯 朗 (教育研修情報部 総括研究員)

金 森 克 浩 (教育研修情報部 総括研究員)

牧 野 泰 美 (教育支援部 主任研究員)

小 澤 至 賢 (教育支援部 主任研究員)

特任研究員：西 川 公 司 (国立久里浜特別支援学校 校長)

寺 崎 千 秋 (財団法人教育調査研究所 研究部長)

## 研究の趣旨及び目的

平成18年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が示され、平成20年1月31日に法令改正等を踏まえ「学校評価ガイドライン」として改訂された。平成20年1月に改訂された学校評価ガイドラインでは、特別支援学校の学校評価や情報提供の進め方の特性について、次のように記されている。

特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行うこととされており、学校運営の基本的な事項についても、法令上、小・中学校等の規定が準用されていることなどから、学校評価や情報提供の進め方についても、これまでの記述が基本的に妥当する。

ただし、児童生徒の障害に対応した専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具、施設・設備、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

なお、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方などについて、今後さらに検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。

本研究では、「学校評価ガイドライン」の記述をふまえて都道府県での特別支援学校における学校評価の実施状況や実施内容等の実態について調査する。この調査を通して学校評価における特別支援学校の特性を明らかにする。その結果をもとに特別支援学校における学校評価の進め方、具体的な評価項目、指標等の設定の在り方等について検討し、特別支援学校の運営の改善と発展に寄与する学校評価の在り方を提案する。

「学校評価ガイドライン」では、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方などについて検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要であることが示されている。

本研究は、これをふまえたものであり、政策的にも学校現場での活用という面でもニーズが高く、緊急性も高いといえる。

本研究を通して、特別支援学校における学校評価の進め方、具体的な評価項目、指標等の設定の在り方等について検討し、特別支援学校における学校評価の在り方が提案できると、特別支援学校の運営の改善と発展に寄与することができる。

学校評価に関しては、全国レベルでは文部科学省においても平成15年から学校評価及び情報提供の実施状況調査が行われている。この調査は、小・中学校が中心であり、特別支援学校については全国の様子が把握できていない。本研究では、全国レベルでの特別支援学校の学校評価の実施状況を調査し、その結果をもとに特別支援学校における学校評価の進め方、具体的な評価項目、指標等の設定の在り方等について検討しようとするものである。

学校の自主性・自立性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要になってきている。学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことも求められるようになってきている。このことから平成19年6月に改正された学校

教育法においては、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることが第42条に規定された。また第43条においては、学校の情報提供に関する規定が新たに設けられた。本研究は、こうした政策に立脚して、特別支援学校における学校評価の在り方について検討するものである。

## 1. 研究の趣旨及び目的

本研究では、これまで学校評価への施策や提言を整理した上で、特別支援学校の特性に応じた学校評価の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的として、特別支援教育の特性に対応した学校評価の実施状況について調査する。

したがって、本研究は特別支援学校の特性に応じた適切な学校評価を実施していくための研究のスタートアップ研究として、20年度単年度の研究として実施するものである。本研究の結果を踏まえて、21年度以降実地的な研究を継続実施することになっている。

## 2. 研究の方法

### (1) これまでの施策や提案の整理

文部科学省発行資料、審議会及び調査協力者会議等の報告書並びに文部科学省初等中等教育局学校評価室からの情報収集などを通して、これまでの学校評価に関連した施策や提言などについて、時系列で整理する。

### (2) 特別支援学校における特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の実施状況調査

全国の特別支援学校における特別支援教育の特性を踏まえた学校評価の実施状況について質問紙による調査を実施する。詳細については、第2章に記述する。

# 第1章 研究の背景

## I 学校教育と学校評価

### 1. 学校評価実施までの経緯

学校評価については、平成12年12月の教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」<sup>1</sup>において、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を親や地域と共有し、学校の改善につなげる必要性について提言がなされた。以後のこの方針に従ってさまざまな提言や施策がなされて、現在の学校評価の実施に至っている。以下にこれまでのこうした提言や施策の経緯をたどっておくことにする。

この教育改革国民会議の提言や「21世紀教育新生プラン」<sup>2</sup>などを踏まえ、私立学校の設置促進を含めて多様な小・中学校の設置を促進する観点から、小学校設置基準及び中学校設置基準がそこでは平成14年4月に施行された。においては、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を実施し、その結果を公表するとともに、それに基づく改善を図ることが重要であると

---

#### <sup>1</sup>教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－

人間性豊かな日本人を育成する  
教育の原点は家庭であることを自覚する  
学校は道徳を教えることをためらわない  
奉仕活動を全員が行うようにする  
問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない  
有害情報等から子どもを守る  
一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する  
一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する  
記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する  
リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する  
大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する  
職業観、勤労観を育む教育を推進する  
新しい時代に新しい学校づくりを  
教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる  
地域の信頼に応える学校づくりを進める  
学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる  
授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする  
新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する  
教育振興基本計画と教育基本法  
教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を  
新しい時代にふさわしい教育基本法を

[http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html\(2009.2.1\)](http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html(2009.2.1))

#### <sup>2</sup>「21世紀教育新生プラン」

内閣総理大臣の下に置かれた「教育改革国民会議」において、平成12年12月22日に「最終報告」が取りまとめられたが、文部科学省では、「最終報告」の提言を踏まえて教育改革のための具体的な施策や課題を取りまとめた。これが「21世紀教育新生プラン」である。

この教育新生プランは、教育改革の今後の取組の全体像を示すものとして、「学校が良くなる、教育が変わる」ための具体的な主要施策や課題及びこれらを実行するための具体的なタイムスケジュールを明らかにしたものである。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/21plan/main\\_b2.htm\(2009.2.1\)](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/main_b2.htm(2009.2.1))

いうことから、自己評価の実施・公表の努力義務や情報提供の義務に関する規定が設けられた<sup>3</sup>。なお、この制定に当たっては設置基準を最低基準と位置づけ、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、また、設置者の多様な教育理念を実現する観点から、できる限り弾力的、大綱的な規定とすることとされた。

さらに、平成17年10月には中央教育審議会から「新しい時代の義務教育を創造する」という答申があり、「義務教育の構造改革」として、アウトカム（教育の結果）を国の責任で検証し、教育の質を保証する教育システムを構築することの重要性が指摘された。

あわせて同答申においては、学校の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校の取組の成果を評価していくことは、教育の質を保証する上でますます重要であること、また、学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるためにも、学校評価を充実することの必要性が指摘された。<sup>4</sup>

平成14年4月施行の小学校設置基準等において、学校の自己評価の実施とその結果の公表が努力義務化されたことから、全国の諸学校や地方自治体において学校評価への取組が促進された。

### 3 「小学校設置基準及び中学校設置基準」（平成14年4月1日施行）に示された主な内容

- (1) 【自己評価と情報提供】学校の自己評価の実施と結果の公表についての努力規定及び積極的な情報提供についての規定を設ける。
- (2) 【学級編制】1学級の児童(生徒)数は原則として40人以下とする。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合の例外規定を設ける。
- (3) 【校舎及び運動場の面積】教育に必要な最低限の数値を規定するとともに、地域の状況等を踏まえた対応が可能となるよう例外規定を設ける。
- (4) 【必要な施設】各種の特別教室など必要な施設については、必要最少限の記述にとどめ、大綱的に規定する。
- (5) 【他校等の施設設備の使用】特別な事情があるときは、他の学校等の施設設備の使用を認めることを明示する。
- (6) 【兼務】教員等は他の学校の教員等の職と兼ねることができることを明示する。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/14/04/020427.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/04/020427.htm)(2009.2.1)

### 4 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月）

#### 第Ⅱ部 各論

#### 第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める—学校・教育委員会の改革—

##### (1) 学校の組織運営の見直し

##### イ 学校・地方自治体の取組の評価

・学校や地方自治体の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校や地方自治体の取組の成果を評価していくことは、教育の質を保証する上でますます重要となる。また、近年の学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるためにも、学校評価を充実することが必要となっている。

・現在、学校評価は、学校が教育活動の自律的・継続的な改善を行うとともに、「開かれた学校」として保護者や地域住民に対し説明責任を果たすことを目的として、自己評価を中心に行われている。また、この評価は、教職員のほか、保護者、地域住民、学校評議員などが参加して行われており、これらの者が情報や課題を共有しながら学校の改善を進めていく上で重要な役割を果たしている。その一方で、各学校における実施内容のばらつきや、評価結果の公表が進んでいないなどの課題も見られる。

・今後、更に学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインを策定するとともに、現在、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を、現在の実施状況に配慮しつつ、今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である。

・また、自己評価の客観性を高め、教育活動の改善が適切に行われるようにしていくためには、公表された自己評価結果を外務者が評価する方法を基本として、外部評価を充実する必要がある。設置者である市区町村の教育委員会は、各学校の教育活動を評価するとともに、学校に対する支援や条件整備など自らの取組について評価し、どのような対応が必要なのかを明らかにしていくことが必要である。国は、評価に関する専門的な助言・支援を行うとともに、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、評価を充実する方策を検討する必要がある。

・なお、学校評価の実施に当たっては、学校の序列化や過度の競争、評価のための評価といった弊害が生じないよう、実施や公表の方法について十分に配慮する必要がある。また、評価に関する事務負担を軽減するための工夫や支援も重要である。全国的な外部評価の仕組みの検討に当たっても、地方自治体の役割と国の役割を十分整理しながら、我が国の事情に合った方法を開発していく必要がある。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm)(2009.2.1)

この結果、平成 17 年度における公立の小中学校における自己評価の実施率は 98%を超えるに至っている。

しかしながら、その実施内容が不十分であったり、評価結果の公表が進んでいなかったりするような課題がみられた。また、同時期の平成 17 年 6 月には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」<sup>5</sup>が示され、次世代の育成という観点から教育改革の必要性が以下のように記された。

「評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成 17 年度中に策定するとともに、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。」

さらには、平成 17 年 10 月の中央教育審議会（答申）「新しい時代の義務教育を創造する」<sup>6</sup>でも、学校・地方自治体の取組の評価の必要性が指摘され、「今後、更に学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインを策定するとともに、現在、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を、現在の実施状況に配慮しつつ、今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である」と、学校評価ガイドラインの策定と自己評価の実施の必要性が指摘された。こうした経緯を経て、平成 18 年 3 月に、文部科学省は、学校評価の目的、方法、評価項目・指標、結果の公表方法など、学校評価を進める上で目安となる事項を示し、各学校や地方自治体の取組の参考に資するための「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」（以下「学校評価ガイドライン」）を策定した<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/050621honebuto.pdf>

<sup>6</sup> 中央教育審議会（答申）「新しい時代の義務教育を創造する」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601/all.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601/all.pdf)

<sup>7</sup> 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/03/06032817.htm\(2009.2.1\)](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817.htm(2009.2.1))  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/03/06032817/002.htm\(2009.2.1\)](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817/002.htm(2009.2.1))



## 2. 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の概要（18年版）

このガイドラインの概略を、冊子及び文部科学省ホームページに記載されている内容を基に以下で紹介する。

### （1）学校評価の目的

学校評価の目的について「ガイドライン」では、以下のように記されている<sup>8</sup>。

- 各学校が、教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を整理して取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- 各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### （2）学校評価の方法

学校評価の方法として、次の3つの観点を示されている<sup>9</sup>。

- 1) 各学校が自ら行う評価及び学校運営の改善【自己評価】
- 2) 評価委員会等の外部評価者が行う評価及び学校運営の改善【外部評価】
- 3) 評価結果の説明・公表及び設置者等による支援や条件整備等の改善

それぞれの評価方法については、具体的に以下のように示されている<sup>10</sup>。

#### 1) 自己評価

- 各学校は、学校の教育活動その他の学校運営について、中期と単年度の目標を具体的に設定する。その際、このガイドラインに示す項目や指標を参考にする。
- 各学校は、収集した事例や予め設定した指標を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理し、各学校の取組の適切さを検証し、その改善方策を検討する。
- 児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケートの結果を活用する。

#### 2) 外部評価

- 設置者は、外部評価委員会を設置する。外部評価委員としては、学校評議員、PTA 役員（保護者、地域住民等が考えられる）。

---

<sup>8</sup> 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 p. 1

<sup>9</sup> 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 p. 3

<sup>10</sup> 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 p. 5～6

○外部評価委員会は、必要に応じ、学校訪問や教職員、児童生徒、保護者から意見聴取を行う。外部評価委員会は、学校の自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証する。

### 3) 評価結果の説明・公表及び設置者等による支援や条件整備等の改善

自己評価及び外部評価の結果の説明・公表、設置者への提出

○各学校は、自己評価書と外部評価書の内容を保護者、地域住民に説明するとともに、ホームページへの掲載などにより広く一般市民に公表する。

○自己評価書を設置者に提出する際には、児童生徒、保護者、地域住民からの意見や要望、児童生徒や保護者、地域住民に対するアンケートの結果などの具体的情報・資料を含める。

○各学校は、説明責任を果たすため教育活動その他の学校運営の状況について、保護者や地域住民等に対し積極的に情報を提供する。

設置者等による支援や条件整備等の改善

○設置者は、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、それらをもとに、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う。

○設置者である市区町村の教育委員会は、学校評価の結果及び改善状況についての情報を都道府県教育委員会に伝える。

さらに、このガイドラインでは、具体的に評価の項目、指標の例も示されている<sup>11</sup>。

教育課程・学習指導、生徒指導、進路指導、安全管理、保健管理、研修、保護者、地域住民との連携、施設・設備、組織運営等の項目と共に、特別支援教育についても指標例が以下のように示されている。

特別支援教育

#### 【指標例】

- ・ 校内支援体制の整備状況
- ・ 交流及び共同学習の実施状況
- ・ 個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況

このガイドラインでは、自己評価については、予め目標及び指標を設定した上で、評価を行うこと、外部評価については、保護者や地域住民等によって構成される外部評価委員会を置くこと、自己評価及び外部評価の結果については、文書にまとめた上でホームページ等において公表すること、なども示されている。

## 3. 「学校評価ガイドライン」の改訂（平成20年1月）

学校評価システムの速やかな構築と充実に努めるために、平成18年7月に文部科学省初等中等教育局に「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」（以下「本協力者会議」という。）が設けられた。ここでは、学校評価の現状と課題、今後の学校評価の推進方策の在り方等につい

<sup>11</sup> 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」p.14～18



て議論が薦められた。本協力者会議は、平成19年3月28日に「学校評価の在り方と今後の推進方策について（中間報告）」を、平成19年8月27日に「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」をとりまとめた。

一方、平成19年3月には、中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が答申され、学校評価を行うこと、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより教育水準の向上に努めること、保護者等との連携協力の推進に資するため学校の情報を提供すること等について学校教育法において規定すべきこと、また、自己評価・外部評価の一層の推進や、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みを含めた学校評価の充実方を検討することについての提言もなされた<sup>12</sup>。

平成19年6月には学校教育法の改正が行われ、この中央教育審議会答申を踏まえて学校評価の根拠規定が新設された。これを受け同年10月に、学校教育法施行規則において、自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告、に関する規定が新たに設けられた。学校評価とそれに基づく改善、及び、学校の情報の積極的な提供について、新たに法律において規定された。

このため、従前の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」について、新たな法令の規定及び前述の「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ<sup>13</sup>、記述を全面的に見直すとともに、従前は含まれていなかった高等学校や特別支援学校を対象に加えて、新たに「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成された。

このガイドラインは、市区町村立の小学校及び中学校を念頭に置いて記述するとともに、高等学校及び特別支援学校について、その特性を踏まえた学校評価の在り方及び本ガイドライン活用に当たっての留意点を示している<sup>14</sup>。

このガイドラインは、各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すために示されたものである。したがって、学校評価が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではないということが明記されている。

このガイドラインでは、「学校評価の実施手法」として【自己評価】、【学校関係者評価】、【第三者評価】と各立場からの評価の実施が提示されている。これは平成18年度版と大きく異な

---

<sup>12</sup>中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm)(2009.2.1)

<sup>13</sup>学校評価の推進に関する調査研究協力者会議  
「学校評価の在り方と今後の推進方策について（中間報告）」平成19年3月28日  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm)(2009.2.1)  
「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」（平成19年8月27日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm)(2009.2.1)

<sup>14</sup>「学校評価ガイドライン」の改訂について（文部科学省ホームページ）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/08012913.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm)(2009.2.1)

っている。また、新たに高等学校・特別支援学校における評価に関する記述が盛り込まれたことも特徴的な点だといえる。

また、このガイドラインでは、法令の規定、先進的な取組事例、学校評価を実効性ある取組とする上で指針となるモデル等が示されており、これまで各地域や学校で取り組まれてきた学校評価にこのガイドラインに示された内容を適宜取り込むことにより、学校評価の改善に供することができるようになってきている。

このガイドラインの概要については、章を改めて紹介したい。

#### 4. 学校評価の必要性

各学校や教育委員会において学校評価の取組を進めるにあたって、学校教育法や小学校設置基準など法令上の責務が課されているから取組む、と消極的・受動的に捉えることは、その性格からみて好ましいことではない。何故法令上このような位置付けがなされているのかという、そもそもの趣旨を十分に理解した上で、学校評価に内実を伴ったものとして取組むことが求められる。

学校評価を行う最終的な目的は、それを通じて学校運営の改善と発展を目指すことにより、教育水準の向上と保証を図ることにより、学校評価を行うことによって、児童生徒がより良い学校生活を送ることができるようにすることが求められる。そのためには学校こそが学校評価の主役であるという意識を持って、まず教職員自身が学校運営の状況を把握し、設置者等と連携協力しながらその改善に主体的に取り組むことが重要である。このことから、自己評価を学校評価の基本として位置付け、その結果を踏まえて改善を図ることが重要であり、前に述べた自己評価に関する法令上の規定は、この趣旨を条文化したものといえる。

また、「自己評価だけでは、同質的な視野に限られたり、中立的に自らの取組を評価しにくい面があったりすることは否定できない」という認識から、「保護者等による学校関係者評価（外部評価）」重要性が示されている。これにより教職員とは異なる立場からの見方や意見を取り入れることができるとともに、学校と家庭・地域との情報共有により相互理解が深まり、その連携協力を深める良い機会となることが期待できるとされる。

さらには、「学校とは直接の関係のない専門家等が学校の状況を観察し、評価を行う第三者評価の実施は、客観的な立場からの新たな気づきを学校にもたらす良い機会となるとともに、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組に対する専門的・客観的な立場からの評価ともなり、その結果に基づく支援や改善を講じることを促す効果をもたらすことが期待される」という認識から第三者評価の導入も示された。

## Ⅱ 「学校評価ガイドライン [改訂] 」における学校評価の目的・意義・手法

### 1. 学校評価の目的

「学校評価ガイドライン [改訂] 」においては、学校評価の目的として次の3つを挙げている<sup>15</sup>。

- ①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- ②各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から自らの教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- ③各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

また、学校評価の必要性について、「学校や地方公共団体の自主性・自律性を強化していく場合、それぞれの学校や地方公共団体の取組の成果を評価していくことは、学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるため、ますます重要となる。また、教育の質を保証するため、設置者等が学校に対して必要な支援や条件整備等を行うために学校評価を活用することも必要となる。」としている。

### 2. 学校評価を実施する意義

学校評価の意義としては、「学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。」と記されている。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うことにより、その結果に基づいて学校及び設置者等が学校運営の改善を図っていくこと、さらには、その評価結果等を広く保護者等に公開していくことが求められるということになる。

### 3. 学校評価の実施手法

学校評価の用語の定義や、その具体の在り方については、「学校評価の在り方と今後の推進方策について 中間とりまとめ」の各論の「2. 学校評価の用語の定義について」及び「3. 自己評

---

<sup>15</sup> 「学校評価ガイドライン [改訂] 」 p. 1

<sup>16</sup> 「学校評価の在り方と今後の推進方策について 中間とりまとめ」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/037/toushin/07061901.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/toushin/07061901.pdf)

価の充実と学校関係者評価（外部評価）の着実な導入について」において基本的な考え方が整理されている<sup>16</sup>。

それらをまとめると、学校評価については、「自己評価」「学校関係者評価（外部評価）」「第三者評価」という3つの方向からの評価について取組み、特に自己評価をその最も基本として位置付けて実施し、他の評価と合わせて実効性のある評価を行っていくことが求められているということになる。以下に3つの方向からの評価についてその概要を記す<sup>17</sup>。

### **（１）自己評価**

目的：学校評価の最も基本かつ重要なものであって、学校の教職員が設定した目標等について、自らその達成状況や達成に向けた取組状況等を評価することにより、学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用することを目的として行うもの。

手法：校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した具体的かつ明確な目標等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について評価を行うことを基本とする。

### **（２）学校関係者評価（外部評価）**

目的：当該学校の教職員以外の者で当該学校と密接な関係のあるもの（保護者、地域住民、学校評議員、接続する学校の教職員等）が、自己評価結果を評価すること等を通じて、学校と保護者等が学校の現状と課題について共通理解を深めて連携を促し、学校運営の改善に協力してあたることを促すことを目的として行うもの。

手法：保護者（PTA 役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、具体的かつ明確な目標等に関する自己評価結果を踏まえて評価を行うことを基本とする。

### **（３）第三者評価**

目的：当該学校やそれを設置管理する主体と直接かかわりをもたない、大学や教育研究機関の職員、有識者などの専門家等による客観的・専門的立場からの評価を行うことにより、自己評価・学校関係者評価（外部評価）では不足する部分を補い、学校やその設置者等による学校運営の改善を促すことを目的として行うもの。

手法：当該学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価（外部評価）結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行うことを基本とする。

なお、これらの学校評価の分類や意義・目的・手法の定義は、学校の設置者や各学校の取組の目安となる標準的な在り方を示すために、学校評価を取り巻く様々な要因を考慮した上で、学校評価が今後無理なく実効性あるものとして実施されていくために必要と考えられることについて、本協力者会議において議論を深めてきた内容を取りまとめて示したものとされている。

---

<sup>17</sup> 「学校評価ガイドライン [改訂]」 p. 8～21

### Ⅲ 特別支援学校における学校評価

#### 1. 小・中学校教育と特別支援教育

平成18年度版「ガイドライン」においては、特別支援学校への言及はなかったが、平成20年度版においては、以下のような学校教育法及び学校教育法施行規則の規定を援用して、高等学校や特別支援学校にも準用すべきものであることが示された。

##### 学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用される。

##### 学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用される。

これにより、各学校は法令上、以下のことが必要とされることになったといえる。

- ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

#### 2. 特別支援学校の特性と学校評価

平成20年度版「学校評価ガイドライン [改訂]」では、学校評価における高等学校の特性とともに特別支援学校の特性が明確に示された<sup>18</sup>。ガイドラインに示された内容は以下の通りである。

<sup>18</sup> 「学校評価ガイドライン [改訂]」p. 27



- 特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行うこととされており、学校運営の基本的な事項についても、法令上、小・中学校等の規定が準用されていることなどから、学校評価や情報提供の進め方についても、これまでの記述が基本的に妥当する。
- ただし、児童生徒の障害に対応した専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具、施設・設備、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。
- なお、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方などについて、今後さらに検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。

以上の内容は以下のように整理できる。

- ①特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行うこととされており、法令上も小・中学校等の規定が準用されている。故に学校評価や情報提供の進め方についても、これまでのガイドラインの記述が適用される。
- ②とはいえ、障害児教育を踏まえると児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。センター的機能が期待されるなどの特別支援学校の特性も存在する。
- ③従って、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、特別支援学校の特性に鑑み、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。
- ④特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方は、今後の検討課題であり、本ガイドラインに反映していくことも必要である。

本研究は、こうした検討課題への貢献を意図して設定されたものであり、今次の研究においては、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方を検討するための基礎資料を得るために特別支援学校における学校評価の実施状況を明らかにしようとするものである。

### 3. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学校評価及び情報提供の実施状況—調査結果から—

文部科学省では、「学校評価及び情報提供の現状と課題を把握し、その改善充実に資するため、学校評価及び情報提供の実施状況」について、平成14年から毎年調査を行っている。

平成20年5月26日に公表された平成18年度間の状況に関する調査結果<sup>19</sup>について、その概要を以下に示す。

<sup>19</sup>「学校評価及び情報提供の現状と課題を把握し、その改善充実に資するため、学校評価及び情報提供の実施状況」(平成18年度間)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/05/08052305.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/08052305.htm)(2009.2.1)

## (1) 調査の概要

### 1) 調査対象

全ての都道府県・市区町村教育委員会及び全ての国公立学校（大学，高等専門学校を除く）

### 2) 調査基準日

平成 18 年度間の実績値

### 3) 調査方法

地方公共団体，国立大学法人等の担当課が回答するアンケート

### 4) 調査結果の主な概要

- ①全国の公立学校（大学，高等専門学校を除く。以下同じ。）における「自己評価」の実施率は，98.0%だった。また，全国の公立学校における「自己評価結果」の報告書の提出率は，42.5%，「自己評価結果」の公表率は，45.2%だった。
- ②「学校関係者評価」は，49.1%の公立学校で行われていることがわかった。
- ③学校に関する情報をホームページで公表した公立学校は，全体の 69.5%に達し，前年度より大きく伸びている。

## (2) 自己評価の実施状況

平成 18 年度間に自己評価を実施した公立学校は，全体の 98.0%であった。ほぼ全ての公立学校で自己評価が行われていることになる。過去 4 年間の推移をみると，平成 15 年度間 94.6%，平成 16 年度間 96.5%，平成 17 年度間 97.9%となっており，前年度比で 0.1 ポイント増，平成 14 年度に調査開始以降で最高の割合を記録となった。特に，小学校では 99.7%，中学校では 99.6%，高等学校では 99.5%と大変高い自己評価の実施率が示された。

国立学校における実施率は 96.5%（前年度比 0.8%減），私立学校における実施率は 54.7%（前年度比 2.3 ポイント増）であった。

## (3) 自己評価結果の報告書の提出状況

○平成 18 年度間に自己評価を実施した公立学校のうち，設置者に対して評価結果の報告書を提出した学校の割合は 42.5%であった。ちなみに，平成 17 年度は報告の形式を特に問わない形で調査を実施しているため，単純に比較はできないが，その報告率は 36.1%であった。公立学校の状況を学校種別に見ると，幼稚園 26.7%，小学校 39.7%，中学校 41.0%に対して，高等学校は 74.9%の提出率となっている。高等学校では中学校以下に比べて積極的に報告書を提出していると言える。

また，国立学校における提出率は 29.5%，私立学校における提出率は 47.1%であった。

## (4) 自己評価結果の公表状況

○平成 18 年度間に自己評価を実施した公立学校のうち，その評価結果を保護者に広く公表した学校は全体の 45.2%であった。（平成 17 年度は「公表」を広く定義し，「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施しているため，単純に比較はできないが，その公表率は 58.3%であった。）学校種別にみると幼稚園 15.6%，小学校 45.4%，中学校 45.7%，高等学校 71.1%となっている。

国立学校における公表率は 29.5%，私立学校における公表率は 14.2%であった。

自己評価結果を公表している公立学校における自己評価結果の公表方法については、学校便りを利用して公表している学校の割合が79.1%(前年度:57.9%), ホームページを利用して公表している学校の割合が31.4%(前年度:16.4%)となっていた。

#### **(5) 外部アンケート等の実施状況**

平成18年度間に外部アンケート等を実施した公立学校は全体の88.9%で、実施していない学校は11.1%であった(平成17年度は「外部評価・外部アンケート等」の実施状況について調査を実施しているため、単純に比較はできないが、その実施率は83.7%であった)。

学校種別にみると、幼稚園68.6%、小学校93.2%、中学校91.0%、高等学校86.3%となっている。

外部アンケート等の項目として、公立学校においては学校教育活動への満足度問う割合が88.2%(前年度:79.3%)と最も高く、次いで授業の方法、形態、理解度(86.9%)、学校行事(84.6%)、児童生徒の基本的習慣(80.1%)、生徒指導(77.6%)の順となっていた。

外部アンケート等を実施した公立学校の9割以上において、匿名性の担保に何らかの配慮がされていた。

#### **(6) 学校関係者評価の実施状況<新規>**

平成18年度間に学校関係者評価を実施した公立学校は、全体の49.1%であった。実施していない学校は、50.9%で、約半数の公立学校で学校関係者評価に取り組まれていることになる。公立学校の状況を学校種別に見ると、幼稚園22.1%、小学校50.2%、中学校51.2%と、高等学校69.3%であった。高等学校では、中学校以下に比べて学校関係者評価への取組が進んでいるといえる。

実施していない国立学校における実施率は68.1%、私立学校における実施率は12.9%であった。

#### **(7) 学校関係者評価結果の報告書の提出状況<平成18年度新規調査>**

平成18年度間に学校関係者評価を実施した公立学校のうち、設置者に対して評価結果の報告書を提出した学校は全体の36.7%であった。63.3%の学校は提出していないということになる。公立学校の状況を学校種別に見ると、幼稚園での報告率が29.0%、小学校で33.0%、中学校で32.8%、高等学校57.6%となっていた。ここでも、高等学校での報告率が高く、中学校以下に比べて取組が進んでいることが示された。

国立学校における報告率は31.6%、私立学校における報告率は45.9%であった。

#### **(8) 学校関係者評価結果の公表状況<平成18年度新規調査>**

平成18年度間における公立学校での学校関係者評価結果の公表状況をみると、その評価結果を保護者に広く公表している学校は学校関係者評価を実施した公立学校のうちの38.7%であった。学校種別毎にみると、幼稚園での報告率が36.0%、小学校で37.9%、中学校で34.9%、高等学校47.5%となっていた。

ここでも、中学校以下に比べ、高等学校がやや積極的に公表していることが示された。

国立学校における公表率は22.6%、私立学校における公表率は30.9%であった。



学校関係者評価の結果を保護者に広く公表している公立学校のうち、学校便りにより公表している学校の割合は76.7%、ホームページにより公表している学校の割合は34.4%であった。

### **(9) 学校に関する情報提供の状況**

公立学校における学校に関する情報提供方法については、保護者に対して学校便り等を配布した学校が95.9%(前年度86.4%)、ホームページで公表した公立学校が69.5%、保護者を対象にした説明会を実施した学校が66.2%(前年度54.0%)、地域住民や関係機関職員に対して直接説明する機会を設けた学校が29.4%(前年度10.1%)などとなっている。前年度に比べると、ホームページで公表した公立学校の伸びが著しく、前年度の45.9%に比べ23.6ポイントの増となっていた。

ホームページを利用した学校に関する情報の公表については、国立学校の割合は全体の98.1%、私立学校の割合は全体の70.4%となっている。

## 第2章 特別支援学校における学校評価の実施状況

### I 目的及び方法

#### 1. 調査目的

学校評価における取り組みは、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たって、特別支援学校の特性に応じた適切な在り方を考慮しながら取り組んでいくことが重要であり、この特性を踏まえた学校評価の在り方などについては、今後さらに検討を進めていくことが必要であるとの「学校評価ガイドライン」における指摘を踏まえて、本調査においては、全国の特別支援学校を対象として特別支援学校の特性に対応した学校評価への取り組みの状況について把握することを目的に実態調査を実施することにした。

#### 2. 調査内容

本研究におけるアンケート調査票は、特別支援学校における学校評価の実態を知ることと評価の活用事例について実践事例を抽出することを目的に、大きく5つの部分に分けて調査項目を設定した。なお調査項目は、小中学校の学校評価と共通するような内容については割愛し、特別支援学校に特有と思われる項目とした。アンケート調査の質問紙については、資料1に添付している。本稿では、調査結果の全体的概要について、調査項目ごとに記述する。

「1. 学校の概要及び学校評価の実施について」において、学校の基礎情報として、回答者の職責や学校評価の実施回数などの情報収集を行った。

「2. 特別支援学校における学校評価の自己評価項目について」では、特別支援学校における学校評価の特徴的な項目について、評価の仕方の傾向を知ることが目的に項目による重点の置き方の違いがあるかどうか、実施の有無等と詳細な評価を行っているかどうかについての調査内容を設定した。

「3. 学校評価の評価者の範囲について」では、特別支援学校における学校評価の構造として、意見を取り入れる際の範囲の広がり把握するため、評価者の範囲についての調査内容を設定した。

「4. 学校評価の活用について」では、特別支援学校における学校評価の学校マネジメントへの活用の仕組み及び活用の具体例を調査するために、学校評価の活用状況についての調査内容を設定した。

「5. その他の調査項目について」では、特別支援学校における学校評価の特別支援学校に特有の学校評価に関連する情報を知るために、公表状況や保護者、寄宿舎からの評価の集約状況についての調査内容を設定した。

今回のアンケート調査の結果は、次の研究の基礎的な資料とし、次年度以降は、本調査の成果を踏まえて「学校評価ガイドライン」に例示されている評価指標について、その量や質の測定の

在り方について考究することを通して、特別支援学校の特性を踏まえた望ましい学校評価の在り方について検討していくことにしている。

### **3. 調査対象及び実施手続き**

#### **(1) 調査対象**

調査の範囲は、全国の特別支援学校およびその分校とした。学校評価は学校単位で実施することから分教室等は調査対象から除外した。

調査対象となる特別支援学校及び分校については、本研究所教育支援部調査担当が、全国特別支援学校について調査したリストをもとにして、全国特別支援学校を対象として調査を実施した。都道府県立特別支援学校 850 校，市区町村立特別支援学校 120 校，国立大学法人附属特別支援学校 45 校，私立特別支援学校 14 校を対象とし，全体で 1029 校を調査対象とした。1029 校中，本校は 938 校，分校は 91 校であった。

#### **(2) 実施手続き**

今回の調査は、郵送による質問紙法によって実施した。調査にあたり、以下のような手続きを行った。

都道府県立特別支援学校については、質問紙を直接発送するとともに当該の都道府県教育委員会に了知文書を発送した。市区町村立特別支援学校については、質問紙を直接発送するとともに当該の市区町村教育委員会に了知文書を発送した。国立大学法人附属特別支援学校については、質問紙を直接発送した。私立特別支援学校については、質問紙を直接発送した。なお、平成 20 年 11 月 1 日現在の状況について回答するよう依頼した。

#### **(3) 調査時期**

全国の特別支援学校に郵送し、回答を回収する期間として平成 20 年 12 月中旬～平成 21 年 1 月中旬までとした。回収期間後に返送のあった学校についても収集，分析の対象とした。

## Ⅱ 結果及び考察

### 1. 回収率

有効回答数は、735 校であった。

本校・分校併せて評価している学校が 8 校あったことから、質問紙を発送した 1029 校のうち 1021 校を対象としたとして、回収率は 72.0%であった。

### 2. 調査結果

#### (1) 学校の概要及び学校評価の実施について

##### 1) 対象の学校について

736 校から回答があり、内訳として、都道府県立特別支援学校 628 校，市区町村立特別支援学校 75 校，国立大学法人附属特別支援学校 28 校，私立特別支援学校 4 校から回答があった。736 校中，本校は 683 校，分校は 53 校であった。本校・分校併せて評価している学校が 8 校あった。

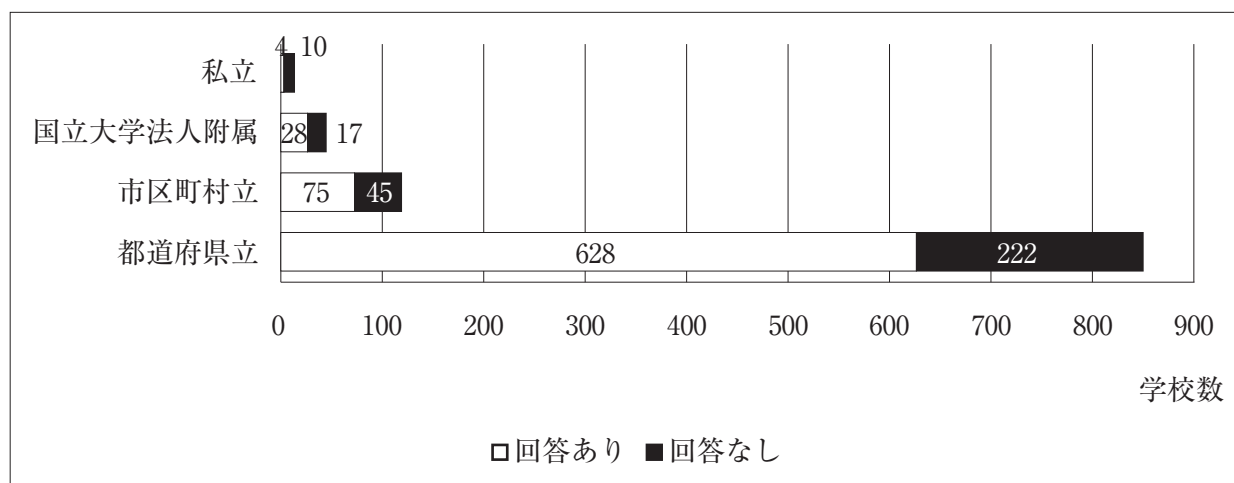


図 1-1 特別支援学校ごとの回収状況

##### 2) 回答者の職責について

本調査において、アンケートの回答者の職責は、教頭が最も多く 440 校で、次に教務主任が 134 校であった。

その他の中には、学部主事や総括教諭，学校評価担当の教員などの回答があった。

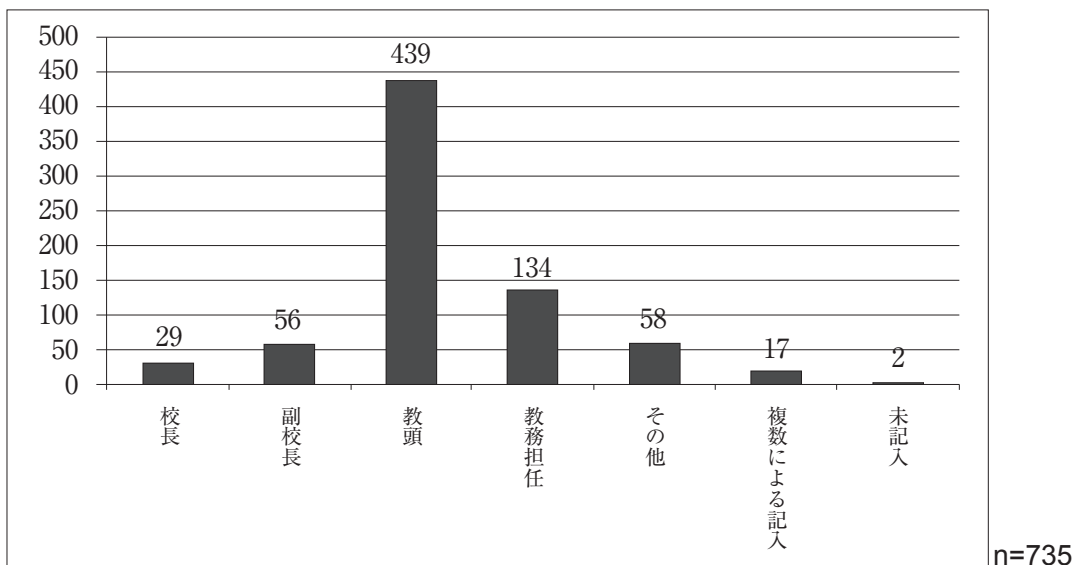


図 1-2 回答者の職責

### 3) 学校評価の実施回数について

学校評価の実施回数は、年1回が最も多く411校であった。次に年1回と中間評価を行っている学校が195校であった。年2回行っている学校は、92校であった。

その他の中には、年に3回行う学校や2、3年に1回学校評価を実施する学校があった。また、行事や内容で学校評価を実施する学校や自己評価、学校関係者評価、第三者評価で実施回数が異なる学校があった。

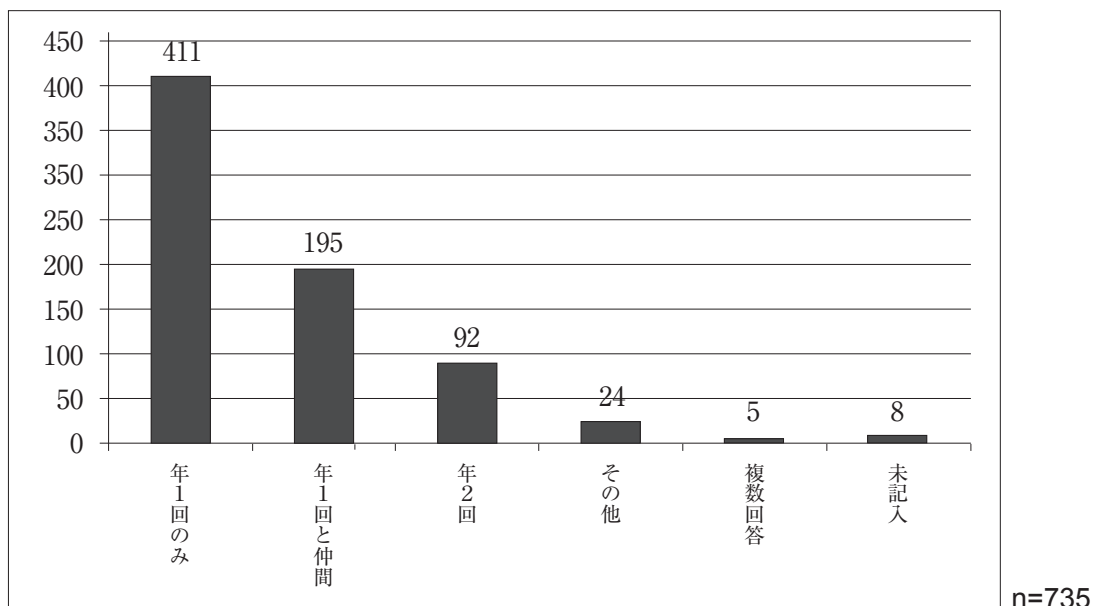


図 1-3 学校評価の実施回数

「1. 学校の概要及び学校評価の実施について」では、今回の調査では、学校評価の実施回数として、年一回が最も多く、次に年一回の学校評価と中間評価を実施している学校が多かった。

## (2) 特別支援学校における学校評価の自己評価項目について

特別支援学校における学校評価の自己評価項目については、「特別支援学校のシステムと深く関わる事項」、「特別支援教育に携わる教員の専門性に関わる事項」、「特別支援教育の効果とそれに関連する事項」、「特別支援学校と地域との関わりに関する事項」、「特別支援学校における体制整備に関する事項」の5つの観点から調査項目を設定した。

### 1) 学校評価を行う際の特別支援学校にかかわる評価項目

学校評価を行う際の特別支援学校にかかわる評価については、1) 個別の指導計画、2) 個別の教育支援計画、3) センターの機能（教育相談）、4) センターの機能（通級による指導）、5) 特別支援教育コーディネーター、6) 交流及び共同学習、7) 校内委員会、8) 関係機関との連携、9) 広域地域連絡協議会の実施、10) 移行支援、11) 環境の整備の11の項目を設け、これらについて、「A 評価していない」、「B 大項目のみで評価」、「C 詳細な項目を設定して評価」という3つの質問によって実施状況を把握することとした。

#### (1) 個別の指導計画

個別の指導計画を評価項目として大項目のみで評価している学校は、62.4%の459校、詳細な項目を設定して評価している学校は、19.6%の144校であった。設定していない学校は、16.9%の124校であった。全体の8割以上の学校で個別の指導計画が評価項目として設定されていた。

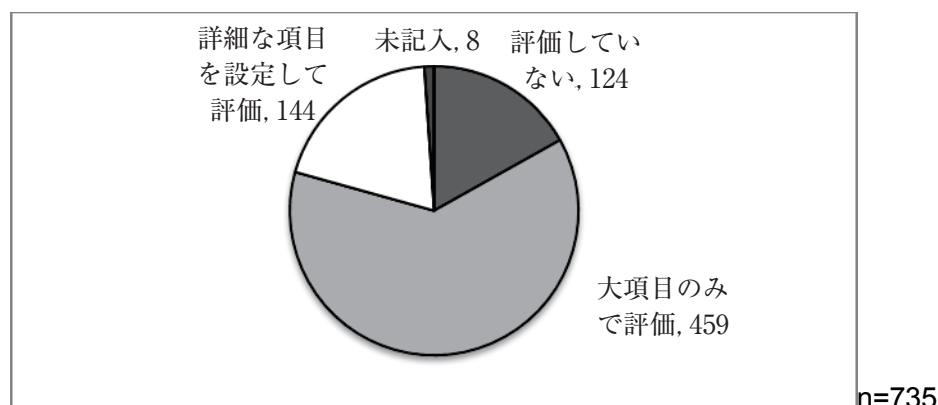


図2-1 個別の指導計画

#### (2) 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画を大項目のみで評価している学校は、57.0%の419校、詳細な項目を設定して評価している学校は、16.1%の118校であった。評価項目として設定していない学校は、25.7%の189校あった。全体の7割以上の学校が個別の教育支援計画を評価項目として設定していた。

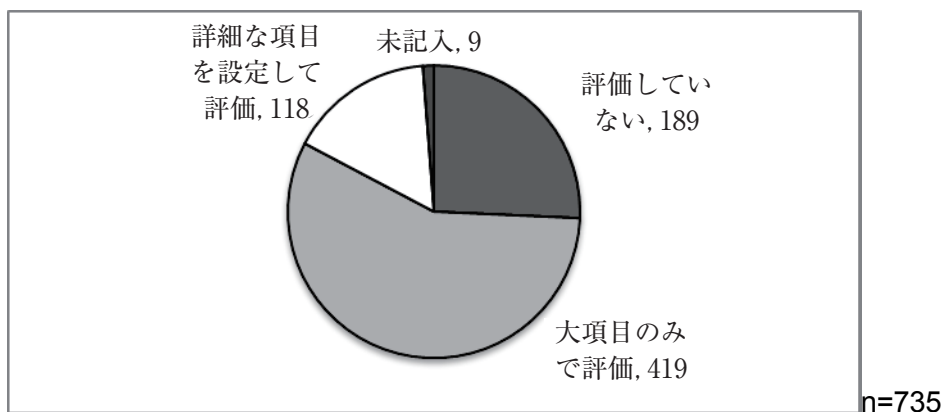


図 2-2 個別の教育支援計画

### (3) センターの機能

新学習指導要領において、今後、特別支援学校は小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を担っていくことが位置付けられた。特別支援学校のセンター的な機能としては、(1)当事者や子どもを担当する教員や学校からの相談（教育相談）、(2)小・中学校の教員に対する研修協力・研修会等、(3)小・中学校等への情報提供、(4)小・中学校等への施設設備・教材教具の提供、(5)子ども及び保護者からの相談、(6)センター的機能の充実のための医療・保健・福祉・労働等との連携等があげられるが、本調査ではそれらを整理して、①教育相談、②小・中学校への支援（特別支援学校から出向いての対応）、③通級による指導（特別支援学校に来校しての対応）という3つの観点での対応状況について調査した。

#### ①教育相談

教育相談を大項目のみで評価している学校は、452校（61.5%）、詳細な項目を設定して評価している学校が、155校（21.1%）あった。評価項目を設定していない学校は、121校（16.5%）であった。全体の8割以上が教育相談を評価項目として設定していることになる。

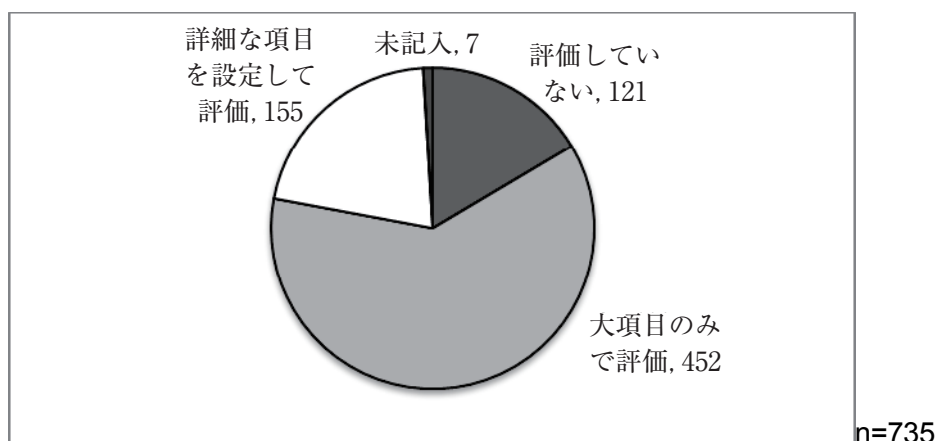


図 2-3 教育相談

## ②小・中学校等への支援

小・中学校等への支援を大項目のみで評価している学校は、424校（57.7%）、詳細な項目を設定して評価している学校は、115校（15.6%）であった。評価項目を設定していない学校は、187校（25.4%）あった。全体の7割以上の学校が小・中学校等への支援を評価項目として設定していることになる。

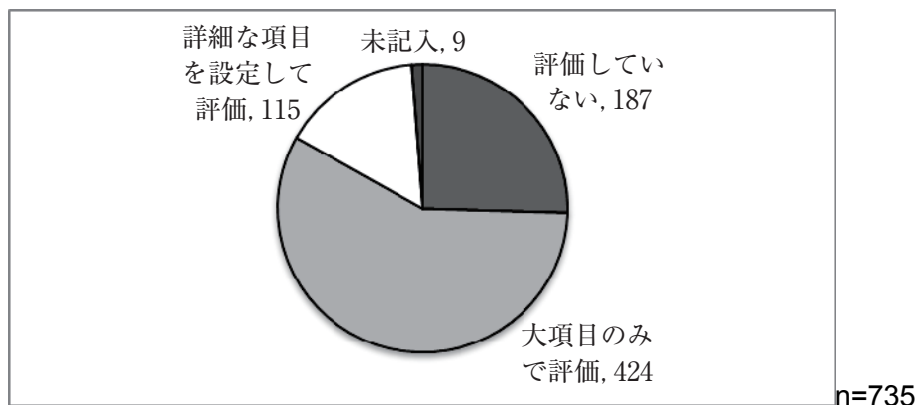


図2-4 小・中学校等への支援

## ③通級による指導

通級による指導を大項目のみで評価している学校は、67校（9.1%）、詳細な項目を設定して評価している学校は、10校（7.2%）であった。評価項目を設定していない学校は604校で、これは全体の82.5%にあたる。不明回答が1校あった。通級による指導を評価項目として設定している学校は全体の1割程度である。

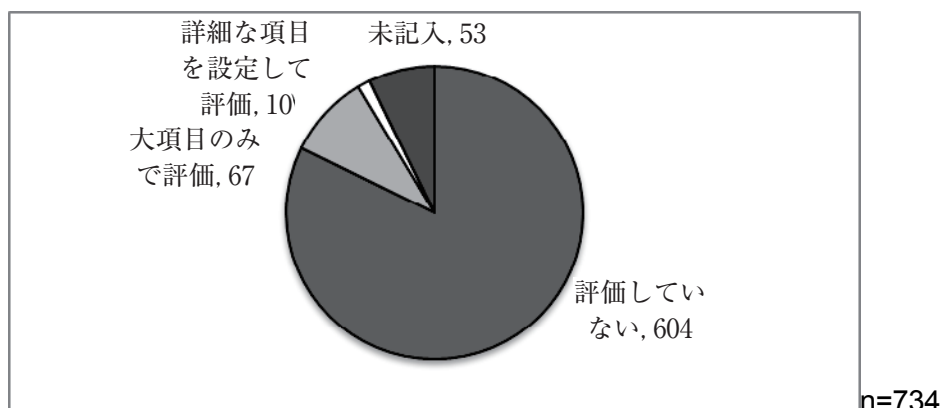


図2-5 通級による指導

## ④センター的機能について①～③以外の観点で学校評価を行っている場合について

センター的機能について自己評価項目を設定しているが、上記の①～③に該当しない観点で評価を行っている学校もあった。その場合の観点としては、「家庭・地域連携・支援」、「理解啓発」、「関係機関等連携・地域のセンターとしての役割」、「体制整備」、「ボランティア育成」、「情報発信」等のような項目があげられた。



これらの観点のうち、最も多かったのは、「関係機関等連携」や「地域のセンターとしての役割」という大括りの観点であった。47校からこうした回答があった。次に、多かったのは、「家庭」「地域連携」「支援」という観点であった。これは31校からあった。

「ボランティア育成等」特徴的な取り組みを学校評価の項目として設定している学校もあった。

#### (4) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターを大括りの項目で評価している学校は、252校(34.3%)あった。詳細な項目を設定して評価している学校は18校(2.4%)であった。評価項目を設定していない学校が417校(56.7%)で半数強あった。特別支援教育コーディネーターを評価項目として設定している全体の4割弱にとどまった。この背景としては、特別支援教育体制において、特別支援教育コーディネーターに期待される役割は大きいですが、学校としてではなく個人の活動が評価されることにもつながってしまう恐れがあるため、学校評価の項目としては設定を見送っているということが考えられる。

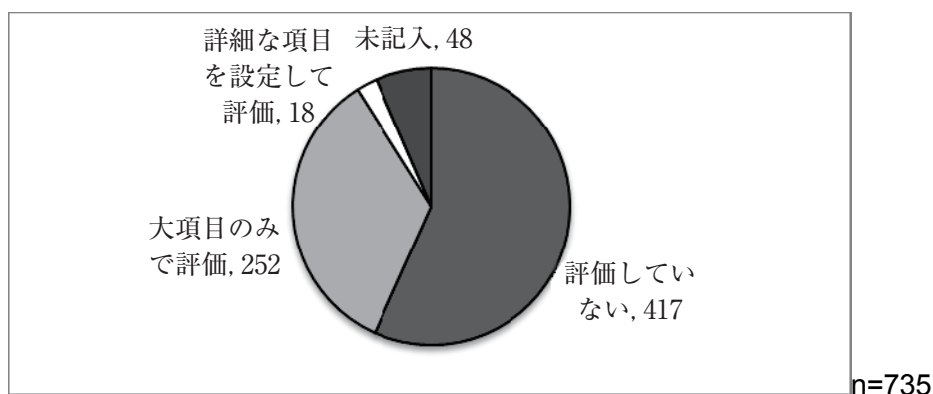


図2-6 特別支援教育コーディネーター

#### (5) 交流及び共同学習

交流及び共同学習を大括りの項目で評価している学校は、409校(55.6%)、詳細な項目を設定して評価している学校は、114校(15.5%)あった。評価項目を設定していない学校は、201校(27.3%)あった。全体の7割以上の学校では、交流及び共同学習を評価項目として設定していることになる。

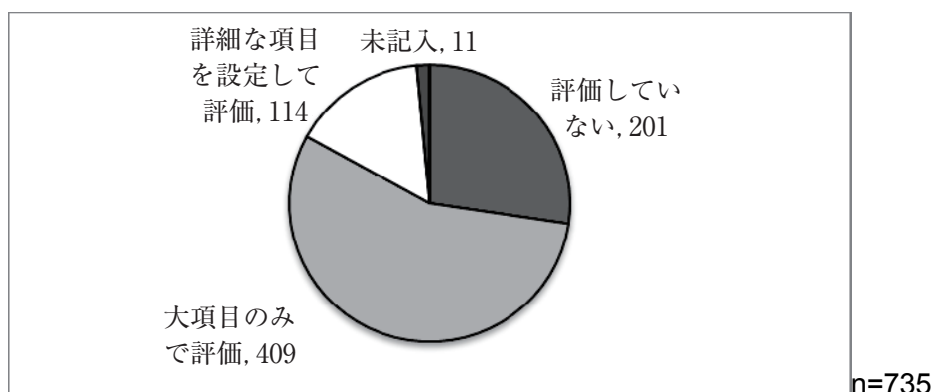


図2-7 交流及び共同学習

### (6) 校内委員会

校内委員会を大括りの項目で評価している学校は、203校（27.7%）、詳細な項目を設定して評価している学校は、49校（6.7%）あった。不明の回答が2校。評価項目を設定していない学校が、463校（63.2%）あった。全体の3割程度の学校で校内委員会を評価していることになる。校内体制の設置状況と照らし合わせると、評価していないと答えた学校の比率が大きくなっている。

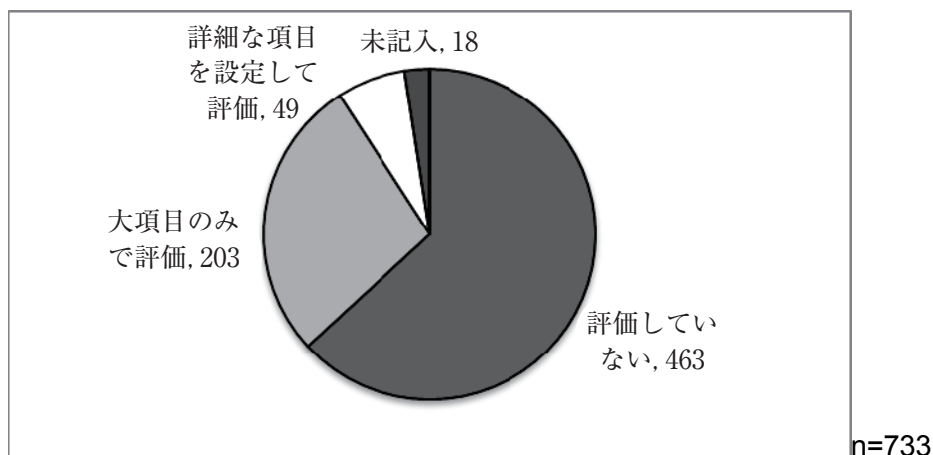


図2-8 校内委員会

### (7) 関係機関との連携

関係機関との連携を大括りの項目で評価している学校は、470校（63.9%）、詳細な項目を設定して評価している学校が、140校（19.0%）あった。評価項目を設定していない学校は、115校（15.6%）あった。全体の8割以上が関係機関との連携について評価していることになる。

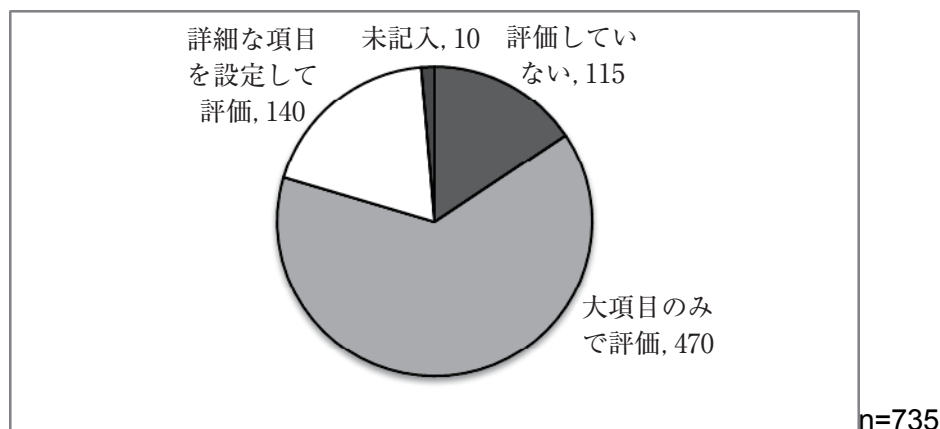


図2-9 関係機関との連携

### (8) 広域特別支援連携協議会への取り組み

広域特別支援連携協議会への取り組みを大括りの項目で評価している学校は、164校（22.3%）、詳細な項目を設定して評価している学校は、17校（2.3%）であった。評価項目を設定していない学校が518校（70.6%）と7割を占めた。不明回答が1校あった。広域特別支援連携協議会へ

の取り組みについては、全体の2割程度のみが評価対象としていることになる。これは、広域特別支援連携協議会の取り組みが行政主導で行われることが多いため、学校の主体的な活動としてなじみにくいということが考えられる。

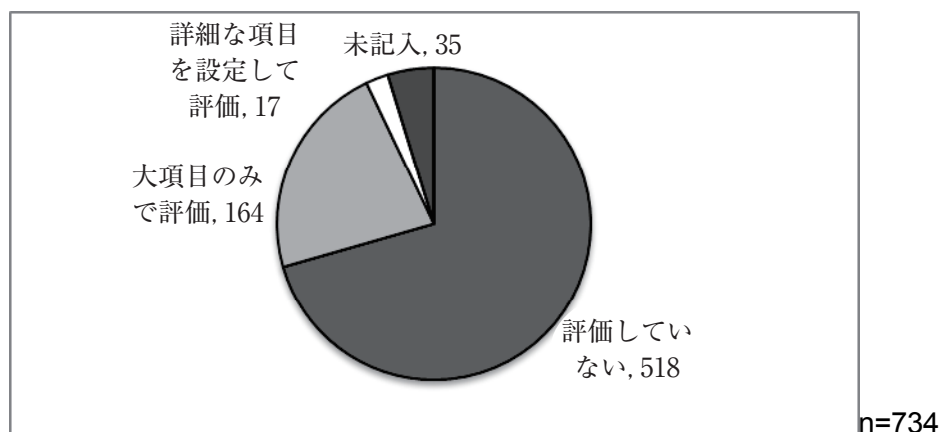


図 2 - 1 0 地域連絡協議会の実施

#### (9) 移行支援

移行支援を大括りの項目で評価している学校は、268校(36.5%)、詳細な項目を設定して評価している学校は、66校(9.0%)であった。評価項目を設定していない学校は、390校(53.1%)であった。全体の5割弱の学校で移行支援を評価項目として設定していることになる。

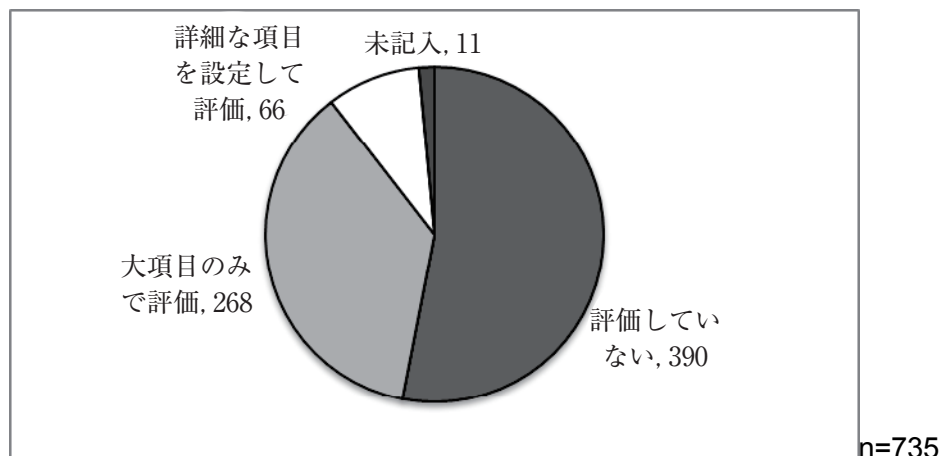


図 2 - 1 1 移行支援

#### (10) 環境の整備

環境の整備を大括りの項目で評価している学校は、387校(52.7%)、詳細な項目を設定して評価している学校は、90校(12.2%)であった。評価項目を設定していない学校が、250校(34.0%)あった。全体の6割以上の学校が環境の整備を評価項目として設定していることになる。

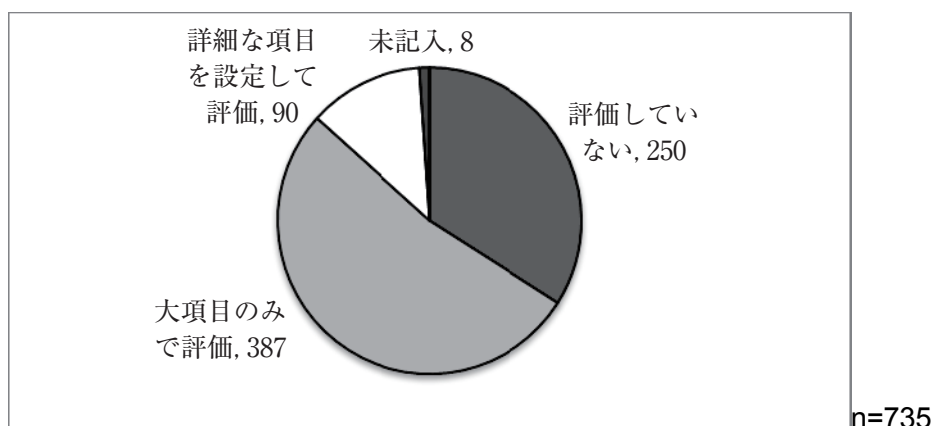


図2-12 環境の整備

### (11) (1)～(10)以外の項目について

特別支援学校に特有な学校評価における自己評価の項目の観点の中で(1)～(10)以外の観点として自由記述により回答のあったキーワードを列挙すると以下のようなになる。

教育目標・指導，学習環境・バリアフリー・エコ環境，組織・経営・危機管理・健康安全，保護者・地域との連携，人権，寄宿舎，PTA活動，開かれた学校，個人情報，研究・研修，理解啓発・情報提供，専門性の向上，進路・キャリア教育，食育・給食，自立支援法，ボランティア，大学との連携，特色ある学校，校内支援体制，情報管理，教育相談，予算図書の充実，学力向上，生徒指導，スクールバス，ティームティーチング，自立活動，個別の移行支援計画，情報機器の活用，施設・設備等。

これらの観点のうち，最も多かったのは，「教育目標・指導」について学校評価を行っているという回答で96校あった。次に多かったのは，「組織・経営・危機管理・健康安全」について学校評価を行っている学校で，これは62校あった。次には，進路・キャリア教育や保護者・地域との連携があげられていた。

## 2) 特別支援学校の教職員の専門性に関する評価項目

特別支援学校は，地域における特別支援教育の中核として，様々な障害種について，より専門的な助言などが期待されている。そのために，特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ることや特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善，研修の充実に努めることなどが求められている。こうした点から，対象となる障害の専門的理解及び指導技術，障害全般の専門的理解及び指導技術という項目を設定して教職員の専門性に関する評価への対応状況について把握することとした。

### (1) 対象となる障害の専門的理解に関することについて

対象となる障害の専門的理解に関することを大項目のみで評価している学校は，61.0%の448校，詳細な項目を設定して評価している学校は，15.9%の117校であった。評価項目として設定していない学校は，21.6%の159校あった。全体の8割弱が対象となる障害の専門的理解に関することを評価項目として設定している。

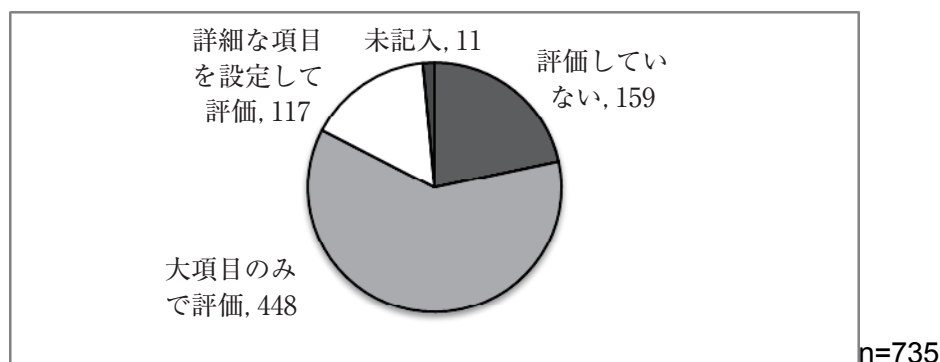


図 2-13 対象となる障害の専門的理解に関することについて

### (2) 対象となる障害の指導技術に関することについて

対象となる障害の指導技術に関することを大項目のみで評価している学校は、60.8%の 447 校、詳細な項目を設定して評価している学校は、15.9%の 117 校であった。評価項目として設定していない学校は、21.8%の 160 校あった。全体の 8 割弱が対象となる障害の指導技術に関することを評価項目として設定している。

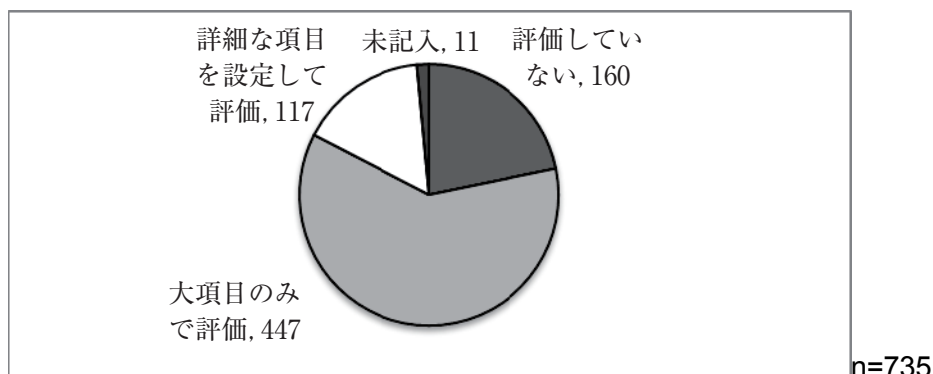


図 2-14 対象となる障害の指導技術に関することについて

### (3) 障害全般の専門的理解に関することについて

障害全般の専門的理解に関することを大項目のみで評価している学校は、43.0%の 316 校、詳細な項目を設定して評価している学校は、6.4%の 47 校であった。評価項目として設定していない学校は、49.3%の 362 校あった。全体の約半数が障害全般の専門的理解に関することを評価項目として設定している。

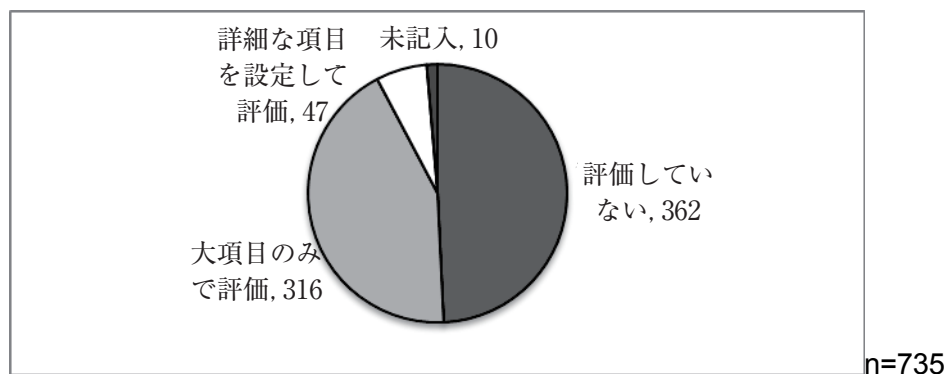


図 2-15 障害全般の専門的理解に関することについて

#### (4) 障害全般の指導技術に関することについて

障害全般の指導技術に関することを大項目のみで評価している学校は、41.4%の304校、詳細な項目を設定して評価している学校は、5.7%の42校であった。評価項目として設定していない学校は、51.6%の379校あった。全体の約半数が障害全般の指導技術に関することを評価項目として設定している。

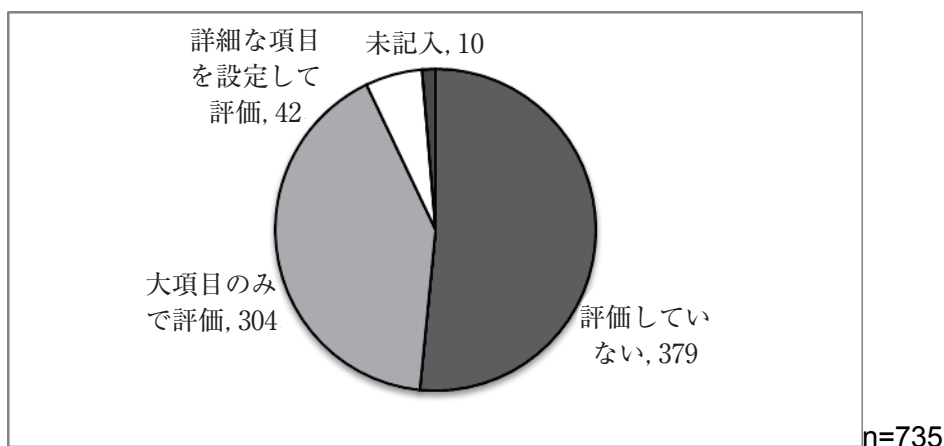


図 2-16 障害全般の指導技術に関することについて

#### (5) 他者・他領域とのネットワークの構築

他者・他領域とのネットワークの構築を大項目のみで評価している学校は、47.0%の345校、詳細な項目を設定して評価している学校は、9.8%の72校であった。評価項目として設定していない学校は、41.7%の306校あった。不明回答が1校あった。全体の6割程度が他者・他領域とのネットワークの構築を評価項目として設定している。

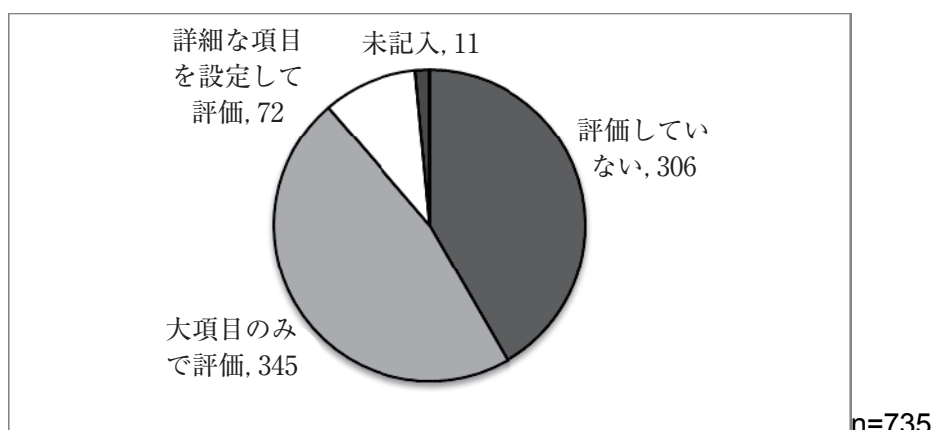


図 2-17 他者・他領域とのネットワークの構築

#### (6) 特別支援学校の教職員の専門性に関する(1)～(5)以外の観点

特別支援学校の教職員の専門性に関する(1)～(5)以外の観点について自由記述で回答してもらったが、それらを整理すると、主に以下の観点に関する内容があげられていた。

研修の体制自体や特別支援学校教員免許状の取得率の向上などを観点としている。具体的な内容としては、キャリア教育や医療的ケアなどを評価の項目としてあげている学校があった。また、児童生徒一人一人の実態を把握する力やそれをもとに授業を組み立てる力などを評価の項目としてあげている学校があった。また、教職員の資質向上に関することを観点としてあげている学校もあった。

さらに大きな枠組みとして、研修自体の妥当性や効果の状況を観点としてあげている学校もあった。これらの観点は、特別支援学校に特有の内容を対象にして、教職員を対象に提供された情報などが教員の行動にどのような変化をもたらしたのかなどを測るような観点となっている。

これらの多くは小中学校における学校評価の内容でも取り上げられるような項目であることから、本調査の項目から除いていた項目であった。また、項目の意味をせまくとらえている場合や特別支援学校に特有の内容が含まれていることも想定された。

### **3) 特別支援学校の教育の効果と関連する評価項目**

#### **(1) 児童生徒の教育効果に関する評価**

特別支援学校の教育の効果と関連する評価項目として、児童生徒の教育効果に関連して具体的にどのような評価項目を立てているかについて、主に以下のような回答を得た。

- ・学力に関する観点、児童生徒の資格の取得に関する観点
- ・個別の指導計画が授業に反映されているかなど、個に応じた指導に関する観点
- ・児童生徒の生きがいやQOLに関する観点
- ・日常生活の自立に関する観点

児童生徒の教育効果に関しては、学力や資格取得など児童生徒の変化を客観的に把握できる観点もあるが、具体的な変化を測ることが難しい観点の場合、指導内容や方法を評価するような観点を設定している学校や児童生徒の行動上の変化を測る観点を設定している学校がある。また、児童生徒の主観的な変化に関連する観点を評価するような学校もある。

#### **(2) 卒業生の実態に関する評価**

特別支援学校の教育の効果と関連する評価項目として、卒業生の実態に関連して具体的にどのような評価項目を立てているかについて、主に以下のような回答を得た。

- ・アフターケアに関する観点
- ・就労率、進学率、定着率に関する観点
- ・資格の取得状況に関する観点
- ・同窓会活動に関する観点
- ・卒後の連携に関する観点

児童生徒の教育効果に比べると卒業生の実態に関する評価に関しては、具体的な変化を測ることが可能な観点が多い。また、関係機関との連携に関する観点を評価する学校もある。

### **4) 特別支援学校と地域との関わりに関する評価項目**

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、センターとしての機能の充実をはかっていくだけでなく、保育所をはじめとする保育施設や



関係機関等への支援に努めていくことも求められている。地域との密接な関係を築いていくことも重要な事項であることを鑑み、学校評価における対応について設問を設けた。

### (1) 地域コミュニティ活動における役割

地域コミュニティ活動における役割を大項目のみで評価している学校は、34.6%の254校、詳細な項目を設定して評価している学校は、5.9%の43校であった。評価項目として設定していない学校は、57.6%の423校あった。全体の4割程度が地域コミュニティ活動における役割を評価項目として設定している。

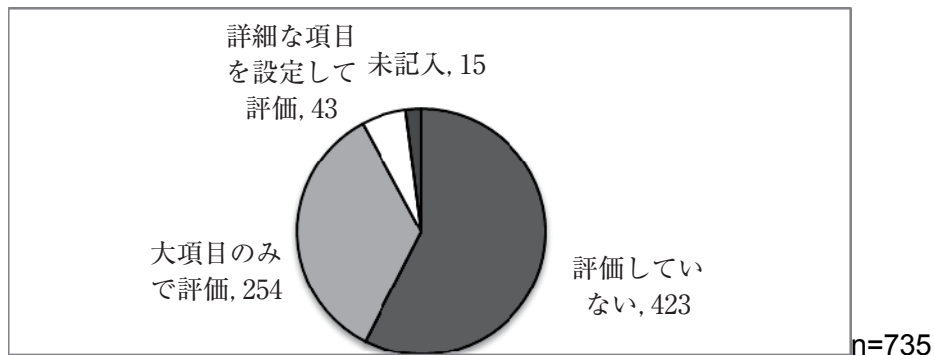


図2-18 地域コミュニティ活動における役割

### (2) 地域のイベントへの参加

地域のイベントへの参加を大項目のみで評価している学校は、25.3%の186校、詳細な項目を設定して評価している学校は、3.3%の24校であった。評価項目として設定していない学校は、69.3%の509校あった。全体の3割程度が地域のイベントへの参加を評価項目として設定していることになる。

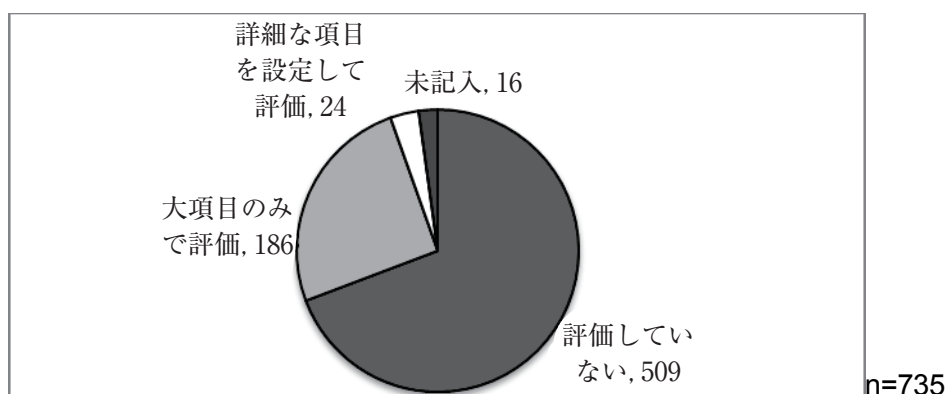


図2-19 地域のイベントへの参加

### (3) 学校を開放して行う行事

学校を開放して行う行事を大項目のみで評価している学校は、36.2%の266校、詳細な項目を設定して評価している学校は、8.2%の60校であった。評価項目として設定していない学校は、54.0%の396校あった。不明回答が1校あった。全体の4割程度が学校を開放して行う行事を評価項目として設定していることになる。



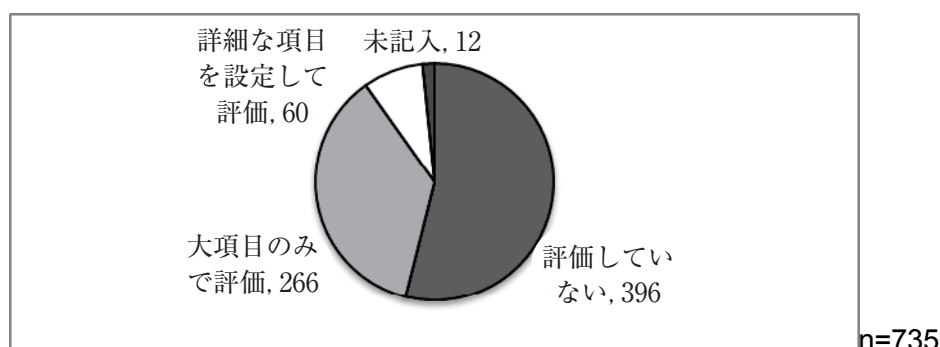


図 2-20 学校を開放して行う行事

#### (4) 特別支援学校と地域とのかかわりに関する学校評価について、(1)～(3)以外の観点

特別支援学校と地域とのかかわりに関して、(1)～(3)以外の観点として、主に以下の観点に関する内容があげられていた。

関係機関等との連携、PTA・保護者との連携、地域の学校、開かれた学校・学校公開、ボランティア・ゲストティーチャー、地域への情報発信・理解啓発、地域との共生・交流・地域資源の活用

これらの観点のうち、最も多かったのは、開かれた学校・学校公開について学校評価を行っている学校で、44校あった。次に多かったのは、地域の学校、地域への情報発信・理解啓発、地域との共生・交流・地域資源の活用について学校評価を行っている学校で、それぞれ30校程度あった。

小中学校における学校評価の内容でも取り上げられるような項目であることから、本調査において除いていた項目が多くあった。項目の意味をせまくとらえている場合や特別支援学校に特有の内容が含まれていることが想定された。

#### 5) 特別支援学校の運営等に関する評価項目

自己評価の評価項目・指標等の設定について、『学校評価ガイドライン[改訂]』では、各学校や設置者において、検討する際の視点となる例を12分野に分類して例示している。特別支援学校においても、その専門性を高めていくためには、各学校の実情等に応じて適切な項目を設定して学校評価を行っていく必要がある。学校運営には様々な側面があるが、ここでは研修、予算執行、教育課程、運営組織の条件整備の4項目の評価項目が設定されているかどうかを尋ねた。

##### (1) 校内研修

校内研修を大項目のみで評価している学校は、58.5%の430校、詳細な項目を設定して評価している学校は、27.5%の202校であった。評価項目として設定していない学校は、12.7%の93校あった。全体の9割弱が校内研修を評価項目として設定していることがわかった。

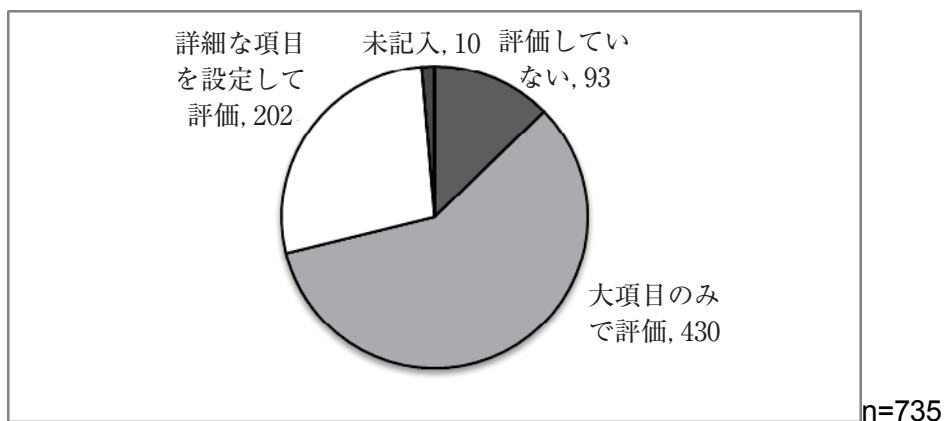


図 2 - 2 1 校内研修

### (2) 予算執行

予算執行を評価項目として設定していない学校は、68.3%の502校あり、大項目のみで評価している学校は、23.9%の176校、詳細な項目を設定して評価している学校は、6.0%の44校であった。全体の3割程度が予算執行を評価項目として設定していた。

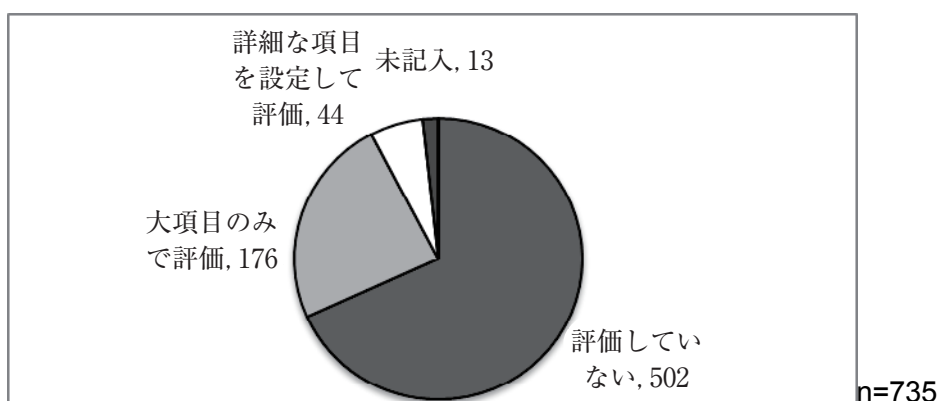


図 2 - 2 2 予算執行

### (3) 教育課程

教育課程を大項目のみで評価している学校は、53.9%の396校、詳細な項目を設定して評価している学校は、26.0%の191校であった。評価項目として設定していない学校は、18.1%の133校あった。全体の8割程度が教育課程を評価項目として設定している。

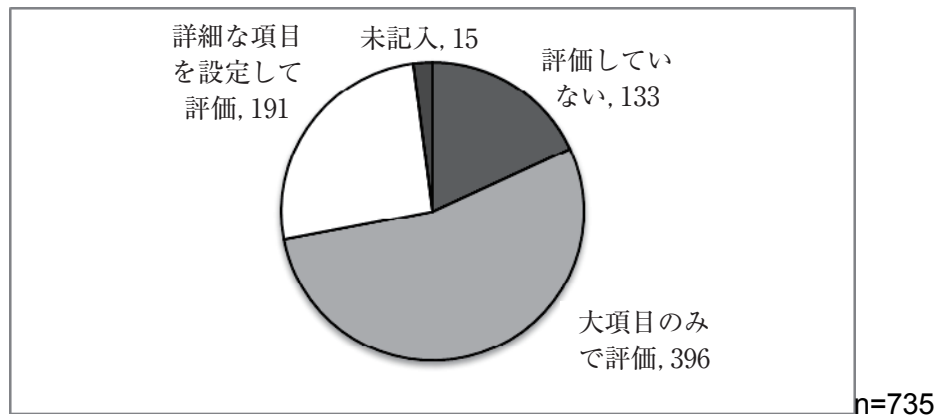


図 2 - 2 3 教育課程

#### (4) 運営組織の条件整備

運営組織の条件整備を大項目のみで評価している学校は、38.5%の283校、詳細な項目を設定して評価している学校は、9.4%の69校であった。評価項目として設定していない学校は、49.3%の362校あった。全体の半数程度が運営組織の条件整備を評価項目として設定していた。

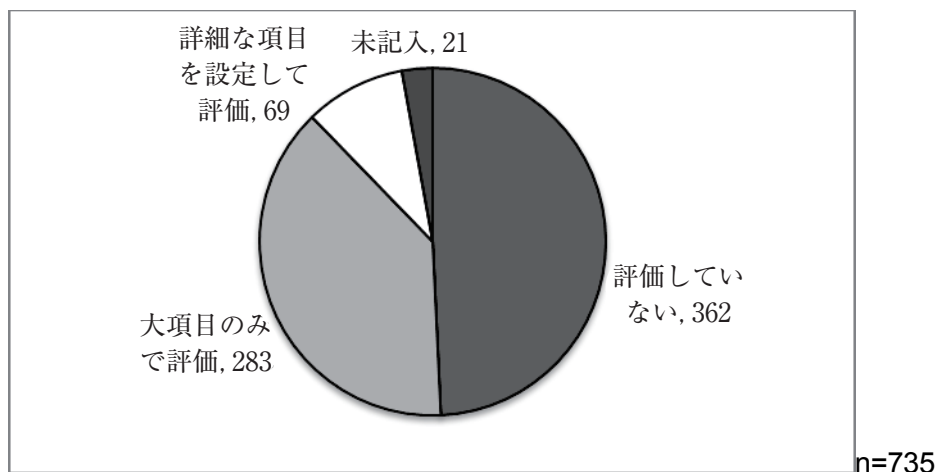


図 2 - 2 4 運営組織の条件整備

#### (5) 特別支援学校の運営等に関する学校評価について、(1)～(4)以外の観点

特別支援学校の運営等に関して、(1)～(4)以外の観点について自由記述で回答してもらった。それらを整理すると、主に以下の観点に関する内容があげられていた。

意見が出せる雰囲気、業務の適切な分担、情報管理・個人情報・公開、寄宿舍、学部間連携、危機管理、支援会議、運営組織、物品管理・予算、環境整備、相談支援体制、広報体制の整備、理解啓発、適切な授業、効率的運営、人権、内規の整備

これらの観点のうち、最も多かったのは、危機管理について学校評価を行っている学校で、13校あった。次に多かったのは、業務の適切な分担について学校評価を行っている学校で、10校あった。外部専門家の活用に関する観点などをあげている学校もあった。

どの観点においても、特別支援学校の運営等に関して学校評価の項目として取り上げている学校の数は少なかった。

また、自由記述で回答のあった観点には、本調査において除いていた小中学校における学校評価の内容で取り上げられる項目が多くあったことから、回答者がアンケートの項目の意味を狭くとらえていると思われるケースもあることが想定された。

## 6) 特別支援学校における学校評価の自己評価項目についてのまとめ

特別支援学校における学校評価の自己評価項目について、本調査の結果は以下のように整理できる。

「特別支援学校における学校評価の特徴的な項目」に関連して、個別の指導計画や個別の教育支援計画、教育相談や小中学校への支援、交流及び交流学习、環境の整備に関して評価項目を設定している学校が多かった。7～8割の学校で評価項目として設定していたが、評価の水準では大括りの大項目での実施している学校が大半を占めていた。一方、通級による指導を評価項目としてあげている学校は、全体の1割程度であった。センター的機能については本調査で取りあげた以外の観点として、センター機能の推進のための校内整備や研修会の実施、関係機関との連携、理解啓発、情報発信、巡回相談などの項目があげられていた。また、特別支援教育コーディネーターや校内委員会、地域連絡協議会、移行支援の実施を学校評価の項目としてあげていない学校については、半数以上となっていた。上記以外の項目として設定している場合、安全点検や開かれた学校づくりなどの項目をあげている学校があった。

「特別支援学校の教職員の専門性に関する評価項目」では、対象となる障害の専門的理解、指導技術の両方において、評価項目を設定している学校が多く、7割程度となっており、特に大項目での評価を実施している学校が多い結果となっている。障害全般については、半数程度の学校が評価項目を設定していなかった。これらのことから、特別支援学校の障害全般における専門的理解、指導技術への評価は、今後の課題となっていることが推察される。他者・他領域とのネットワークの構築についても、半数程度は評価項目を設定していなかった。

「特別支援学校と地域との関わりに関する評価項目」では、地域コミュニティ活動における役割、地域イベントへの参加、学校を開放して行う行事のいずれの項目においても評価項目としては設定していない学校が半数を超えていた。「特別支援学校の体制整備に関する評価項目」では、校内研修、教育課程においては、評価項目を設定している学校が多く、8割以上となっており、特に大項目での評価を実施している学校が多い結果となっている。一方、予算執行や運営組織の条件整備に関しては、半数程度が評価項目を設定していなかった。

### (3) 学校関係者評価及び第三者評価への対応

平成19年6月の学校教育法、さらには同年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価に加えて学校関係者評価の実施とその結果の公表、設置者への報告等に関する規定が新たに設けられた。「学校評価ガイドライン[改訂]」では、学校関係者評価に加えて、第三者評価の実施も示された。ここでは、特別支援学校における学校関係者評価及び第三者評価の実施状況について尋ねた。

なお、学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民その他の学校関係者などにより学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価を行うものである。第三者評価は、学校には直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うものである。

#### 1) 学校関係者評価

##### (1) 学校関係者評価の実施の有無について

学校関係者評価を実施している学校は、86.9%の639校あり、実施していない学校は、12.2%の90校であった。

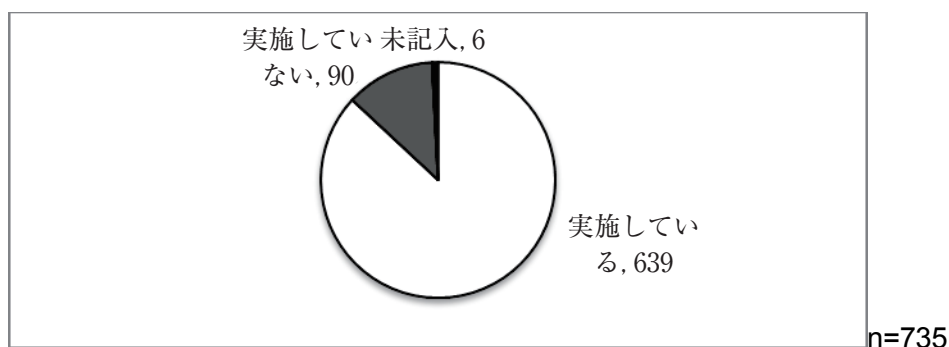


図3-1 学校関係者評価の実施の有無について

##### (2) 学校関係者評価の委嘱について

###### ① 保護者への学校関係者評価の委嘱について

学校関係者評価を実施している学校639校のうち、保護者へ学校関係者評価を委嘱している学校は、78.6%の502校あり、委嘱していない学校は、21.3%の136校であった。

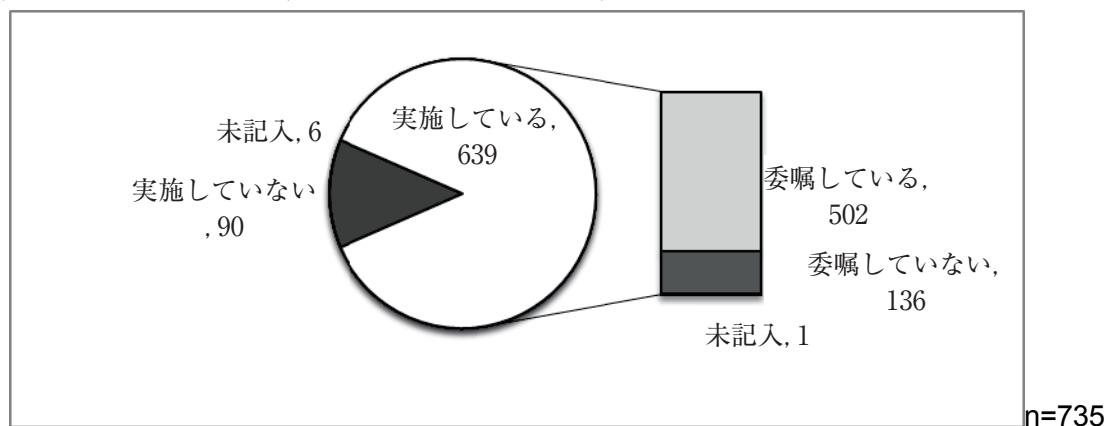


図3-2 保護者への学校関係者評価の委嘱について

## ②関係者への学校関係者評価の委嘱について

学校関係者評価を実施している学校 639 校のうち、医療・労働・福祉等関係者へ学校関係者評価の委嘱をしている学校は、72.8%の 465 校あり、委嘱していない学校は、24.7%の 158 校であった。

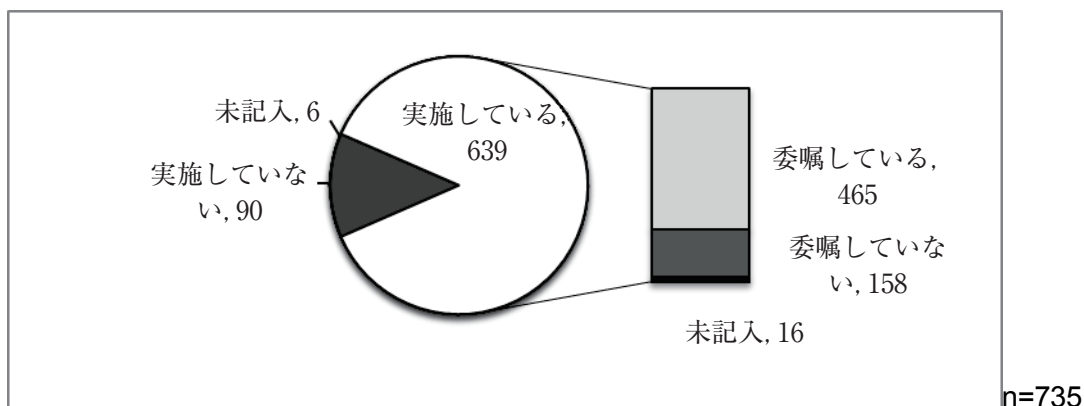


図 3-3 関係者への学校関係者評価の委嘱について

## ③学校関係者評価を委嘱している場合の学校とのかかわりについて

学校関係者評価を委嘱している場合の学校とのかかわりとしては、PTA 会長などの場合や役員の場合が多く見られた。また、地域の関係機関等に委嘱している場合も多く見られた。

### (3) 学校関係者評価の委嘱の目的・理由について

学校関係者評価の委嘱の目的・理由に関して、主に以下の観点に関する内容があげられていた。精度の高い評価が期待、運営の改善・質の向上、広く意見を聞く、信頼される開かれた学校作り、雇用のつながり、障害者理解の促進、学校の説明責任を果たす、連携に役立てるため、教育活動を理解してもらう、委嘱することになっているからなどであった。

これらの観点のうち、最も多かったのは、広く意見を聞くことを期待している学校で、133 校あった。次に多かったのは、精度の高い評価を期待している学校で、109 校あった。その次に多かったのは、運営の改善・質の向上を期待している学校で、96 校あった。

小中学校における学校評価の内容でも取り上げられるような項目であることから、本調査において除いていた項目が多くあった。項目の意味をせまくとらえている場合や特別支援学校に特有の内容が含まれていることが想定された。

## 2) 第三者評価

### (1) 第三者評価の実施の有無について

第三者評価を実施して評価している学校は、16.1%の 118 校であった。全体の 8 割以上が第三者評価を実施していない状況にあることが明らかになった。

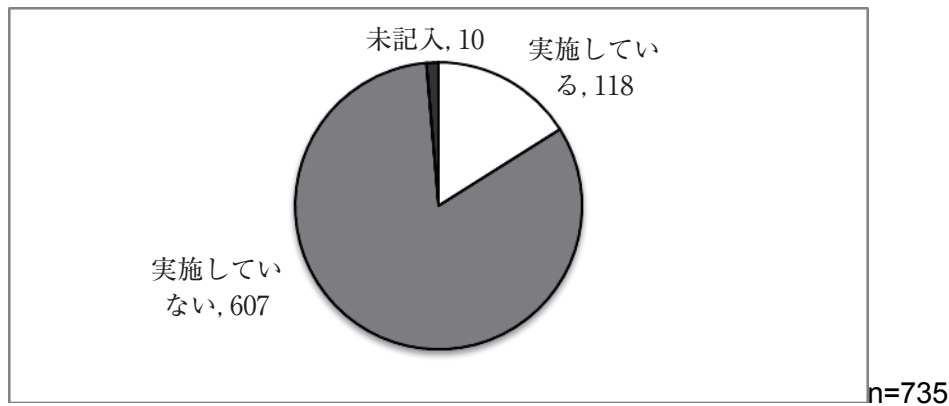


図3-4 第三者評価の実施の有無について

### (2) 第三者評価の実施について

第三者評価の実施について、学校とのかかわりは、学校評議員や大学等の専門家等に委嘱している場合が多く見られた。

### (3) 第三者評価実施の目的・理由について

第三者評価実施の目的・理由に関して、主に以下の観点に関する内容があげられていた。外部からの客観的な評価、教育活動の改善に生かす、開かれた学校とするため、地域へ貢献する学校とするため、専門的観点から学校評価、計画があるから、学校を知っている人、卒後を見通した教育がおこなわれているか

これらの観点のうち、最も多かったのは、外部からの客観的な評価で、54校あった。次に多かったのは、教育活動の改善に生かすで、18校あった。その次に多かったのは、開かれた学校とするためで、13校あった。小中学校における学校評価の内容でも取り上げられるような項目であることから、本調査において除いていた項目が多くあった。項目の意味を狭くとらえている場合等が想定された。

## 3) 学校関係者評価及び第三者評価への対応のまとめ

学校関係者評価及び第三者評価への対応について、学校関係者評価を実施している学校のうち、保護者や医療・労働・福祉等関係者へ委嘱している学校は7割以上となっており、第三者評価については、実施していない学校が8割以上となっている。



#### (4) 学校評価の活用について

##### 1) 学校マネジメントにかかる評価

学校評価は、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ることを目的としている（学校評価ガイドライン改定）。また、目標や計画及びその達成に向けた方策は、校長のリーダーシップの下で全教職員の間で共有し、目標等の達成に向けた意識を醸成することが求められている。こうした観点から、1) 学校経営に際しての管理職のミッション・ビジョンや2) 管理職としての学校評価への取組の姿勢について把握することを目的とした質問項目を設定した。

##### (1) 管理職のミッション・ビジョンについて

管理職のミッション・ビジョンを評価項目として設定している学校は、41.9%の308校あり、していない学校は、55.9%の411校であった。全体の4割程度が管理職のミッション・ビジョンを評価項目として設定している。

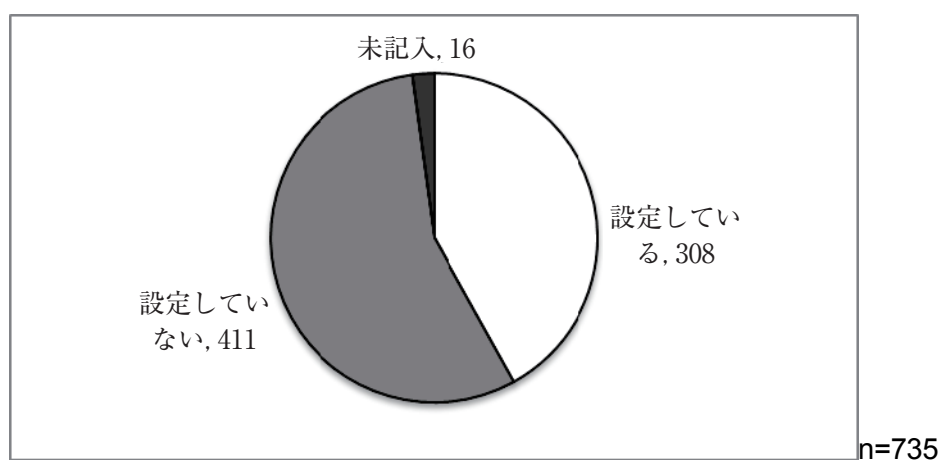


図4-1 管理職のミッション・ビジョンについて

自由記述の結果から、以下のような内容が見られた。

学校評価の結果から、次年度の業務・組織の見直しを行っている学校が多く見られる。ミッション・ビジョンを明確にし、それを具体的な方策の策定に活用している学校も多く見られた。具体的には、業務・組織の見直しをする際に全職員で検討するようしたり、各学部の意見を反映させられるようしたりする取り組みの例があった。また、改善の優先順位をつけたりするような取り組みの例もあった。重点的に取り組む目標に関して、より詳細な評価項目を設定し、学校評価を活用している学校もあった。

##### (2) 学校評価への工夫

学校評価を学校の教育活動に活かしていくためには、PDCAサイクルを一層意識して評価の在り方についても不断の見直しを図っていく必要がある。こうした観点から学校評価項目の中で学校評価への工夫という視点での項目設定があるかどうか尋ねることにしたものである。

その結果、学校評価への工夫を評価項目として設定している学校は、17.0%の125校あり、設定していない学校は、81.0%の595校であった。全体の2割弱の学校で学校評価への工夫を評価項目として設定されていた。

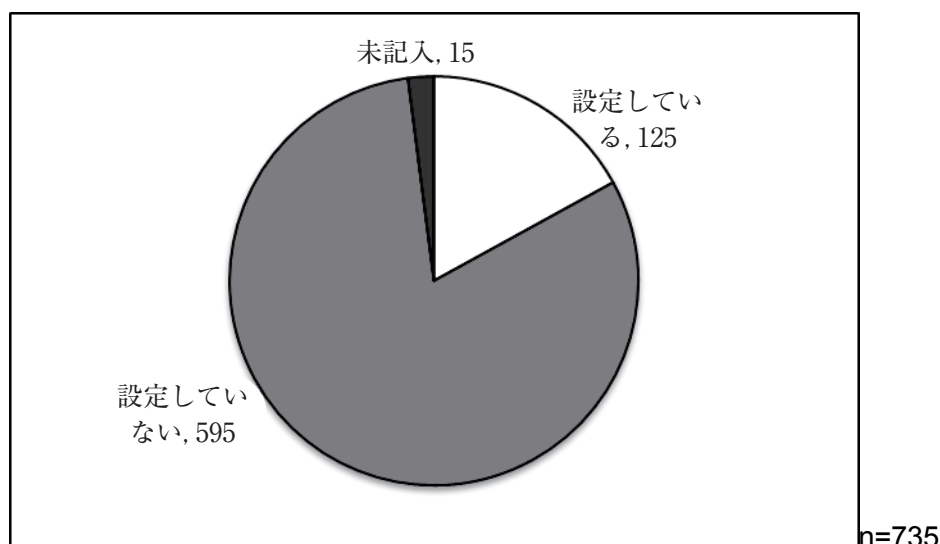


図4-2 学校評価への工夫

自由記述の結果から、以下のような工夫の例が見られた。

学校経営への職員の参画についての項目を設定している学校や運営組織の再検討を図ったかについての項目を設定している学校があった。このように学校評価が各職員への意欲や学校経営へ参画できるような工夫をしている例がいくつか見られた。

組織体としての学校が、その機能をどの程度十分に果たしているかについての評価項目を設定している学校や評価をもとにした改善の進捗状況に関する評価項目を設定している学校があった。このように学校評価を学校内部の機能の見直しに活用している例がいくつか見られた。

評価項目として設定はしていないが、職員からの意見を校内機能の見直しに反映させたり、学校運営を企画する部署において検討したりする工夫をしている例が見られた。

## 2) 学校評価の活用について

学校評価は、学校という組織としての教育活動やマネジメントの状況を評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、ガイドラインでは評価結果を組織の活性化のために適切に活用することや「学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用すること」などが例示されている。こうした学校評価の活用という観点から、1) 評価の活用の方策とそのためのシステム構築及び、2) 改善方策に活かすために学校評価メリット・デメリットに関連する評価項目を設定しているかどうか尋ねた。

### (1) 学校評価の活用の方策とそのためのシステム構築について

学校評価の活用の方策とそのためのシステム構築を評価項目として設定している学校は、21.0%の154校あり、していない学校は、77.4%の569校であった。全体の割以上が学校評価の活用の方策とそのためのシステム構築を評価項目として設定している。

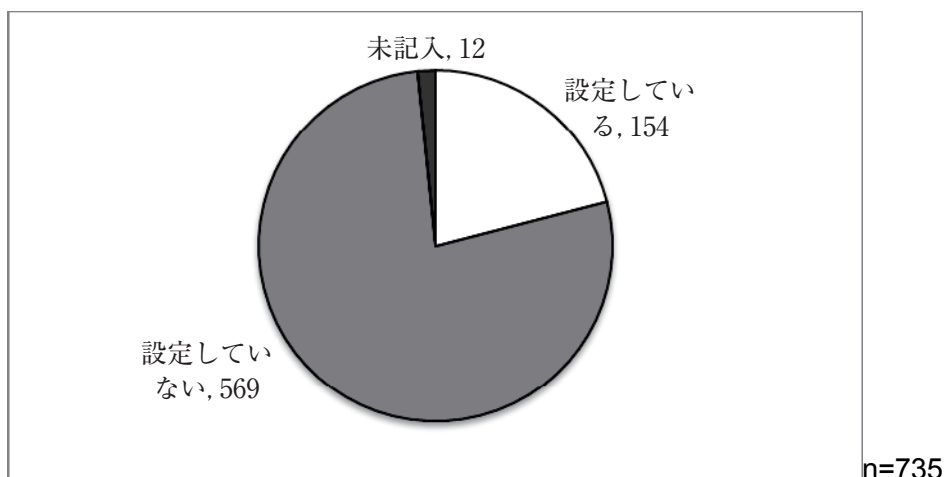


図4-3 学校評価の活用の方策とそのためのシステム構築について

自由記述の結果から、以下のような工夫の例が見られた。

「よりよい組織作り」「情報化による業務の効率化」「職場環境の改善」などの項目を設定し、その評価結果をもとに学校組織・日常業務・勤務状況の改善を図っている学校や学校経営に対する参画意識をもって学校の自己評価に取り組み、さらに改善に向けての自身の意識を高めて日々取り組んでいる学校の例があった。

また、PDCAサイクルが機能しているかを評価項目に設定し、透明度などチェックしている学校もあった。

#### (2) 学校評価導入によるメリット・デメリットについて

評価導入によるメリット・デメリットを評価項目として設定している学校は、5.4%の40校あり、していない学校は、92.2%の678校であった。全体の9割以上が評価導入によるメリット・デメリットを評価項目として設定していない。

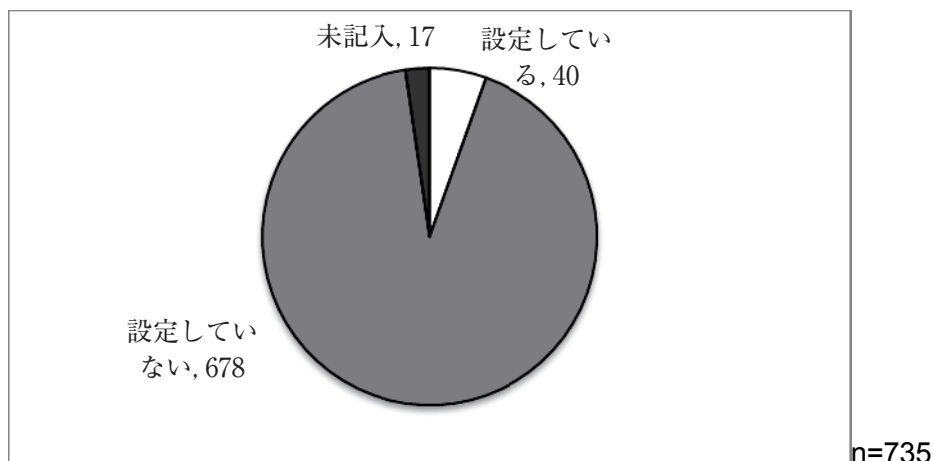


図4-4 学校評価導入によるメリット・デメリットについて

自由記述の結果から、以下のような例が見られた。

学校評価導入によるメリットとして、客観的評価ができることや学校の目指す姿を明確化できることがあげられており、改善の評価とともに改善の方策についても意見を聞くことができるので立案上の参考としている学校などがあつた。

### 3) 学校評価の活用の具体例

学校評価の活用の実態を把握するために、1) 学校組織マネジメントへの活用の例、及び、2) 指導内容、方法等の改善に活用している例について自由記述で回答してもらつた。

#### (1) 学校組織マネジメントへの学校評価の活用例について

学校評価を学校組織マネジメントに活用している例について、主に以下のような例があげられていた。

- ・「開かれた学校づくり推進委員会」から、学校評価の結果から得られた提言をもらい、それに沿って校内協議のもと次年度学校経営方針案を立てる。再度、同委員会でその内容を検討した後、公開する。得られた新しい学校経営方針に基づき、業務改善を実施している。
- ・プロジェクトチームを編成し、協議を行っている。学部、分掌部を単位として協議を行っている。
- ・学校評価集約結果をもとに職員全体で意見交換会を実施している。
- ・意見交換会の意見を各部・分掌・委員会の反省に生かす。

このように、学校評価で得られた情報を学校マネジメントに生かしていけるような内部組織の構造を構築している例が多く見られた。

#### (2) 学校評価を指導内容、方法等の改善に活用している例について

学校評価を指導内容、方法等に活用している例について、主に以下のような例があげられていた。

- ・結果をもとに、教育課程検討委員会にて次年度の教育課程について検討する。
- ・校内組織を活用し、研修・研究の機会を設けている。
- ・個別の指導計画に関する学校評価の結果をもとに、校内研究の成果を活かして、実態把握から課題設定に至る手順を研究グループごとに整理した。また、より適切な目標設定や手だてを行うための研修に取り組んでいる。

このように、学校評価を指導内容、方法等の改善に活用するため、教育課程の検討や研究研修の場の見直し、個別の指導計画等の活用の推進等を進めている学校の例が見られた。

### 4) 学校評価の活用についてのまとめ

学校評価の活用について、管理職のミッション・ビジョンを学校評価の項目に設定している学校は、4割程度あつたが、管理職としての学校評価への取り組み自体を評価項目として設定している学校は、2割に満たない。学校評価の活用に関しては、学校評価の活用方策とそのためのシステム構築を評価項目に設定している学校は、2割程度、学校評価導入によるメリット・デメリットを評価項目に設定している学校は1割にも満たない。特別支援学校における学校評価そのものや学校マネジメントへの評価自体を設定している学校は少ないが、活用の仕組みの工夫、活用の具体例については、自由記述から情報を得ることができた。

## (5) その他の調査項目について

上記以外の調査項目として、1) 公表の仕方、2) 保護者との連携、3) 寄宿舎について対処としているかどうかを尋ねた。

### 1) 公表の仕方

#### (1) 内部への公表

内部への公表については、未記入を除くと98.7%の701校が内部への公表を行っており、公表を行っていない学校は、わずか1.3%の9校であった。内部への公表を行っている中で、最も多かったのは、学校からの文書により公表する学校で197校あった。次に多かったのはホームページと学校からの文書による公表で182校あった。続いて、ホームページと学校からの文書と口頭による公表が107校、学校からの文書と口頭による公表が98校であった。不明回答が1校あった。

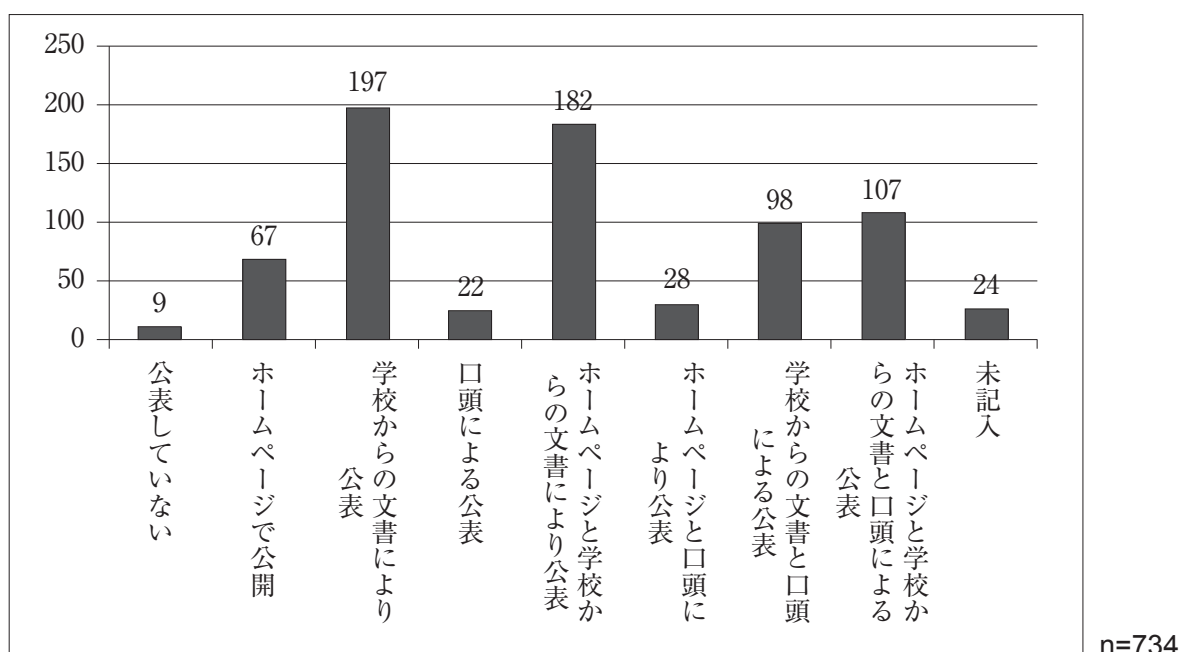


図5-1 内部への公表

#### (2) 学校関係者への公表

学校関係者への公表については、未記入を除くと96.4%の690校が学校関係者への公表を行っており、公表を行っていない学校は、わずか3.6%の26校であった。

公表の方法別に整理すると、最も多かったのは、ホームページと学校からの文書により公表する学校で184校あった。次に多かったのは学校からの文書による公表で193校あった。続いて、ホームページと学校からの文書と口頭による公表が92校、学校からの文書と口頭による公表が91校であった。不明回答が1校あった。

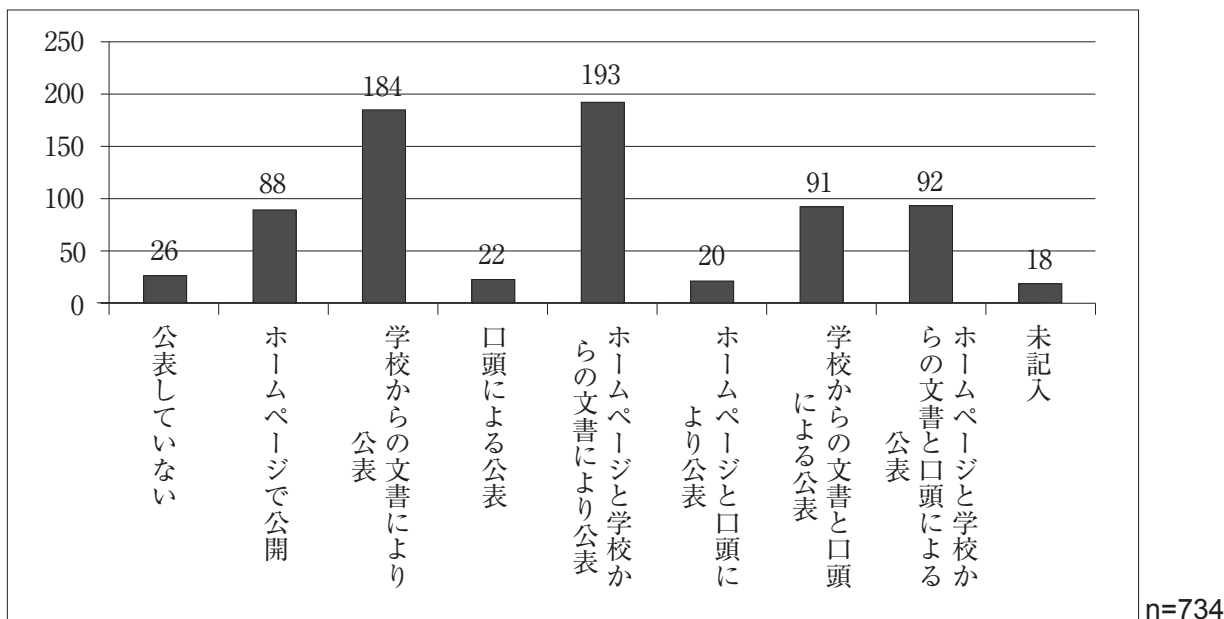


図5-2 学校関係者への公表

### (3) 地域住民等への公表

地域住民等への公表については、未記入を除くと66.7%の475校が地域住民等への公表を行っており、公表を行っていない学校は、33.3%の237校であった。内部や学校関係者への評価に比べ、地域住民への公表については、学校や地域によって判断が異なっていることが示された。公表の方法別に整理すると、最も多かったのは、ホームページにより公表する学校で375校あった。文書により公表している学校が33校、ホームページと文書の両方で公表している学校が36校であった。他の方法による学校は少なかった。未記入が22校あった。

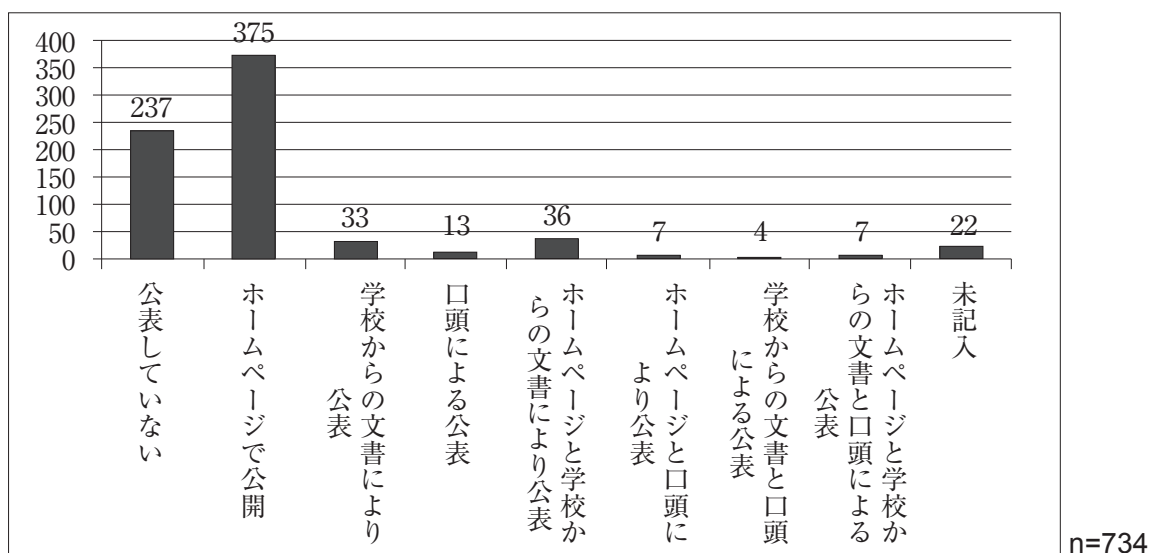


図5-3 地域住民等への公表

## 2) 保護者等との連携

ガイドラインでは、学校教育目標の実現を目指す上で、保護者や地域住民の意見や要望から浮かび上がってくる課題等を踏まえて目標や教育計画を具体的かつ明確にしていくことの重要性も示されている。この観点から、1) 保護者からの意見収集の有無、2) 保護者向けアンケート実施の有無、3) 保護者からのアンケート以外の意見収集、4) 保護者等へ意見を聞く際の特記事項について尋ねた。

### (1) 保護者からの意見収集の有無について

保護者からの意見収集の有無について、意見収集している学校は、96.1%の706校あり、意見収集していない学校は、3.1%の23校であった。ほとんどの学校が保護者からの意見収集を実施している。

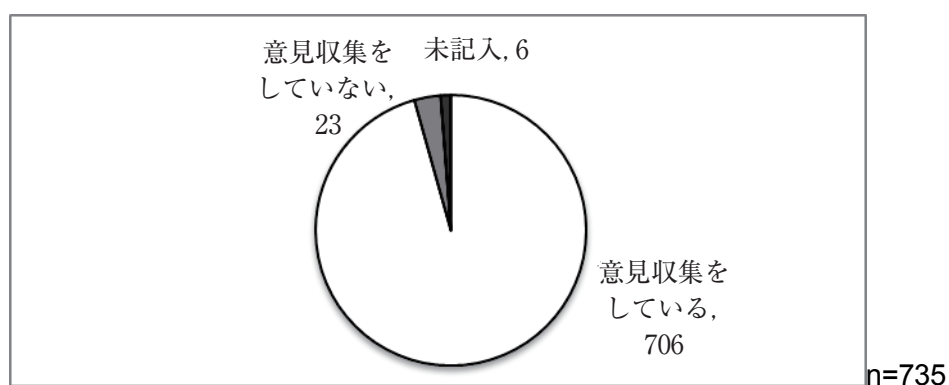


図5-4 保護者からの意見収集の有無について

### (2) 保護者向けアンケート実施の有無について

保護者からの意見収集を行っている学校のうち保護者向けアンケートを実施している学校は、92.8%の655校あり、実施していない学校は、6.8%の48校であった。全体の9割程度が保護者向けアンケートを実施していた。

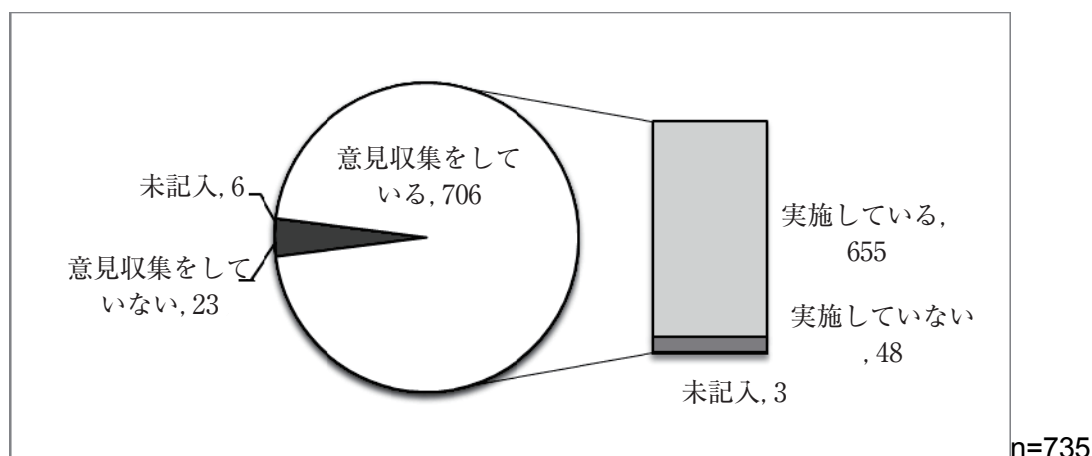


図5-5 保護者向けアンケート実施の有無について



### (3) 保護者からのアンケート以外の意見収集について

アンケート以外では、担任や管理職との面談、懇談会の実施などにより、意見を収集するようにしている例が見られた。PTAの役員から意見を収集する場の設定等を行っている学校もあった。

### (4) 保護者等へ意見を聞く際の特記事項

保護者からの意見を聞く際、自由記述の欄を設けて、意見を収集しやすく工夫が多く見られた。また、無記名にするようにして匿名性に配慮したり、封筒に入れて回収する等の工夫をしたりして、行事の際に意見を出してもらえるようにする等、保護者が意見を出しやすい工夫がなされている例が目立った。

また保護者会等で意見を聞くようにしたり、少数意見を尊重したりする等の工夫をしている例もあった。

## 3) 寄宿舍

特別支援学校には寄宿舍が併設されていることがある。寄宿舍が設置されている特別支援学校においては、全体の機能の中での寄宿舍における幼児児童生徒の生活指導等の在り方について検討していくことも大きな課題である。こうした観点から、寄宿舍の有無を確認した上で、寄宿舍が併設されている学校に対して、寄宿舍に関わる評価項目が設定されているかどうか、またどのような項目が設定されているか尋ねた。

### (1) 寄宿舍の有無

本調査のアンケートに回答いただいた学校のうち、寄宿舍がある学校は、35.2%の259校あり、ない学校は、62.9%の462校であった。寄宿舍がある学校のうち81.5%の211校で寄宿舍を学校評価の対象としている。寄宿舍のある学校のうち17.8%にあたる46校は学校評価の対象とはしていなかった。本調査から寄宿舍がある学校では、その8割以上が寄宿舍を評価の対象としていることが明らかになった。しかし、本調査では、評価の実施の有無が確認できただけであり、具体的にどのような評価項目が設定されているかはつまびらかではない。特別支援学校制度になってから寄宿舍の役割の明確化が求められてきており、今後その評価の在り方について具体的に

検討していく必要があるといえる。

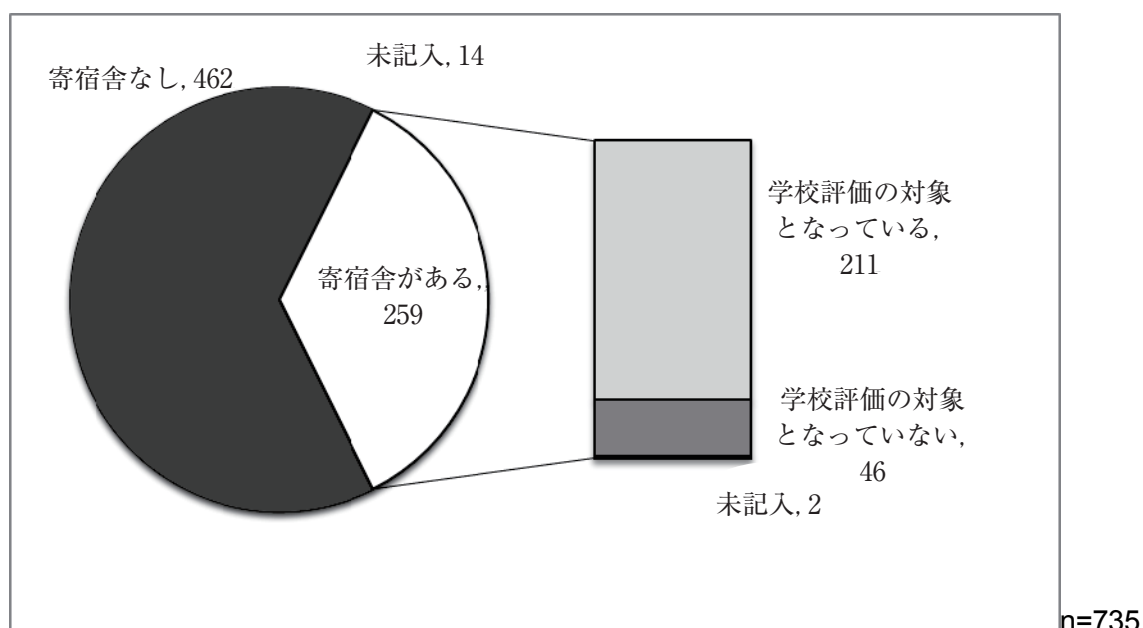


図5-6 寄宿舍の有無と寄宿舍における学校評価について

#### (2) 寄宿舍の評価の特記事項について

寄宿舍の評価に関する特記事項としては、寄宿舍に特化した項目を設けて評価項目について具体的に記述している例が相対的に多く、17校から回答があった。「家庭とのスムーズな連携」「適切な生活指導」「学級担任、保健・給食関係職員等との適切な連携」の項目が設けられていた。また、寄宿舍に特化した評価項目は設定していないが、全体的な教育活動の中で対応しているという学校が9校あった。その他に、小数であるが「学校と寄宿舍の連携」「個々寄宿制への対応」などを重視した評価を行っているという回答や寄宿舍を対象とした評価項目を設定している例などがあった。また、学校への意見要望欄を設けたり匿名性を担保できるようにしたりする工夫をおこなっているという回答もあった。

#### 4) その他の調査項目についてのまとめ

その他の調査項目について、公表の仕方について尋ねたところ、校内や学校関係者への公開については、ほとんどの学校で何らかの形で結果を公表していることが示された。公表の方法としては、学校からの文書やホームページによる公表が多かった。他方、地域に対しては、まだ公表に至っていない学校も多く、公表している場合は、ホームページによる公表が多かった。

保護者、寄宿舍からの評価の集約状況について回答を得たところでは、ほとんどの学校が保護者から意見収集をしており、そのほとんどの学校では保護者向けのアンケートを実施していることがわかった。寄宿舍の評価については、寄宿舍を設置している学校の8割以上が学校評価の対象としていることが示された。

### Ⅲ まとめ

本調査を通して、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の状況について以下のような結果が得られた。

#### 1. 学校の概要及び学校評価の実施について

今回の調査から、特別支援学校における学校評価の実施回数については、年一回が最も多かった。次に年一回の学校評価と中間評価を実施している学校が多かった。

#### 2. 特別支援学校における学校評価の自己評価項目について

特別支援学校における学校評価の自己評価項目について整理すると図6-1のようになる。

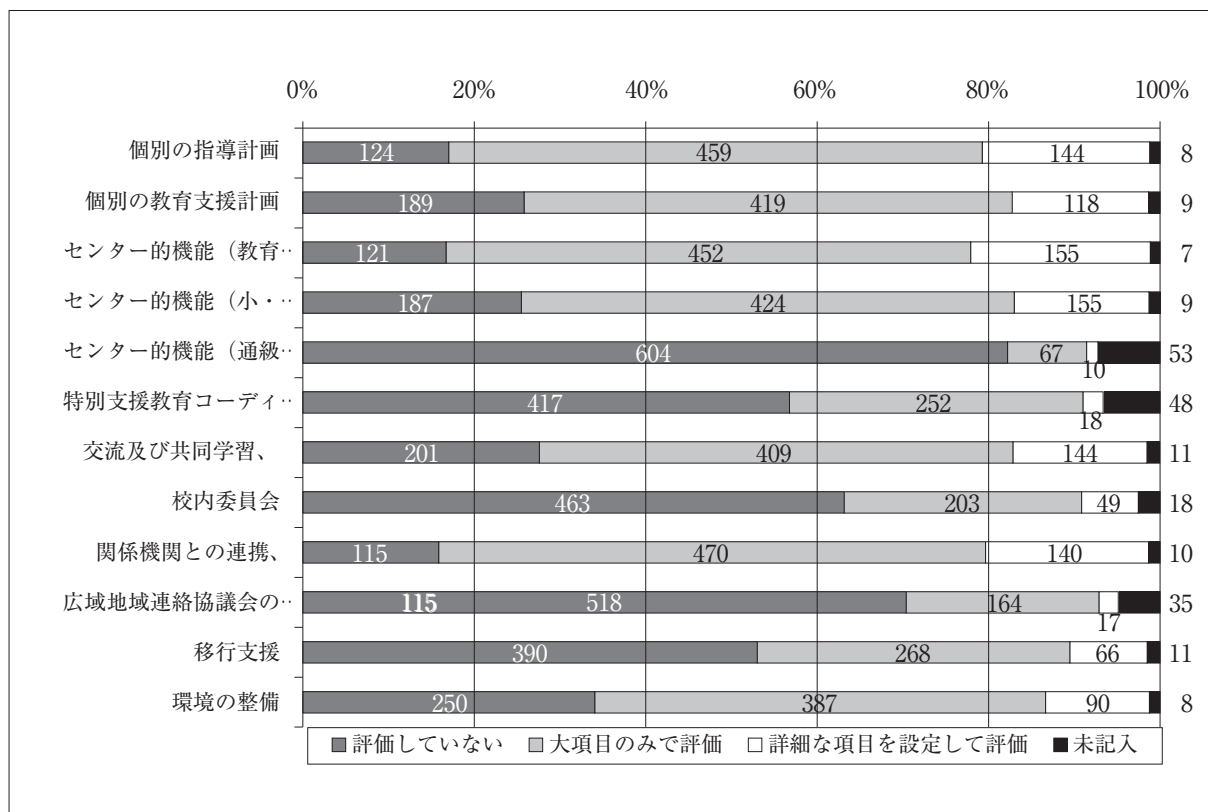


図6-1 特別支援教育の特性に関わる自己評価項目

特別支援学校の特性という観点から項目を設定しているかどうか尋ねたものであるが、個別の指導計画や個別の教育支援計画，センター的機能に関連しての教育相談や小中学校への支援，交流及び交流学習，環境の整備について評価項目を設定して自己評価している学校が多かった。その実施の割合は7～8割となっていた。評価のレベルとしては大項目を掲げて大枠での評価を実施している学校が多かった。一方、「特別支援教育コーディネーター」や「校内委員会」，「広域特別支援連携協議会」，「移行支援」を学校評価の項目としてあげている学校は、半数以下に留まっていた。これらは、評価が担当者個人の評価と重なってしまう恐れがあったり、行政主導の取組のため学校としての評価になじまないと判断されたりしたことに起因するものと推察できるが、今後の取組状況を追跡しながら、その理由についてさらに精査していく必要がある。セン

タ的機能に関連して「通級による指導」を評価項目としてあげている学校は、全体の1割程度であったが、「通級による指導」を実施している特別支援学校が少ないことを反映しているものといえよう。その他の評価の観点としては、センター機能の推進のための校内整備や研修会の実施、関係機関との連携、理解啓発、情報発信、巡回相談などの評価項目があげられていた。安全点検や開かれた学校づくりなどの項目をあげている学校もあった。

「特別支援学校の教職員の専門性に関する評価項目」では、7割程度の学校が、その学校が主に対象としている障害種の専門的理解や指導技術に関する評価項目を設定していた。この場合も、評価のレベルは大項目による大枠の評価がメインであった。障害全般に関する専門性については、評価項目を設定している学校は半数程度に留まった。この結果は、現状においては特定の障害種を主な対象としている特別支援学校が多いということを示しているといえる。

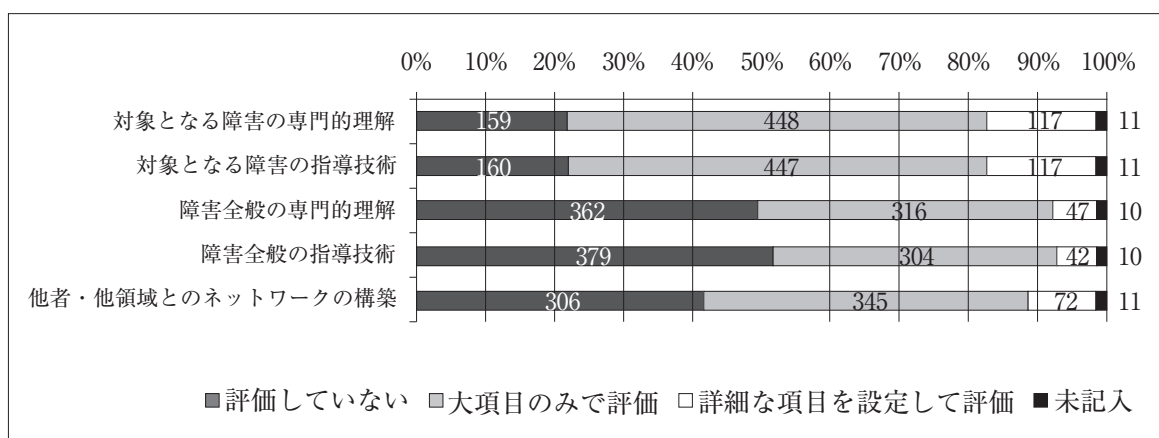


図6-2 教職員の専門性に関する評価

他校や他領域とのネットワークの構築についても、半数程度の学校では評価項目を設定していなかった。

「特別支援学校と地域との関わりに関する評価項目」では、地域コミュニティ活動における役割、地域イベントへの参加、学校を開放して行う行事に関連する評価項目の設定について尋ねたが、いずれにおいても評価項目として設定していない学校が半数を超えていた。地域の核として機能していくことが期待されているという観点からは、こうした面の評価にも積極的に対応していく必要があるものと思われる。

「特別支援学校の運営等に関する評価項目」では、校内研修、教育課程においては、評価項目を設定している学校が多く、8割以上の学校で評価、この場合も大項目での評価を実施している学校が大半であった。一方、予算執行や運営組織の条件整備に関して、評価項目を設定している学校は半数程度であった。学校の運営に関して、本調査ではその趣旨から概略の把握に留めたが、学校評価は学校マネジメントに直結するものであり、今後、さらに精査していくことにしたい。

### 3. 学校評価の評価者の範囲

ここでは、学校評価の評価者の範囲として、学校関係者評価及び第三者評価の実施について尋ねた。学校関係者評価の実施率は高く、8割以上の学校で取り組まれていた。委託している評価者については、保護者と医療・労働・福祉等関係者に分けて尋ねたが、それぞれ、学校評価を実施している学校の7割以上が委嘱していることがわかった。文部科学省が実施した平成18年度における学校評価実施状況調査によると、全国53,211校の国公私立学校（大学、高等専門学校を除く）の実施率は42.2%（22,429校）となっている。年度が異なっているが、学校関係者評価に関して特別支援学校は積極的に取り組んでいるといえる。

第三者評価については、実施していない学校が8割以上となっている。これは、第三者評価の実施については、「学校評価ガイドライン」に示されているものの、法規として明確に規定されていない現状が反映されているものと思われる。

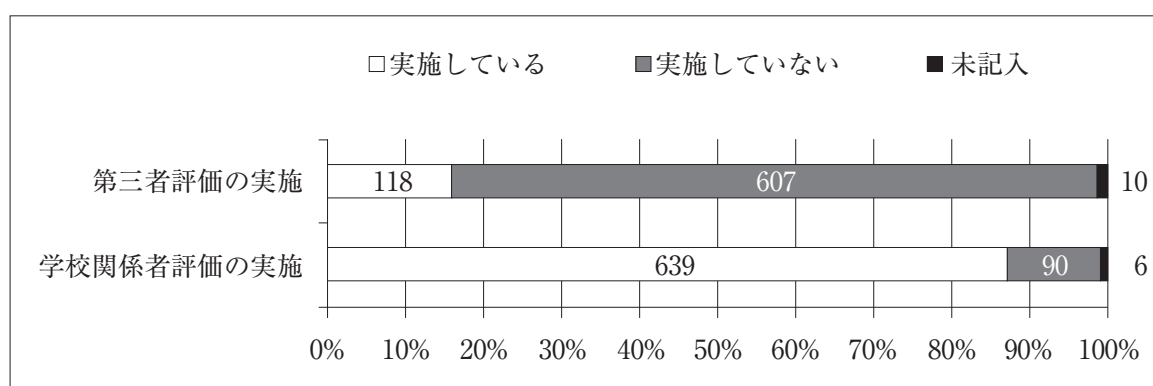


図6-3 学校関係者評価と第三者評価の実施

### 4. 学校評価の活用について

学校経営への活用という観点から管理職のミッション・ビジョンを学校評価の項目に設定しているかどうか尋ねたが、項目として設定している学校は4割程度あった。それに対して、管理職としての学校評価への取り組み自体を評価項目として設定している学校は、2割に満たなかった。学校経営に学校評価を活用しようという認識は芽生えているものの、本格的な運用には至っていないというのが現状だといえる。また、学校評価の活用方策とそのためのシステム構築を評価項目に設定している学校は、2割程度、学校評価導入による効果（メリット・デメリット）を評価項目に設定している学校は1割程度であった。特別支援学校における学校評価そのものや学校マネジメントへの評価自体を設定している学校は少ないが、活用の仕組みの工夫、活用の具体例については、自由記述からさまざまな工夫や努力がなされていることが認められた。特別支援学校は、在籍者の年齢層も広範にわたり複数の学部から構成される学園組織になっているところが多い。また、教員数も一般の学校に比べると格段に多い大規模校も存立していたり、都道府県立で学校としての独立性が高かったりするという面でも学校経営の検証は重要なことであり、今後の大きな検討課題だといえる。

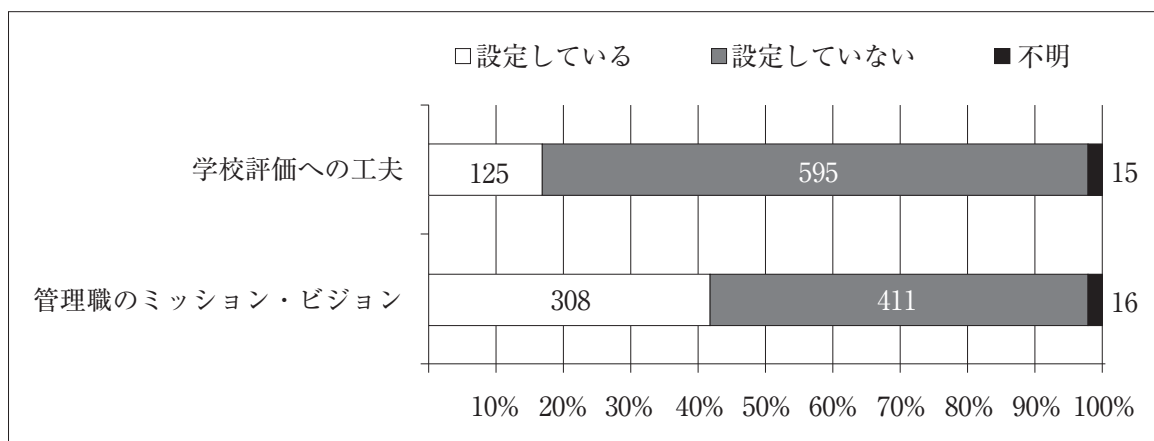


図6-4 評価の活用

## 5. その他の調査項目について

評価の結果の公表の仕方について尋ねた。校内や学校関係者に対する結果の公表は、ほとんどの学校で実施されていた。公表の仕方としては、学校からの文書やホームページによる方法が多かった。地域への公表については実施していない学校も多かった。公表している場合は、ホームページによる方法が多かった。

保護者からの評価の集約状況については、ほとんどの学校が保護者から意見収集をしていることがわかった。ほとんどの学校では保護者を対象としたアンケートを実施していた。

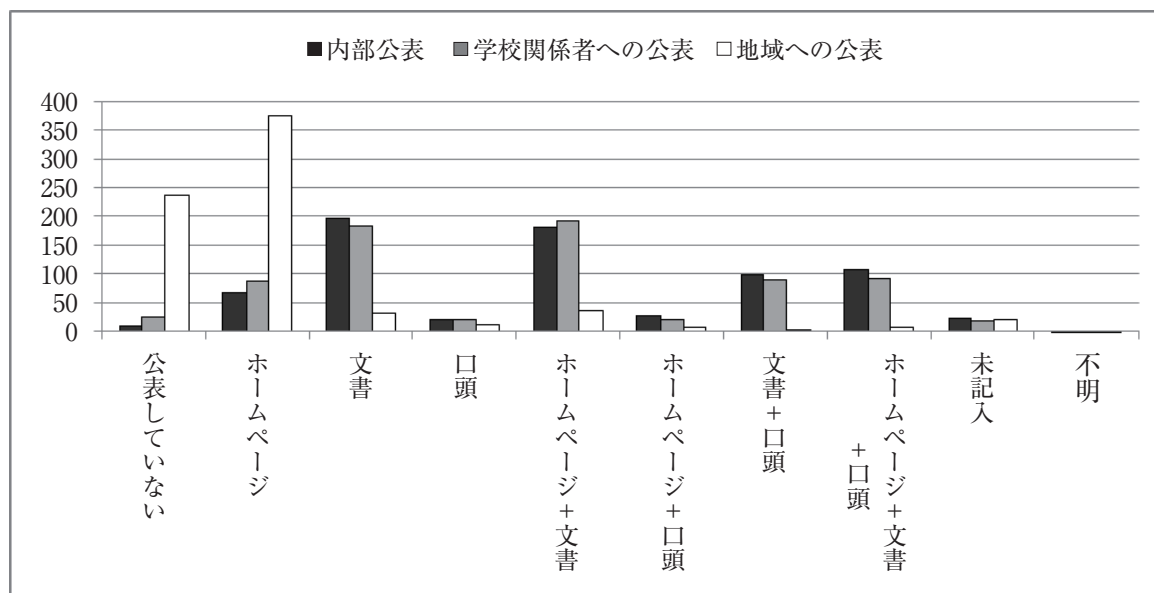


図6-5 評価結果の公表とその方法

寄宿舎を設置している学校における寄宿舎に関連した評価項目の設定の有無について尋ねたところ、設置している学校の8割以上が寄宿舎を学校評価の対象としていることがわかった。特



別支援学校には寄宿舎が設置されていることも大きな特徴の一つである。寄宿舎の運営や活動の改善ら向上に学校評価を活用することも重要なことだと思われる。

今回の調査では、全国の7割強の学校から回答を得たが、「学校評価ガイドライン」において課題とされていた特別支援学校に特性に対応した評価に関しては、多くの学校が自己評価の評価項目を工夫していることが把握できた。一方、学校内の活動に対する評価については、多くの学校で積極的に対応されていたが、学校を取り巻く地域や関係機関等との連携に関わる評価を取り入れている学校は半数程度であった。地域のセンターとして地域に開かれた学校としてその機能を果たしていくためには、今後はこうした面の評価にも意欲的に取り組んでいく必要があるように思われる。

自己評価に基づく学校関係者評価や第三者評価については、法規などの整備状況が大きく反映されていた。つまり、学校関係者評価については多くの学校で実施されており、保護者や医療・福祉・労働等関係者に評価を委嘱している状況にあることが明確に示された。それに対して、法規上での明文化に至っていない第三者評価に関しては実施していない学校が多かった。学校評価の実施については、教育委員会等の基本の方針に従って実施される場合が多いので、こうした傾向がより鮮明になったものと思われる。

また、学校評価の活用については、評価項目に設定して積極的に対応している学校は少なかったが、学校評価を活用した実践は各学校で工夫、試行されている実態が明らかになった。

学校評価は①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること、②各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から自らの教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること、③各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることを目的として実施されるものである。こうした目的を達成するための特別支援学校における学校評価の在り方について、今後はより実際的な実践的な側面に焦点化した発展的な研究に取り組んでいくことになる。本調査によりそのための基本的な知見を得ることができた。



## おわりに

「学校評価」については、さまざまな提言をふまえて継続的に取り組まれてきているが、特別支援教育に視点をあてた学校評価の望ましい在り方については、これまで本格的に検討されてこなかった。

本研究は、こうした現状をふまえて特別支援学校における学校評価の在り方を検討するためのスタートアップ研究として実施されたものである。単年度の研究として、「学校評価」の施策や提言を整理し、「学校評価ガイドライン [改訂版]」に示された記述をふまえて全国のすべての特別支援学校を対象として学校評価の実施状況や実施内容等の実態について調査し、その結果を取りまとめた。

調査結果から、全国の特別支援学校で実施されている学校評価における「特別支援教育の特性という観点から評価項目」については、積極的に対応されている内容が多いものの評価の対象とされていない内容も明確に示された。

一人一人に応じた教育を実践していく特別支援学校の学校評価にあたっては、「学校評価ガイドライン」で示されているように、特別支援学校の特性に応じた評価項目を適切に設定していくことが何よりも求められる。特別支援教育にかかわるツールばかりでなく、特別支援教育にかかる教職員の専門性や、特別支援学校の体制整備に関する評価も十分になされていく必要がある。本研究の結果からこうした観点からも今後その在り方について詳細に検討していく必要のあることが示唆された。

また、自己評価や学校関係者評価は積極的に実施されていたが、「第三者評価」への取組はこれからの課題であることも示された。

特別支援学校の調査からは自由記述による膨大な一次資料を得ることができたが、単年度の研究期間ということもあって、これらについては、本報告書にまとめ上げるまでデータを吟味することができなかった。スタートアップ研究としての任は果たすことができたものと思っているが、引き続き残されたデータ分析をさらに進めて、21年度から新たな発展的研究として特別支援学校の学校評価の在り方に関する「实际的」な研究に活かしていく所存である。

学校への過度の負担をかけることなく、特別支援学校の特性を積極的に評価して、学校の活性化に寄与していく学校評価の在り方を探るためにさらに検討をすすめていきたい。

## 謝 辞

本研究を実施するにあたり、多くの方にご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。本研究のフレームワークを構築するにあたっては、文部科学省学校評価室長小松悌厚氏（当時）に多大な助言をいただきました。

また、調査に際しては全国の特別支援学校のご協力をいただきました。多忙な時期にご回答を記入された担当の皆様へ深く感謝申し上げます。

## 参考文献

- 天笠茂・佐藤晴雄：管理職のための学校経営チェックポイント．第一法規出版，2007．
- 中央教育審議会答申：新しい時代の義務教育を創造する（平成17年10月）．2005．
- 中央教育審議会答申：「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」
- 古川俊一・北大路信郷：公共部門の評価の理論と実際 政府から非営利組織まで．日本加除出版，2001
- 木岡一明：チェックポイント・学校評価No.1 これからの学校と組織マネジメント．教育開発研究所，2003．
- 木岡一明：チェックポイント・学校評価No.4 教職員の職能開発と組織開発．教育開発研究所，2003．
- 木岡一明：新しい学校評価と組織マネジメント．第一法規出版，2003．
- 木岡一明：学校評価の「問題」を読み解く学校の潜在力の開発．教育出版，2004．
- 木岡一明：学校評価の「問題」を読み解く．教育出版，2004．
- 木岡一明：ステップ・アップ学校組織マネジメント学校・教職員がもっと元気になる開発プログラム．第一法規出版，2007．
- 国立教育政策研究所内教育におけるコーチング活用研究会：教育関係者のためのコーチングプログラム開発に関する調査研究報告書．2005．
- 工藤文三・小島宏・寺崎千秋：『ガイドライン対応学校評価マニュアル』．ぎょうせい，2006．
- 文部科学省：学校評価ガイドライン [改訂] ．  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)(2009.2.1)
- 文部科学省：小学校設置基準及び中学校設置基準．2002．
- 文部科学省：学校組織マネジメント研修～これからの校長・教頭等のために～（モデルカリキュラム）．2004．
- 文部科学省：学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～（モデルカリキュラム）．2004．

文部科学省：マネジメント研修カリキュラム等開発会議『学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～（モデル・カリキュラム）』． 2005.

文部科学省：義務教育諸学校における学校評価ガイドライン． 2006.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/03/06032817.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817.htm)(2009.2.1)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/03/06032817/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817/002.htm)(2009.2.1)

文部科学省：学校評価の推進に関する調査研究協力者会議

学校評価の在り方と今後の推進方策について（中間報告）． 2007.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm)(2009.2.1)

「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」， 2007.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm)(2009.2.1)

文部科学省：学校評価の在り方と今後の推進方策について 中間とりまとめ． 2007.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/037/toushin/07061901.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/toushin/07061901.pdf)

文部科学省：学校評価及び情報提供の現状と課題を把握し，その改善充実に資するため，学校評価及び情報提供の実施状況（平成 18 年度間）． 2008.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/05/08052305.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/08052305.htm)(2009.2.1)

高階玲治：学校を変える「組織マネジメント」力（シリーズ・学校力第 1 巻）．ぎょうせい，2005.

高階玲治：学校の自己点検・自己評価の進め方．教育開発研究所，2003.

善野八千子：学校評価を活かした学校改善の秘策 汗をかく字を書く恥をかく．教育出版，2006.

善野八千子：学校力・教師力を高める学校評価．明治図書，2007.

全国特別支援学校長会：基本問題検討委員会資料 1．平成 19 年度研究集録，2008.



## 資料 1 調査用紙



## 特別支援学校における学校評価の実態に関するアンケート調査

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

### 記入方法について

1. この調査は、全国特別支援学校の学校評価の現状を把握するために使用させていただきます。個々の学校の事例として公表することはありません。現在の状況についてご記入いただきますようご協力をお願いいたします。

2. 記入者個人の意見ではなく、学校の意見としてご記入ください。

3. 記入は平成20年11月1日現在でお願いします。

4. 返信は1月9日を目安に同封の返信用封筒にてお願いします。

\*本アンケートにおいて使用している用語は、学校評価ガイドラインによっております。詳しくは以下のアドレスをご参照ください。

「学校評価ガイドライン」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/08012913/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913/001.pdf)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/08012913/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913/002.pdf)

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

国立特別支援教育総合研究所

研究代表者：大内 進

TEL：046-839-6836

FAX：046-839-6909

メールアドレス：[oouchi@nise.go.jp](mailto:oouchi@nise.go.jp)



## 目 次

I 学校の概要及び学校評価の実施について	3
II 特別支援学校における学校評価の自己評価項目について	4
III 学校評価の評価者の範囲について	9
IV 学校評価の活用について	11
V その他の調査項目について	14

### <用語解説>

○本アンケートにおいても「学校評価ガイドライン」同様、学校教育法施行規則の規定を踏まえ、以下の3つの用語を使用しています。

- ・【自己評価】各学校の教職員が行う評価
- ・【学校関係者評価】保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
- ・【第三者評価】学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

○「学校評価ガイドライン」にあるように「学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況を評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。」という観点から、本調査では、学校における学校評価を活用したマネジメントの状況についてもお聞きしています。用語は、文部科学省発行の校長、教頭、主任クラスを対象とした組織マネジメント研修のカリキュラムを参考にしております。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/025/houkoku/04051201.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/025/houkoku/04051201.pdf)

- ・【学校における組織マネジメント】 学校内外の能力・資源を開発・活用し、学校に關与する人たちのニーズに適應させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）

## I 学校の概要及び学校評価の実施について

(1) 学校名の記入をお願いします。分校の場合は分校の名称も記入をお願いいたします。

(                      ) 立 (                      ) 学校
本校 ・ (                      ) 分校

\*分校があって、分校独自で学校評価している場合は、分校も独自にお答えください。本校分校合わせて学校評価している場合、分校については本回答は不要です。その旨書き添えてください。

(2) 回答者の職責についてお答え下さい。該当する項目に○をつけてください。その他の場合は、職責の記入をお願いします。

- (     ) 校長
- (     ) 副校長
- (     ) 教頭
- (     ) 教務主任
- (     ) その他

職責：
-----

(3) 学校評価は1年間に何度行っていますか。該当する項目に○をつけてください。なお、中間的評価を行っている場合は、その位置づけを下記欄内にお書きください。その他の場合も、下記欄内に具体的に記入していただきますようお願いします。

- (     ) 年1回のみ
- (     ) 年1回と中間的評価
- (     ) 年2回
- (     ) その他

--

## Ⅱ 特別支援学校における学校評価の自己評価項目について

特別支援学校における学校評価の自己評価について、以下の項目を評価項目として設定しているかどうか、設定している場合は、評価の詳細さについてお聞きします。

ABC のいずれかに○をつけてください。自由記述を求める項目では、具体的に記入していただきますようお願いします。

### 1. 学校評価を行う際の特別支援学校にかかわる評価項目

#### (1) 個別の指導計画

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

#### (2) 個別の教育支援計画

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

#### (3) センターの機能

##### ・教育相談

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

##### ・小・中学校等への支援

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

##### ・通級による指導

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

・センター的機能について上記以外の観点で学校評価を行っている場合は、下欄に記入して下さい。

#### (4) 特別支援教育コーディネーター

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

- (5) 交流及び共同学習  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (6) 校内委員会  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (7) 関係機関との連携  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (8) 地域連絡協議会の実施  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (9) 移行支援  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (10) 環境の整備（アクセシビリティ、バリアフリーなどの整備）  
A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価
- (11) 上記に該当しない項目がありましたら下欄に記入してください。

--

## 2. 特別支援学校の教職員の専門性に関する評価項目

### (1) 対象となる障害に関することについて

- ・ **専門的理解** (各特別支援学校で対象としている障害種についての専門的な情報についての理解)

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

- ・ **指導技術** (各特別支援学校で対象としている障害種についての専門的な指導技術)

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

### (2) 障害全般に関することについて

- ・ **専門的理解** (各特別支援学校で対象としている障害種以外の専門的な情報についての理解)

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

- ・ **指導技術** (各特別支援学校で対象としている障害種以外の専門的な指導技術)

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

- (3) **他者・他領域とのネットワークの構築** (例：医療機関などとの共同の研修会の実施を念頭において「研修における医療との連携」という項目を設定しているなど)

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

- (4) 特別支援学校の教職員の専門性に関する学校評価について、上記以外の観点で学校評価を行っている場合は、下欄に記入して下さい。

--

### 3. 特別支援学校の教育の効果と関連する評価項目

#### (1) 児童生徒の教育効果に関する評価

具体的にどのような評価項目を立てて学校評価を行っていますか。その評価項目をお答えください。（例：「学力について」「児童生徒のQOLについて」「児童生徒の社会参加について」など）

#### (2) 卒業生の実態に関する評価

具体的にどのような評価項目を立てて学校評価を行っていますか。その評価項目をお答えください。（例：「進学率について」「就労率について」「定着率について」など）

### 4. 特別支援学校と地域との関わりに関する評価項目

#### (1) 地域コミュニティ活動における役割

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

#### (2) 地域のイベントへの参加

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

#### (3) 学校を開放して行う行事

A 評価していない    B 大項目のみで評価    C 詳細な項目を設定して評価

(4) 特別支援学校と地域との関わりに関する学校評価について、上記以外の観点で学校評価を行っている場合は、下欄に記入して下さい。

## 5. 特別支援学校の体制整備に関する評価項目

(1) 校内研修

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

(2) 予算執行

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

(3) 教育課程

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

(4) 運営組織の条件整備 (例：特別支援教育充実のための新たな委員会の設置などについて)

A 評価していない      B 大項目のみで評価      C 詳細な項目を設定して評価

(5) 特別支援学校の体制整備に関する学校評価について、上記以外の観点で学校評価を行っている場合は、下欄に記入して下さい。

--



### Ⅲ 学校評価の評価者の範囲について

#### 1 学校関係者評価

(1) 学校関係者評価を実施していますか？ いずれかに○をしてください。

( ) 実施している ( ) 実施していない

(2) (1) について実施しているとお答えいただいた学校のみお答えください。

以下の関係者に学校関係者として、委嘱していますか？いずれかに○をつけてください。  
委嘱している場合は、学校とのかかわりについて記述してください。

・保護者

( ) 委嘱している ( ) 委嘱していない

・医療・労働・福祉等関係者

( ) 委嘱している ( ) 委嘱していない

・学校とのかかわり（記述）（例：「保護者はPTA会長に委嘱」、「医療は学校医に委嘱」など）

(3) その他の機関に委嘱している場合、機関名などを記述してください。

・学校とのかかわり（記述）：

(4) 委嘱の目的・理由について記述してください。

## 2 第三者評価

(1) 第三者評価を実施していますか？ いずれかに○をしてください。

( ) 実施している                      ( ) 実施していない

(2) (1) について実施しているとお答えいただいた学校のみお答えください。

・第三者評価を実施している場合、その方の立場や役職、機関名等を記述してください。

--

・学校とのかかわり（記述）：

--

(3) 第三者評価実施の目的・理由について記述してください。

--

## IV 学校評価の活用について

以下の項目について、**学校評価**の評価項目として設定しているかどうかをお聞きします。いずれかに○をつけてください。また、設定している場合は、特に工夫している点についてお聞きします。

### 1. 学校マネジメントにかかる評価

(1) 管理職のミッション・ビジョン について学校評価の評価項目を設定していますか。

( ) 設定している ( ) 設定していない

特に工夫している点：

(例：「ミッション・ビジョンを実現するために学校評価の結果を活用して業務・組織の見直しを行っている」など)

(2) 管理職としての学校評価への取組の状況 について評価項目を設定していますか。

( ) 設定している ( ) 設定していない

特に工夫している点：

(例：「学校評価の結果を活用して校内の機能の見直しを行っているか」などの評価項目を設定しているなど)

## 2. 学校評価の活用

(1) 学校評価の活用の方策とそのためのシステム構築について評価項目を設定していますか。

( ) 設定している ( ) 設定していない

特に工夫している点：

(例：「意思伝達のシステムが機能しているか」などの学校評価の項目を設定し、その結果をもとに組織運営の仕組みの改善を行っているなど)

(2) 学校評価導入によるメリット・デメリットについて評価項目を設定していますか。

( ) 設定している ( ) 設定していない

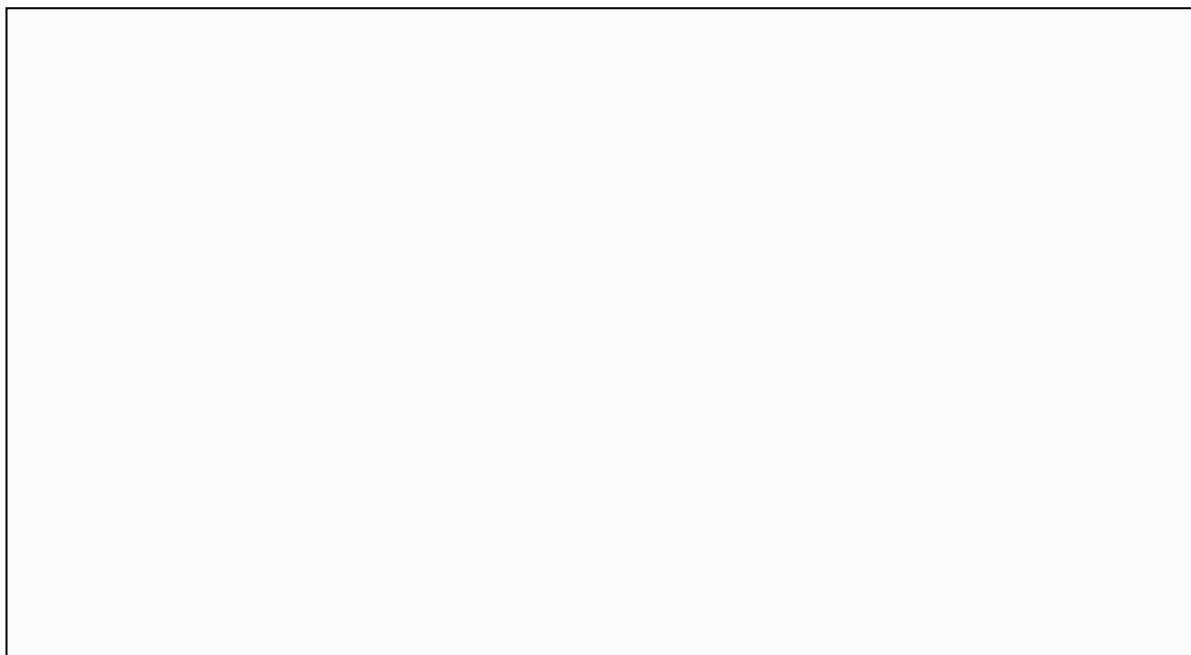
特に工夫している点：

(例：「学校評価の結果が活用されているか」などの学校評価の項目を設定し、その結果を改善方策立案の参考としているなど)

### 3. 学校評価の活用の具体例

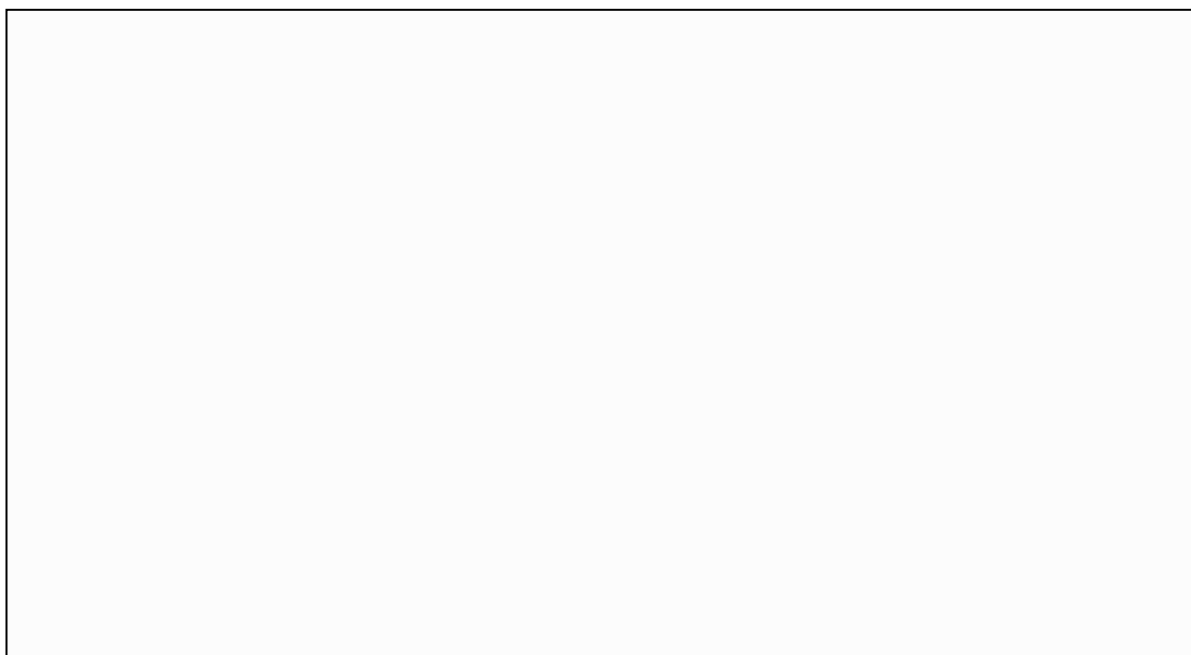
#### (1) 学校組織マネジメントへの学校評価の活用の例について（記述）

（例：次年度の計画を企画するプロジェクトチームを編成し、学校評価の結果をもとにして協議を行っているなど）



#### (2) 指導内容、方法等の改善に学校評価の活用している例について（記述）

（例：学校評価の結果をもとにして、教育課程改善のための協議を行っているなど）



## V その他の調査項目について

以下の項目についてどのような手段で公表しているかについてお聞きします。いずれかに○をつけてください。

### 1. 公表の仕方

#### (1) 内部への公表（複数回答可）

公表していない

ホームページ       学校からの文書       口頭

・その他（記述）

#### (2) 学校関係者への公表（複数回答可）

公表していない

ホームページ       学校からの文書       口頭

・その他（記述）

#### (3) 地域住民等への公表（複数回答可）

公表していない

ホームページ       学校からの文書       口頭

・その他（記述）

## s2. 保護者等との連携

(1) 保護者からの意見収集をしていますか？ いずれかに○をつけてください。

( ) 意見収集をしている ( ) 意見収集をしていない

(2) (1) について意見収集をしているとお答えいただいた学校のみお答えください。  
保護者から意見を収集する場合、アンケートによる方法で実施していますか？いずれかに○をつけてください。

( ) 実施している ( ) 実施していない

(3) アンケート以外の方法で行っている場合、その意見の取り方について下欄に記述してください。

--

(4) 保護者等へ意見を聞く際の特記事項がありましたら以下に記述してください。

--

## 3. 寄宿舍

(1) 貴校に寄宿舍はありますか？いずれかに○をつけてください。

( ) ある ( ) ない

(2) (1) で「ある」と答えた学校のみお答えください。

寄宿舍は、学校評価の対象となっていますか。どちらかに○をつけて下さい。

( ) 学校評価の対象となっている

( ) 学校評価の対象となっていない

・寄宿舍の評価について、その他に特記事項がありましたら下欄に記入して下さい。

--



～ご協力ありがとうございました。～

資料2 学校評価及び情報提供の実施状況（平成18年度間調査結果）

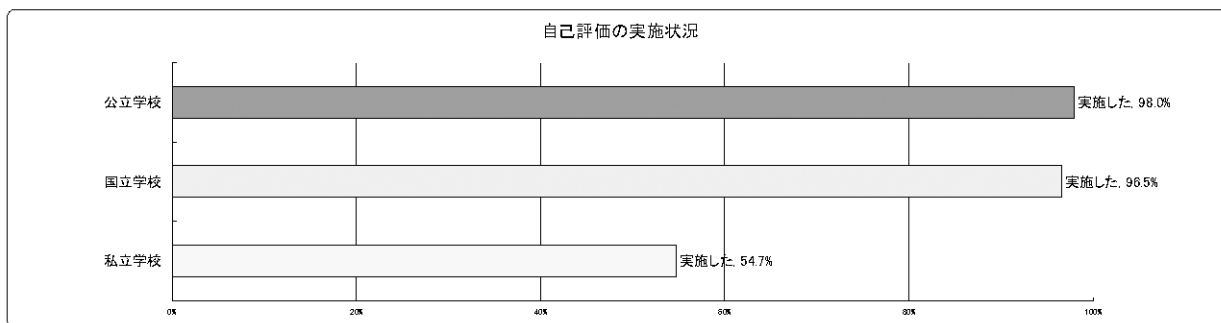
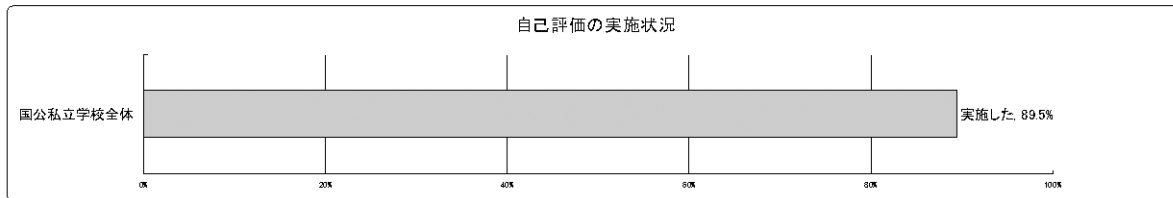


【図表1-①】 自己評価の実施状況

※割合の分母＝全学校数

(平成18年度間)

国公立学校全体	自己評価の実施状況			
	実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合
53,211	47,631	89.5%	5,580	10.5%



	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	実施した		実施していない		実施した		実施していない		実施した		実施していない		実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	4,468	85.7%	744	14.3%	47	95.9%	2	4.1%	4,285	52.9%	3,813	47.1%	8,800	65.9%	4,559	34.1%
小学校	22,177	99.7%	65	0.3%	72	98.6%	1	1.4%	118	61.1%	75	38.9%	22,367	99.4%	141	0.6%
中学校	10,072	99.6%	39	0.4%	75	98.7%	1	1.3%	426	61.7%	264	38.3%	10,573	97.2%	304	2.8%
高等学校	4,027	99.5%	19	0.5%	13	86.7%	2	13.3%	839	61.0%	537	39.0%	4,879	89.7%	558	10.3%
中等教育学校	15	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	5	50.0%	5	50.0%	22	81.5%	5	18.5%
盲・聾・養護学校	939	99.5%	5	0.5%	42	93.3%	3	6.7%	9	64.3%	5	35.7%	990	98.7%	13	1.3%
合計	41,698	98.0%	872	2.0%	251	96.5%	9	3.5%	5,682	54.7%	4,699	45.3%	47,631	89.5%	5,580	10.5%

【図表1-②】 公立学校における自己評価の実施状況

すべての公立学校で自己評価を実施している都道府県・指定都市	幼稚園を除くすべての公立学校で自己評価を実施している都道府県・指定都市	自己評価を実施していない公立学校(幼稚園を除く)がある都道府県・指定都市(カッコ内は幼稚園を除く実施率)
秋田県 新潟県 石川県 徳島県 佐賀県 札幌市 仙台市 千葉市 川崎市 横浜市 静岡市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市	北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、福岡市	高知県(94.9%) 福井県(96.1%) 大阪府(96.7%) 奈良県(97.1%) 神奈川県(98.5%) 堺市(98.6%) 三重県(98.7%) 愛知県(99.2%) さいたま市(99.4%) 山形県(99.6%) 千葉県(99.7%) 宮崎県(99.8%) 宮城県(99.8%) 東京都(99.9%) 埼玉県(99.9%)

【参考】 自己評価を全教職員で実施する学校＝44,404校(83.2%)

一部の教職員のみで実施する学校＝1,652校(3.5%)、管理職のみで実施する学校＝1,575校(3.3%)

【図表1-③】 自己評価結果の報告書の作成状況

※割合の分母＝自己評価実施校数

(平成18年度間)

国公立学校全体		自己評価の報告書の作成状況			
学校数 47,631	作成している		作成していない		
	学校数	割合	学校数	割合	
	36,791	77.2%	10,840	22.8%	

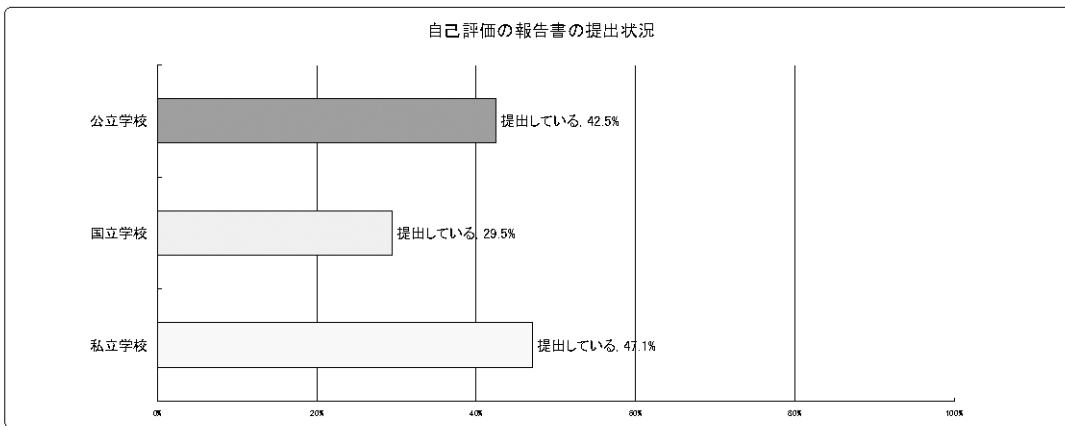
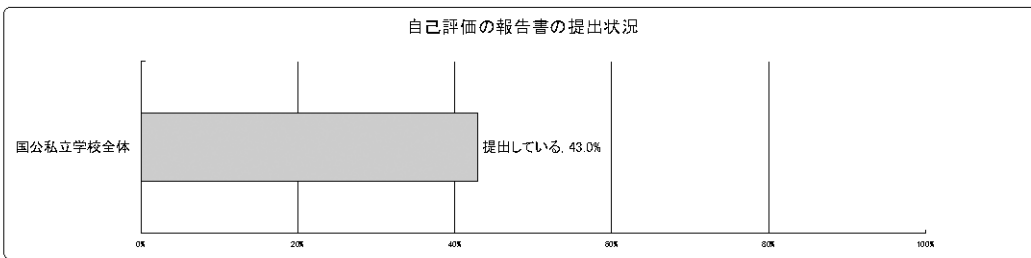
	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	作成している		作成していない		作成している		作成していない		作成している		作成していない		作成している		作成していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	2,280	51.0%	2,188	49.0%	27	57.4%	20	42.6%	1,881	43.9%	2,404	56.1%	4,188	47.6%	4,612	52.4%
小学校	18,349	82.7%	3,828	17.3%	54	75.0%	18	25.0%	77	65.3%	41	34.7%	18,480	82.6%	3,887	17.4%
中学校	8,412	83.5%	1,660	16.5%	58	77.3%	17	22.7%	320	75.1%	106	24.9%	8,790	83.1%	1,783	16.9%
高等学校	3,798	94.3%	229	5.7%	10	76.9%	3	23.1%	615	73.3%	224	26.7%	4,423	90.7%	456	9.3%
中等教育学校	13	86.7%	2	13.3%	1	50.0%	1	50.0%	3	60.0%	2	40.0%	17	77.3%	5	22.7%
盲・聾・養護学校	852	90.7%	87	9.3%	35	83.3%	7	16.7%	6	66.7%	3	33.3%	893	90.2%	97	9.8%
合計	33,704	80.8%	7,994	19.2%	185	73.7%	66	26.3%	2,902	51.1%	2,780	48.9%	36,791	77.2%	10,840	22.8%

【図表1-④】 自己評価結果の報告書の提出状況

※割合の分母＝自己評価実施校数

(平成18年度間)

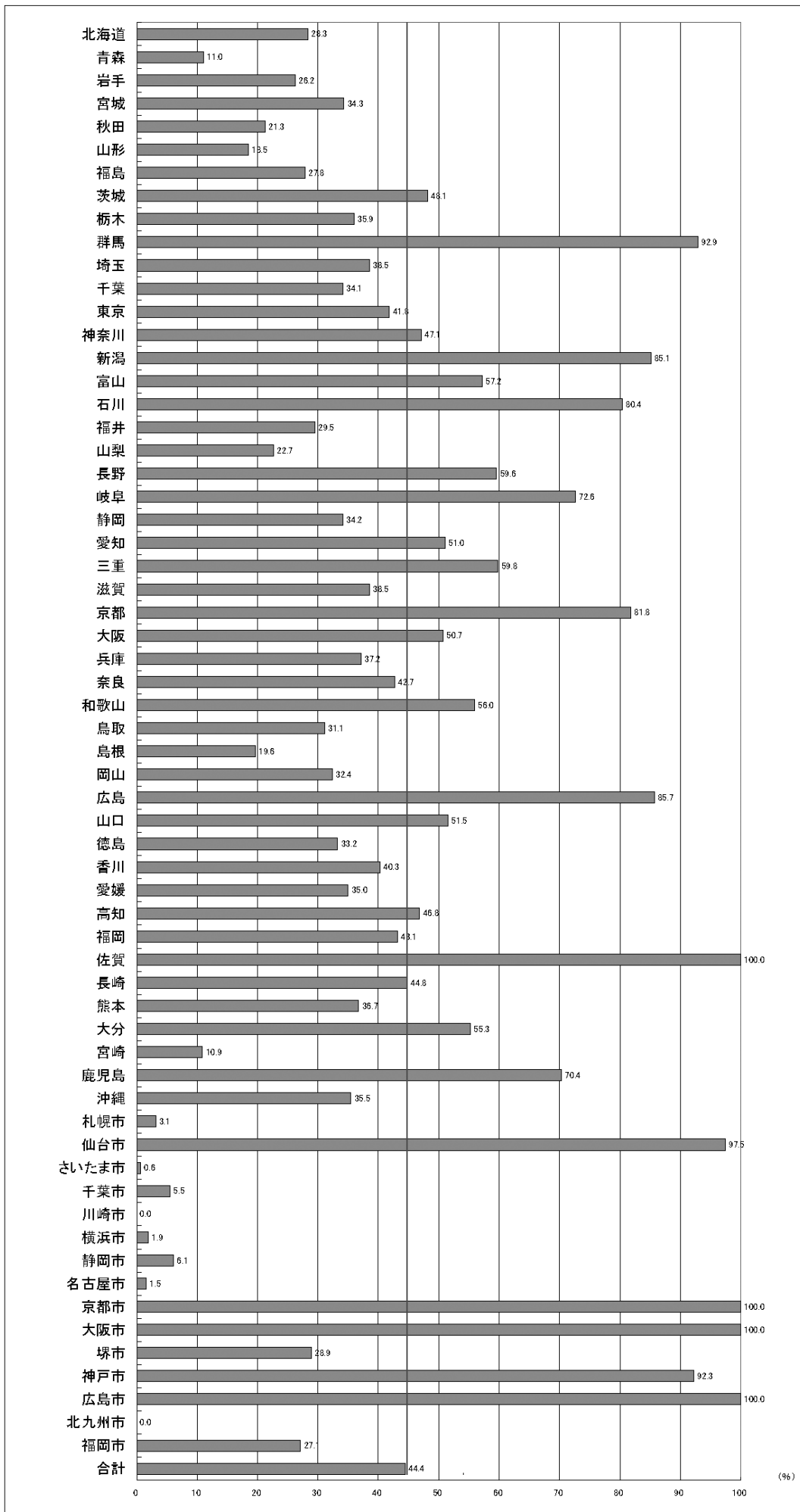
国公立学校全体		自己評価の報告書の提出状況			
学校数 47,631	提出している		提出していない		
	学校数	割合	学校数	割合	
	20,480	43.0%	27,151	57.0%	



	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	提出している		提出していない		提出している		提出していない		提出している		提出していない		提出している		提出していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	1,193	26.7%	3,275	73.3%	13	27.7%	34	72.3%	1,799	42.0%	2,486	58.0%	3,005	34.1%	5,795	65.9%
小学校	8,795	39.7%	13,382	60.3%	23	31.9%	49	68.1%	59	50.0%	59	50.0%	8,877	39.7%	13,490	60.3%
中学校	4,132	41.0%	5,940	59.0%	20	26.7%	55	73.3%	282	66.2%	144	33.8%	4,434	41.9%	6,139	58.1%
高等学校	3,017	74.9%	1,010	25.1%	6	46.2%	7	53.8%	529	63.1%	310	36.9%	3,552	72.8%	1,327	27.2%
中等教育学校	8	53.3%	7	46.7%	1	50.0%	1	50.0%	3	60.0%	2	40.0%	12	54.5%	10	45.5%
盲・聾・養護学校	583	62.1%	356	37.9%	11	26.2%	31	73.8%	6	66.7%	3	33.3%	600	60.6%	390	39.4%
合計	17,728	42.5%	23,970	57.5%	74	29.5%	177	70.5%	2,678	47.1%	3,004	52.9%	20,480	43.0%	27,151	57.0%

【図表1-⑤】 学校の自己評価結果の報告書の提出率

(幼稚園を除く、公立小・中・高・中等・盲・聾・養護学校のみ)



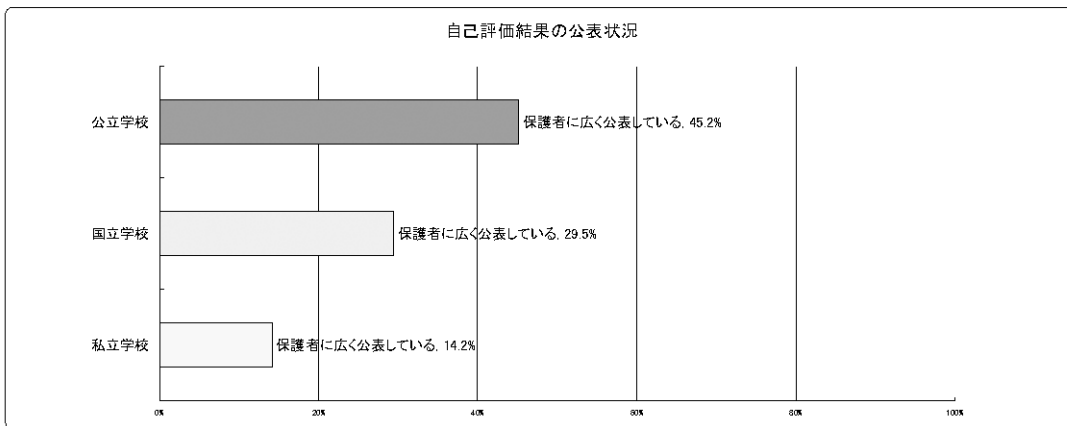
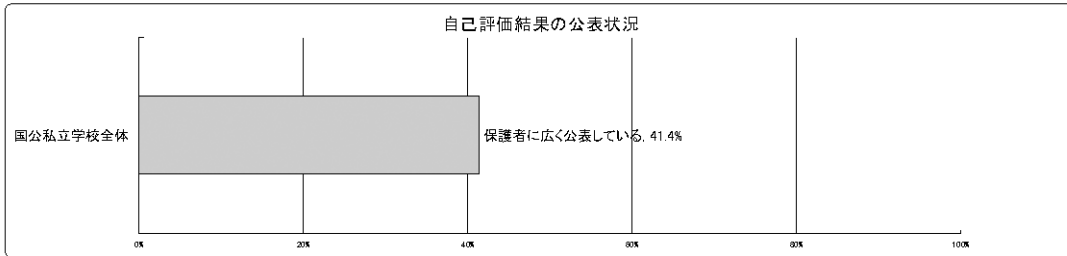
(96)

【図表1-⑥】 自己評価結果の公表状況

※割合の分母＝自己評価実施校数

(平成18年度間)

国公立学校全体	自己評価結果の公表状況			
	広く公表している		広く公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合
47,631	19,720	41.4%	27,911	58.6%

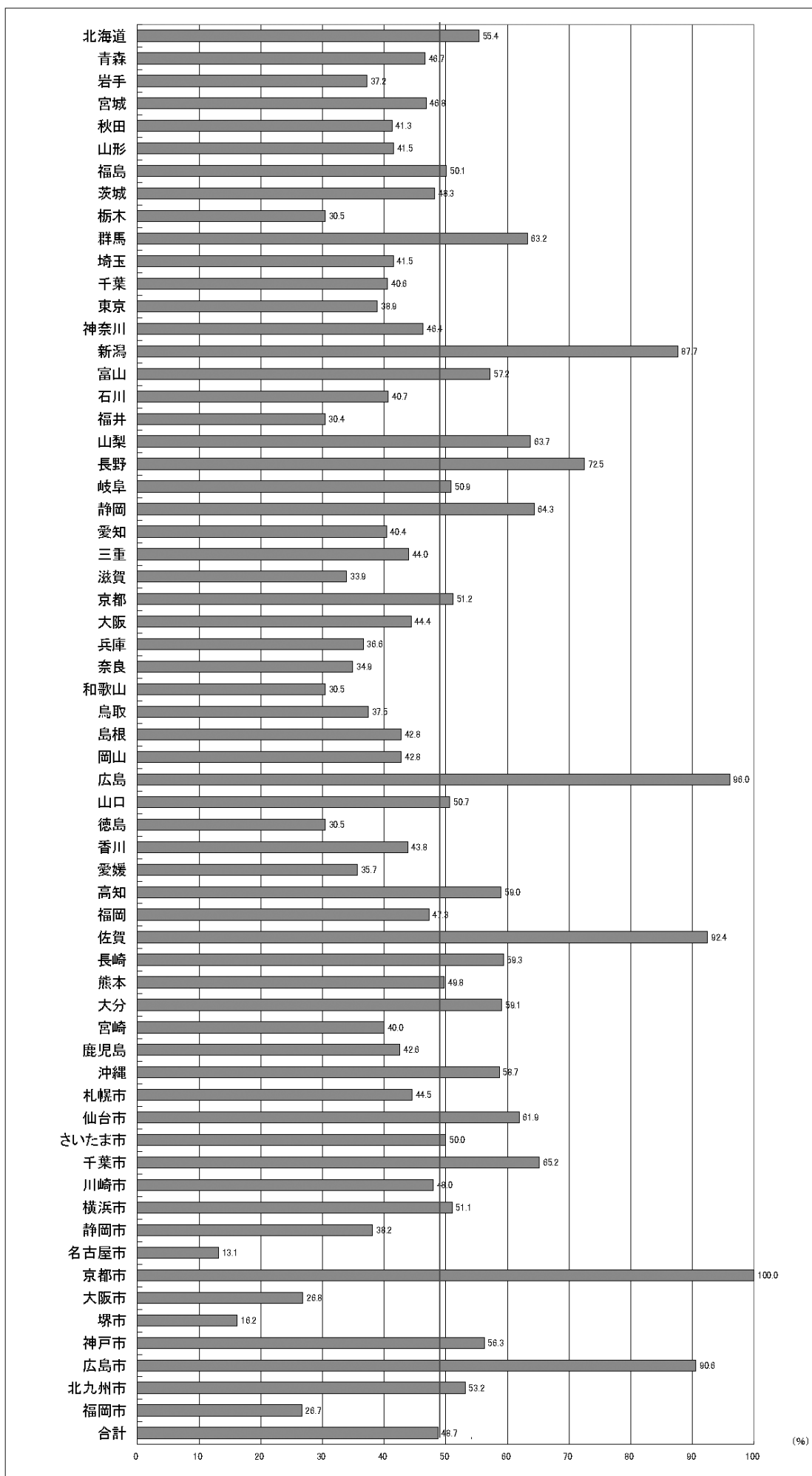


	公立学校		国立学校				私立学校				国公立合計					
	広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	698	15.6%	3,770	84.4%	11	23.4%	36	76.6%	516	12.0%	3,769	88.0%	1,225	13.9%	7,575	86.1%
小学校	10,057	45.3%	12,120	54.7%	26	36.1%	46	63.9%	21	17.8%	97	82.2%	10,104	45.2%	12,263	54.8%
中学校	4,599	45.7%	5,473	54.3%	21	28.0%	54	72.0%	106	24.9%	320	75.1%	4,726	44.7%	5,847	55.3%
高等学校	2,863	71.1%	1,164	28.9%	3	23.1%	10	76.9%	162	19.3%	677	80.7%	3,028	62.1%	1,851	37.9%
中等教育学校	9	60.0%	6	40.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	20.0%	4	80.0%	11	50.0%	11	50.0%
盲・聾・養護学校	612	65.2%	327	34.8%	12	28.6%	30	71.4%	2	22.2%	7	77.8%	626	63.2%	364	36.8%
合計	18,838	45.2%	22,860	54.8%	74	29.5%	177	70.5%	808	14.2%	4,874	85.8%	19,720	41.4%	27,911	58.6%



【図表1-⑦】学校の自己評価結果の公表率

(幼稚園を除く、公立小・中・高・中等・盲・聾・養護学校のみ)

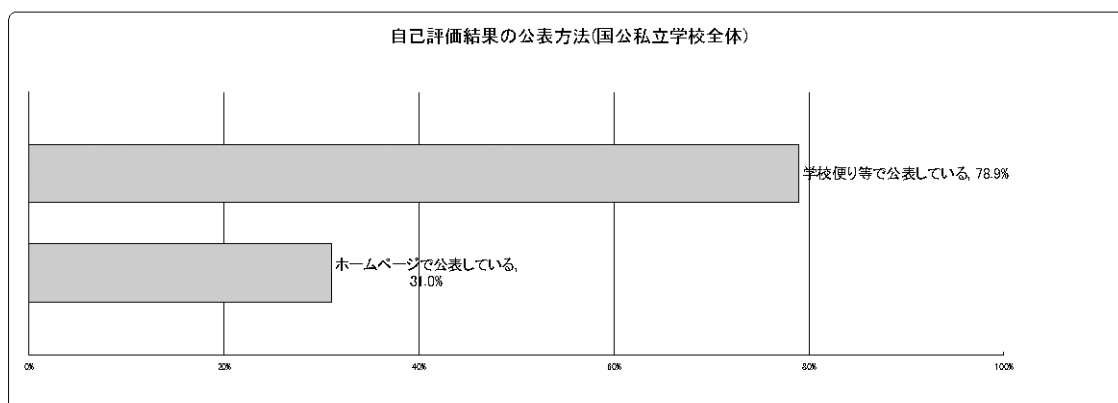


【図表1-⑧】 自己評価結果の公表方法

※割合の分母=自己評価結果公表校数

(平成18年度間)

国公立学校全体 学校数 19,720	自己評価結果の学校便り等での公表状況				自己評価結果のホームページでの公表状況			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	15,560	78.9%	4,160	21.1%	6,107	31.0%	13,613	69.0%



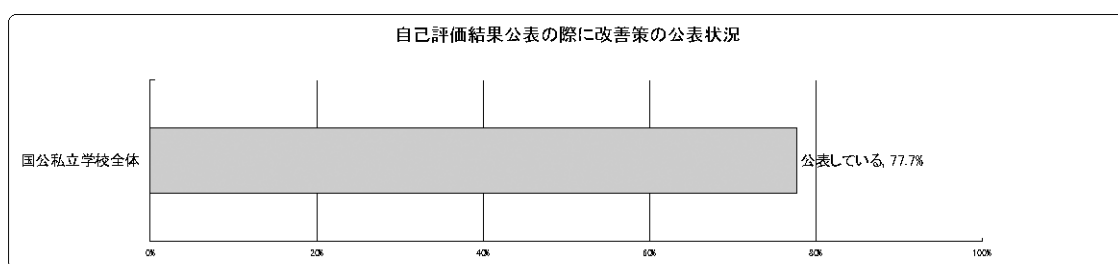
	公立学校				国立学校				私立学校			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
学校便りを利用して公表している	14,908	79.1%	3,930	20.9%	55	74.3%	19	25.7%	597	73.9%	211	26.1%
ホームページを利用して公表している	5,921	31.4%	12,917	68.6%	13	17.6%	61	82.4%	173	21.4%	635	78.6%
＜「ホームページの利用」内訳＞												
幼稚園	55	7.9%	643	92.1%	0	0.0%	11	100.0%	80	15.5%	436	84.5%
小学校	2,283	22.7%	7,774	77.3%	5	19.2%	21	80.8%	5	23.8%	16	76.2%
中学校	1,179	25.6%	3,420	74.4%	5	23.8%	16	76.2%	29	27.4%	77	72.6%
高等学校	2,031	70.9%	832	29.1%	1	33.3%	2	66.7%	57	35.2%	105	64.8%
中等教育学校	7	77.8%	2	22.2%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	366	59.8%	246	40.2%	1	8.3%	11	91.7%	1	50.0%	1	50.0%
合計	5,921	31.4%	12,917	68.6%	13	17.6%	61	82.4%	173	21.4%	635	78.6%

【図表1-⑨】 自己評価結果の公表にあたっての改善策の公表状況

※割合の分母=自己評価結果公表校数

(平成18年度間)

国公立学校全体 学校数 19,720	改善策の公表状況			
	公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合
	15,329	77.7%	4,391	22.3%

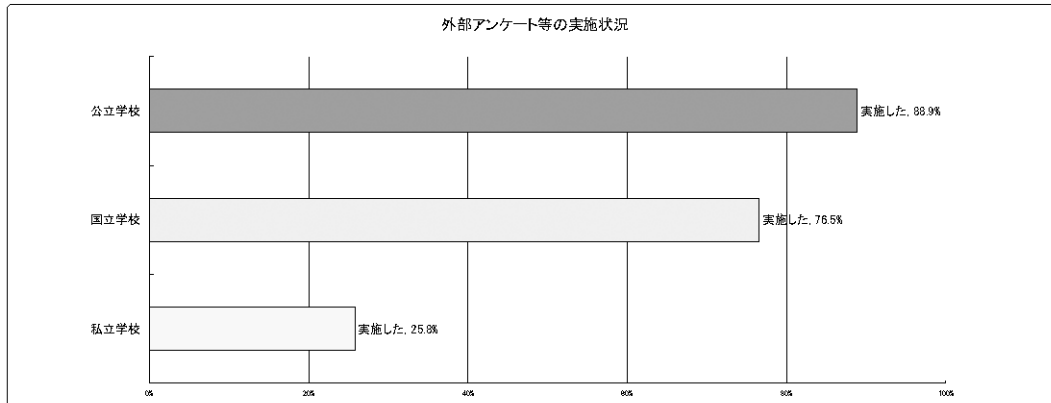
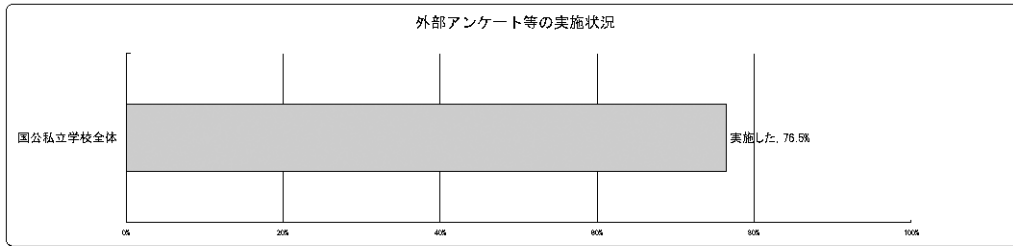


	公立学校				国立学校				私立学校			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	506	72.5%	192	27.5%	9	81.8%	2	18.2%	277	53.7%	239	46.3%
小学校	8,404	83.6%	1,653	16.4%	23	88.5%	3	11.5%	9	42.9%	12	57.1%
中学校	3,467	75.4%	1,132	24.6%	14	66.7%	7	33.3%	70	66.0%	36	34.0%
高等学校	1,966	68.7%	897	31.3%	0	0.0%	3	100.0%	99	61.1%	63	38.9%
中等教育学校	6	66.7%	3	33.3%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
盲・聾・養護学校	469	76.6%	143	23.4%	8	66.7%	4	33.3%	1	50.0%	1	50.0%
合計	14,818	78.7%	4,020	21.3%	55	74.3%	19	25.7%	456	56.4%	352	43.6%

【図表2-①】 外部アンケート等の実施状況

※割合の分母=全学校数 (平成18年度間)

国公立学校全体	外部アンケート等の実施状況			
学校数 53,211	実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合
	40,718	76.5%	12,493	23.5%



	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	実施した		実施していない		実施した		実施していない		実施した		実施していない		実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	3,573	68.6%	1,639	31.4%	41	83.7%	8	16.3%	1,684	20.8%	6,414	79.2%	5,298	39.7%	8,061	60.3%
小学校	20,726	93.2%	1,516	6.8%	52	71.2%	21	28.8%	70	36.3%	123	63.7%	20,848	92.6%	1,660	7.4%
中学校	9,206	91.0%	905	9.0%	56	73.7%	20	26.3%	324	47.0%	366	53.0%	9,586	88.1%	1,291	11.9%
高等学校	3,492	86.3%	554	13.7%	8	53.3%	7	46.7%	593	43.1%	783	56.9%	4,093	75.3%	1,344	24.7%
中等教育学校	13	86.7%	2	13.3%	2	100.0%	0	0.0%	4	40.0%	6	60.0%	19	70.4%	8	29.6%
盲・聾・養護学校	830	87.9%	114	12.1%	40	88.9%	5	11.1%	4	28.6%	10	71.4%	874	87.1%	129	12.9%
合計	37,840	88.9%	4,730	11.1%	199	76.5%	61	23.5%	2,679	25.8%	7,702	74.2%	40,718	76.5%	12,493	23.5%

【図表2-②】 外部アンケート等の項目

(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
教育目標	26,243	69.4%	144	72.4%	965	36.0%	27,352	67.2%
諸計画	13,819	36.5%	104	52.3%	632	23.6%	14,555	35.7%
学校教育活動への満足度	33,373	88.2%	172	86.4%	1,593	59.5%	35,138	86.3%
教育課程の編成	14,496	38.3%	109	54.8%	560	20.9%	15,165	37.2%
授業(方法、形態、理解度)	32,900	86.9%	164	82.4%	1,480	55.2%	34,544	84.8%
学校行事	32,010	84.6%	175	87.9%	2,082	77.7%	34,267	84.2%
生徒指導	29,357	77.6%	135	67.8%	944	35.2%	30,436	74.7%
進路指導	10,733	28.4%	94	47.2%	627	23.4%	11,454	28.1%
保健管理(学校保健、衛生等)	17,787	47.0%	124	62.3%	735	27.4%	18,646	45.8%
給食(給食指導、衛生管理)	9,866	26.1%	51	25.6%	877	32.7%	10,794	26.5%
安全管理	25,470	67.3%	151	75.9%	968	36.1%	26,589	65.3%
施設設備	19,875	52.5%	126	63.3%	914	34.1%	20,915	51.4%
児童生徒の基本的習慣	30,305	80.1%	119	59.8%	1,168	43.6%	31,592	77.6%
家庭における教育状況	18,396	48.6%	67	33.7%	793	29.6%	19,256	47.3%
情報の公開・発信	24,172	63.9%	123	61.6%	522	19.5%	24,817	60.9%
保護者・地域住民等との連携	27,271	72.1%	119	59.8%	695	25.9%	28,085	69.0%
部活動	10,404	27.5%	56	28.1%	499	18.6%	10,959	26.9%
その他	6,683	17.7%	39	19.6%	336	12.5%	7,058	17.3%

※割合の分母=外部アンケート等実施校数

【図表2-③】 外部アンケート等の回答者

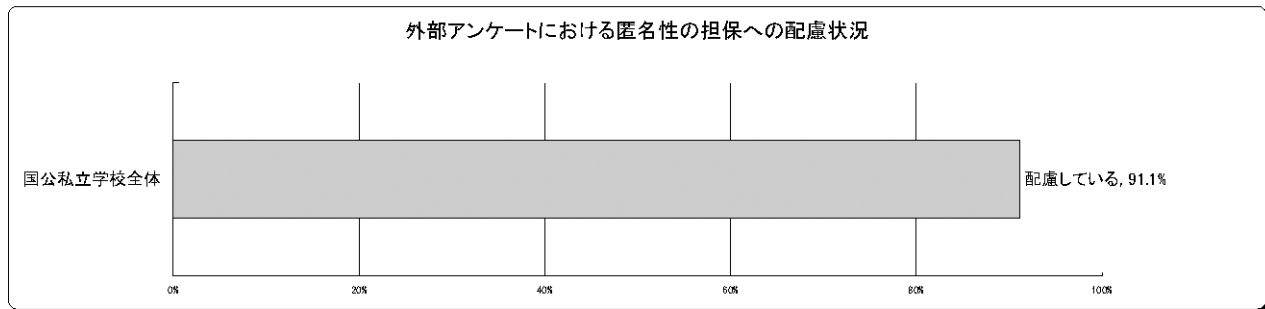
※割合の分母＝外部アンケート等実施校数 (平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公私立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
保護者	36,384	96.2%	181	91.0%	2,320	86.6%	38,885	95.5%
児童・生徒	21,101	55.8%	66	33.2%	811	30.3%	21,978	54.0%
地域住民や関係機関職員等	13,039	34.5%	44	22.1%	206	7.7%	13,289	32.6%

【図表2-④】 外部アンケート等における匿名性の担保への配慮状況

※割合の分母＝外部アンケート等実施校数 (平成18年度間)

国公私立学校全体 学校数 40,718	匿名性の担保への配慮状況			
	配慮している		配慮していない	
	学校数	割合	学校数	割合
	37,104	91.1%	3,614	8.9%



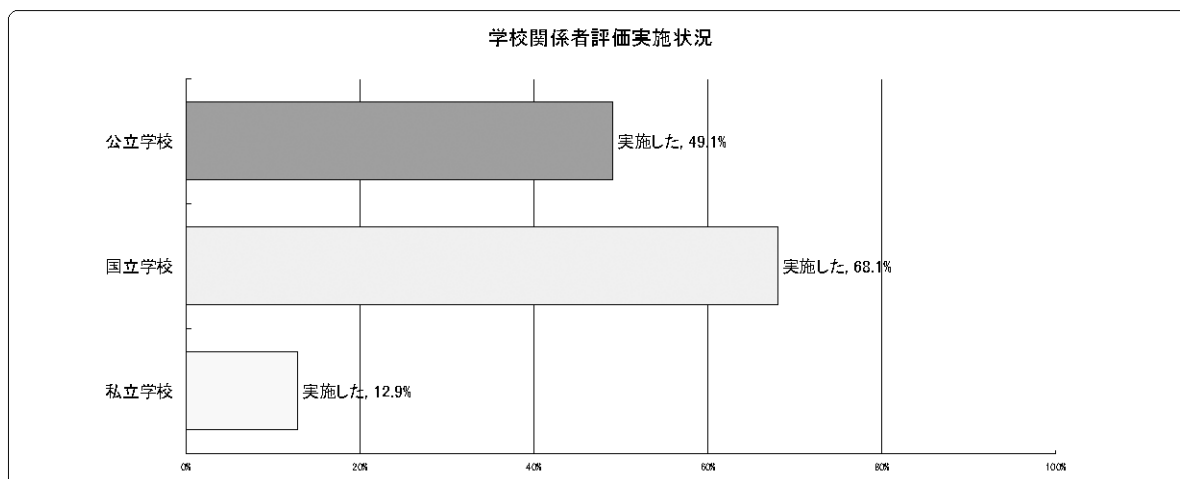
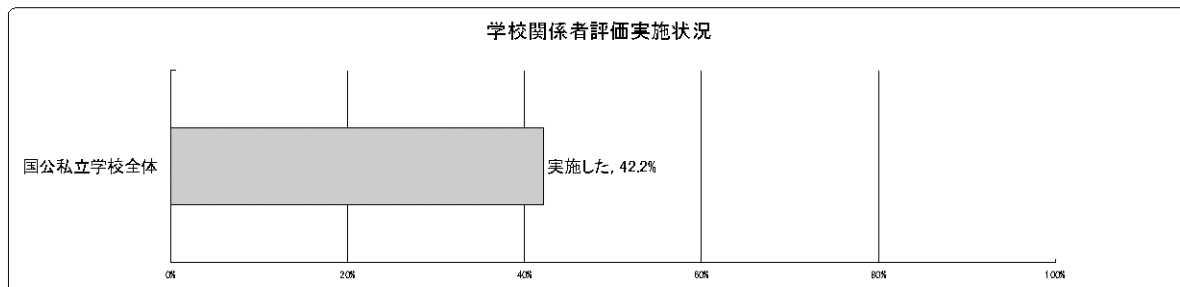
	公立学校				国立学校				私立学校			
	配慮している		配慮していない		配慮している		配慮していない		配慮している		配慮していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	3,123	87.4%	450	12.6%	34	82.9%	7	17.1%	1,439	85.5%	245	14.5%
小学校	18,593	89.7%	2,133	10.3%	45	86.5%	7	13.5%	54	77.1%	16	22.9%
中学校	8,644	93.9%	562	6.1%	53	94.6%	3	5.4%	298	92.0%	26	8.0%
高等学校	3,409	97.6%	83	2.4%	7	87.5%	1	12.5%	556	93.8%	37	6.2%
中等教育学校	13	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	50.0%	2	50.0%
盲・聾・養護学校	791	95.3%	39	4.7%	38	95.0%	2	5.0%	3	75.0%	1	25.0%
合計	34,573	91.4%	3,267	8.6%	179	89.9%	20	10.1%	2,352	87.8%	327	12.2%

【図表3-①】 学校関係者評価の実施状況

※割合の分母=全学校数

(平成18年度間)

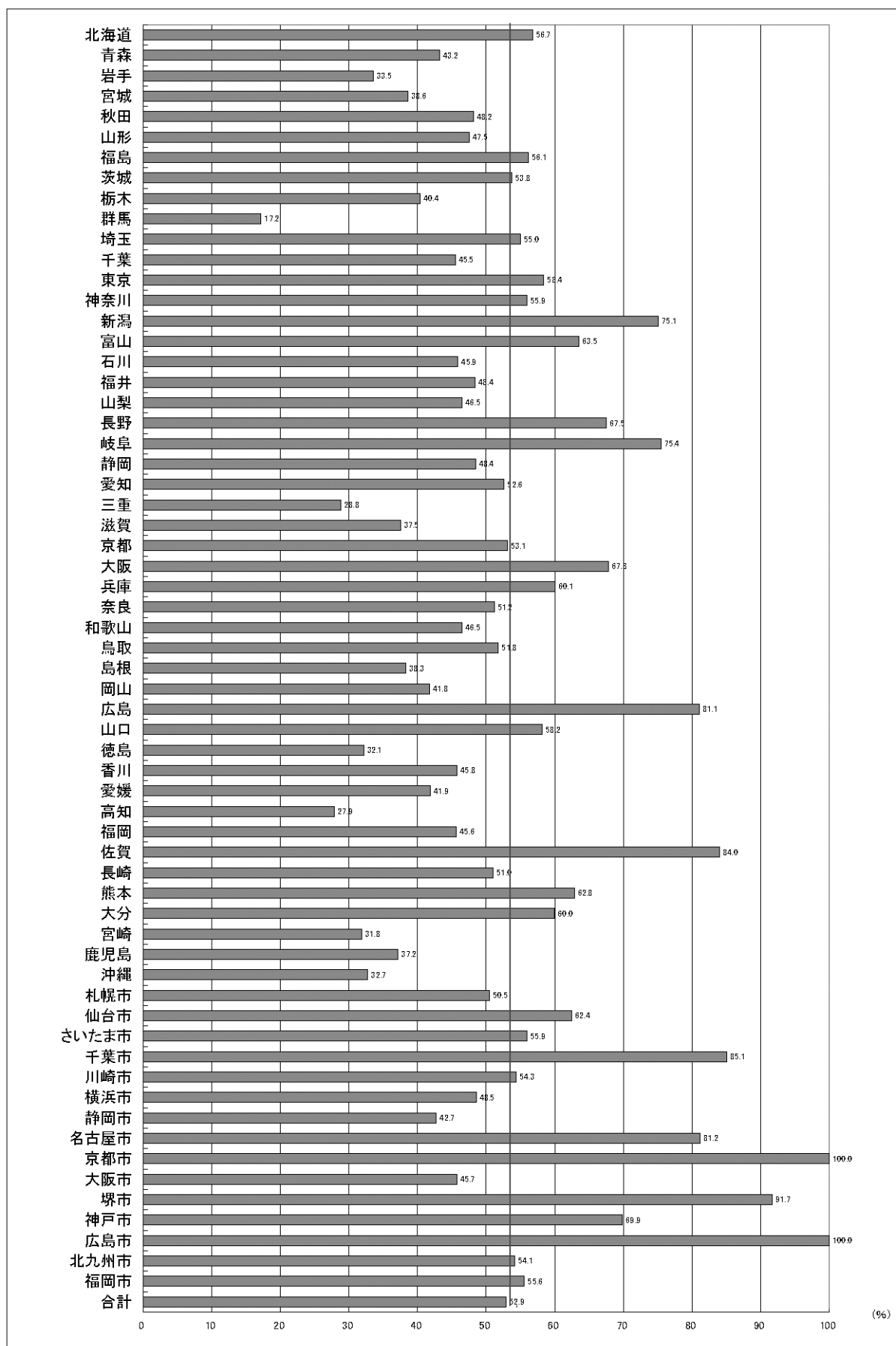
国公立学校全体	学校関係者評実施状況			
	実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合
53,211	22,429	42.2%	30,782	57.8%



	公立学校				国立学校				私立学校			
	実施した		実施していない		実施した		実施していない		実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	1,151	22.1%	4,061	77.9%	27	55.1%	22	44.9%	900	11.1%	7,198	88.9%
小学校	11,174	50.2%	11,068	49.8%	56	76.7%	17	23.3%	33	17.1%	160	82.9%
中学校	5,180	51.2%	4,931	48.8%	50	65.8%	26	34.2%	148	21.4%	542	78.6%
高等学校	2,805	69.3%	1,241	30.7%	10	66.7%	5	33.3%	254	18.5%	1,122	81.5%
中等教育学校	12	80.0%	3	20.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	20.0%	8	80.0%
盲・聾・養護学校	593	62.8%	351	37.2%	32	71.1%	13	28.9%	0	0.0%	14	100.0%
合計	20,915	49.1%	21,655	50.9%	177	68.1%	83	31.9%	1,337	12.9%	9,044	87.1%

【図表3-②】保護者など学校関係者による評価の実施率

(幼稚園を除き、公立小・中・高・中等・盲・聾・養護学校のみ)



【図表3-③】 学校関係者評価のための組織の存在状況

※割合の分母＝学校関係者評価実施校数

(平成18年度間)

国公立学校全体 学校数 22,429	評価組織の存在状況			
	ある		ない	
	学校数	割合	学校数	割合
	19,354	86.3%	3,075	13.7%

	公立学校				国立学校				私立学校			
	ある		ない		ある		ない		ある		ない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	889	77.2%	262	22.8%	26	96.3%	1	3.7%	557	61.9%	343	38.1%
小学校	9,813	87.8%	1,361	12.2%	52	92.9%	4	7.1%	23	69.7%	10	30.3%
中学校	4,516	87.2%	664	12.8%	46	92.0%	4	8.0%	93	62.8%	55	37.2%
高等学校	2,604	92.8%	201	7.2%	9	90.0%	1	10.0%	167	65.7%	87	34.3%
中等教育学校	12	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	515	86.8%	78	13.2%	28	87.5%	4	12.5%	0	-	0	-
合計	18,349	87.7%	2,566	12.3%	163	92.1%	14	7.9%	842	63.0%	495	37.0%

【図表3-④】 学校関係者評価のための組織の構成者

※割合の分母＝学校関係者評価組織がある学校数

(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
保護者等	13,486	73.5%	99	60.7%	791	93.9%	14,376	74.3%
うちPTA役員	10,646	58.0%	77	47.2%	505	60.0%	11,228	58.0%
うち一般の保護者	2,840	15.5%	22	13.5%	286	34.0%	3,148	16.3%
地域住民や関係機関職員等	10,542	57.5%	68	41.7%	172	20.4%	10,782	55.7%
学校評議員	12,462	67.9%	156	95.7%	201	23.9%	12,819	66.2%
他校の教職員	1,390	7.6%	27	16.6%	86	10.2%	1,503	7.8%
その他	1,278	7.0%	13	8.0%	509	60.5%	1,800	9.3%

【図表3-⑤】 学校関係者評価のための組織の活動内容

※割合の分母＝学校関係者評価組織がある学校数

(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
授業参観	14,482	78.9%	114	69.9%	498	59.1%	15,094	78.0%
学校行事の参観	16,088	87.7%	138	84.7%	683	81.1%	16,909	87.4%
校長等管理職との対話	17,484	95.3%	160	98.2%	725	86.1%	18,369	94.9%
一般教職員との対話	6,964	38.0%	66	40.5%	468	55.6%	7,498	38.7%
児童・生徒との対話	3,280	17.9%	29	17.8%	180	21.4%	3,489	18.0%
一般保護者からの意見聴取	4,279	23.3%	33	20.2%	383	45.5%	4,695	24.3%
その他	887	4.8%	9	5.5%	94	11.2%	990	5.1%



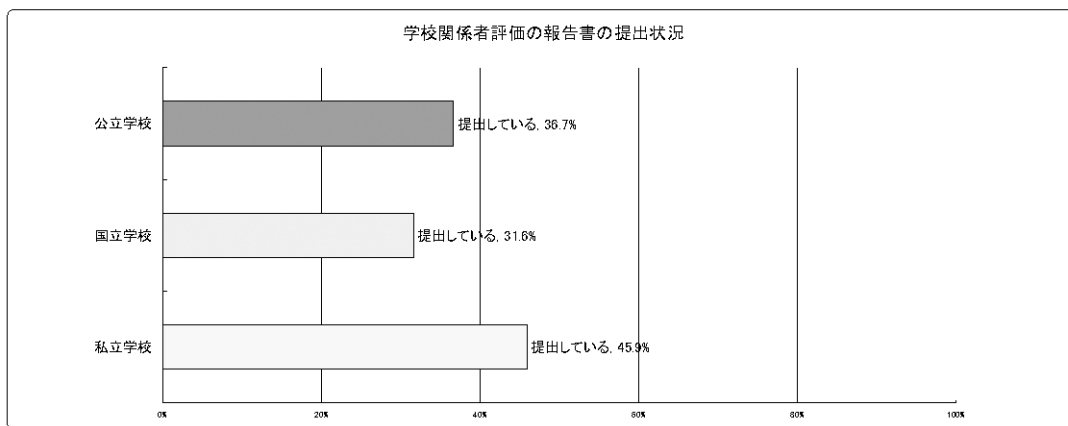
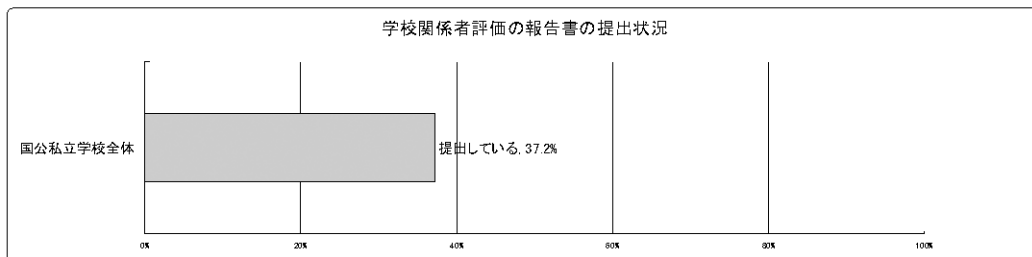
【図表3-⑥】 学校関係者評価結果の報告書の作成状況 ※割合の分母＝学校関係者評価実施校数 (平成18年度間)

国公立学校全体	報告書の作成状況			
	作成している		作成していない	
	学校数	割合	学校数	割合
22,429	12,910	57.6%	9,519	42.4%

	公立学校				国立学校				私立学校			
	作成している		作成していない		作成している		作成していない		作成している		作成していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	567	49.3%	584	50.7%	21	77.8%	6	22.2%	379	42.1%	521	57.9%
小学校	6,199	55.5%	4,975	44.5%	33	58.9%	23	41.1%	17	51.5%	16	48.5%
中学校	2,798	54.0%	2,382	46.0%	33	66.0%	17	34.0%	90	60.8%	58	39.2%
高等学校	2,134	76.1%	671	23.9%	6	60.0%	4	40.0%	156	61.4%	98	38.6%
中等教育学校	10	83.3%	2	16.7%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%
盲・聾・養護学校	445	75.0%	148	25.0%	21	65.6%	11	34.4%	0	-	0	-
合計	12,153	58.1%	8,762	41.9%	115	65.0%	62	35.0%	642	48.0%	695	52.0%

【図表3-⑦】 学校関係者評価結果の報告書の提出状況 ※割合の分母＝学校関係者評価実施校数 (平成18年度間)

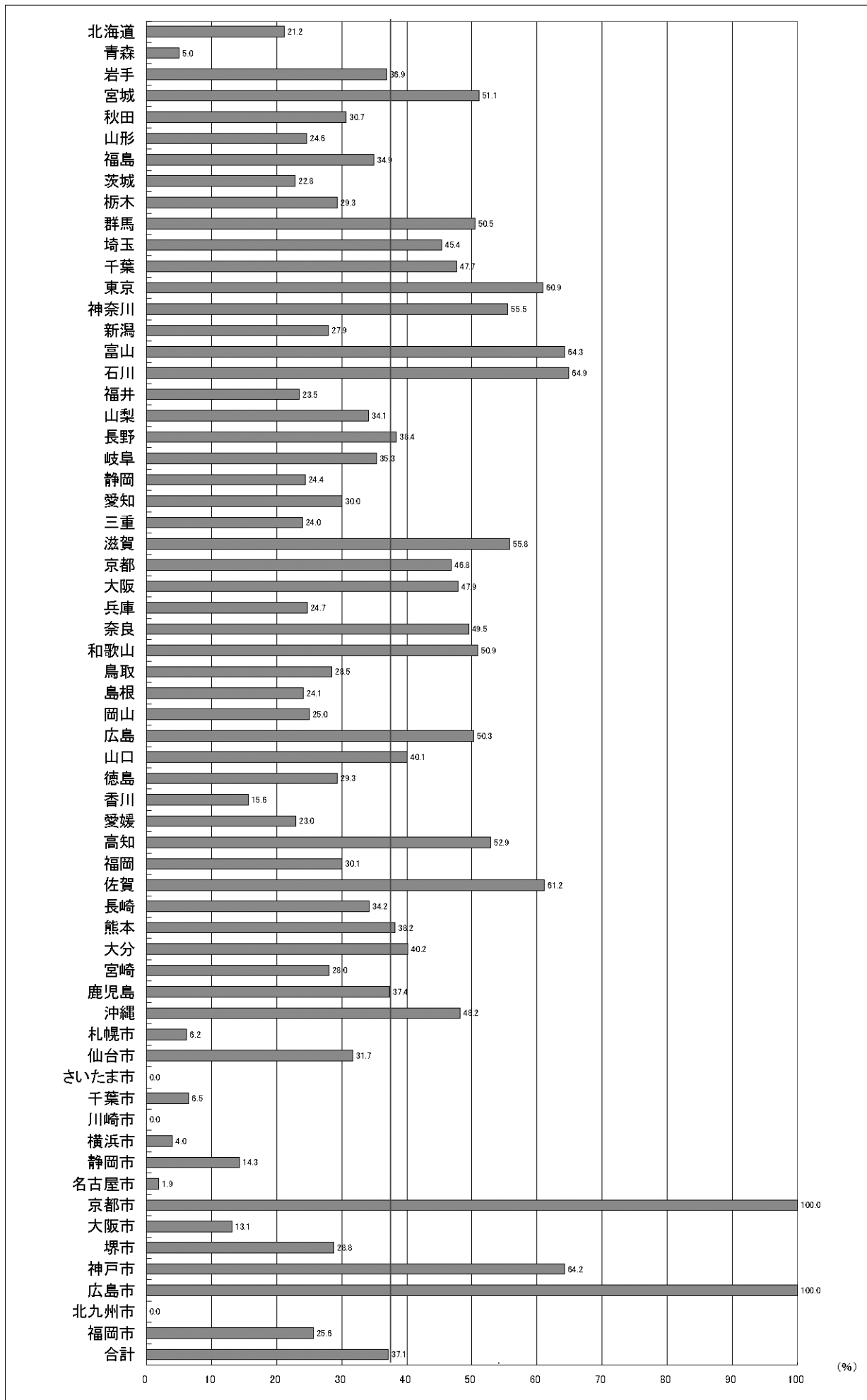
国公立学校全体	報告書の提出状況			
	提出している		提出していない	
	学校数	割合	学校数	割合
22,429	8,345	37.2%	14,084	62.8%



	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	提出している		提出していない		提出している		提出していない		提出している		提出していない		提出している		提出していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	334	29.0%	817	71.0%	9	33.3%	18	66.7%	369	41.0%	531	59.0%	712	34.3%	1,366	65.7%
小学校	3,692	33.0%	7,482	67.0%	15	26.8%	41	73.2%	16	48.5%	17	51.5%	3,723	33.1%	7,540	66.9%
中学校	1,697	32.8%	3,483	67.2%	15	30.0%	35	70.0%	84	56.8%	64	43.2%	1,796	33.4%	3,582	66.6%
高等学校	1,617	57.6%	1,188	42.4%	5	50.0%	5	50.0%	145	57.1%	109	42.9%	1,767	57.6%	1,302	42.4%
中等教育学校	7	58.3%	5	41.7%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%	8	50.0%	8	50.0%
盲・聾・養護学校	328	55.3%	265	44.7%	11	34.4%	21	65.6%	0	-	0	-	339	54.2%	286	45.8%
合計	7,675	36.7%	13,240	63.3%	56	31.6%	121	68.4%	614	45.9%	723	54.1%	8,345	37.2%	14,084	62.8%

【図表3-⑧】 保護者など学校関係者による評価結果の報告書の提出率

(幼稚園を除き、公立小・中・高・中等・盲・聾・養護学校のみ)

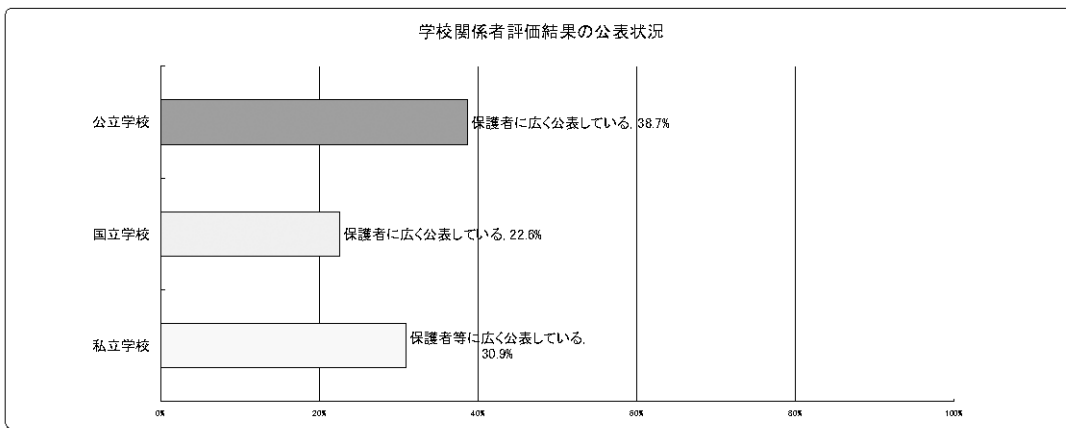
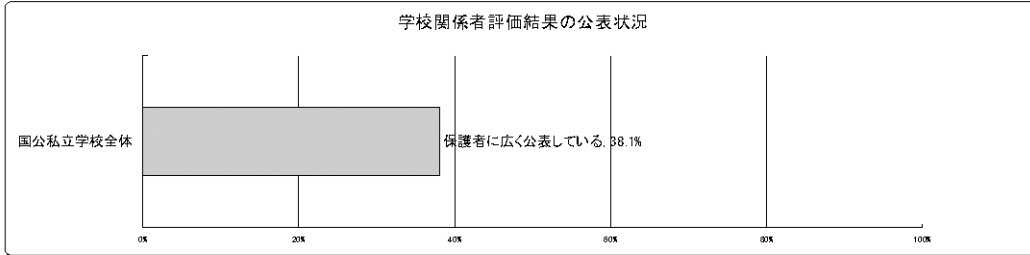


【図表3-⑨】 学校関係者評価結果の公表状況

※割合の分母=学校関係者評価実施校数

(平成18年度間)

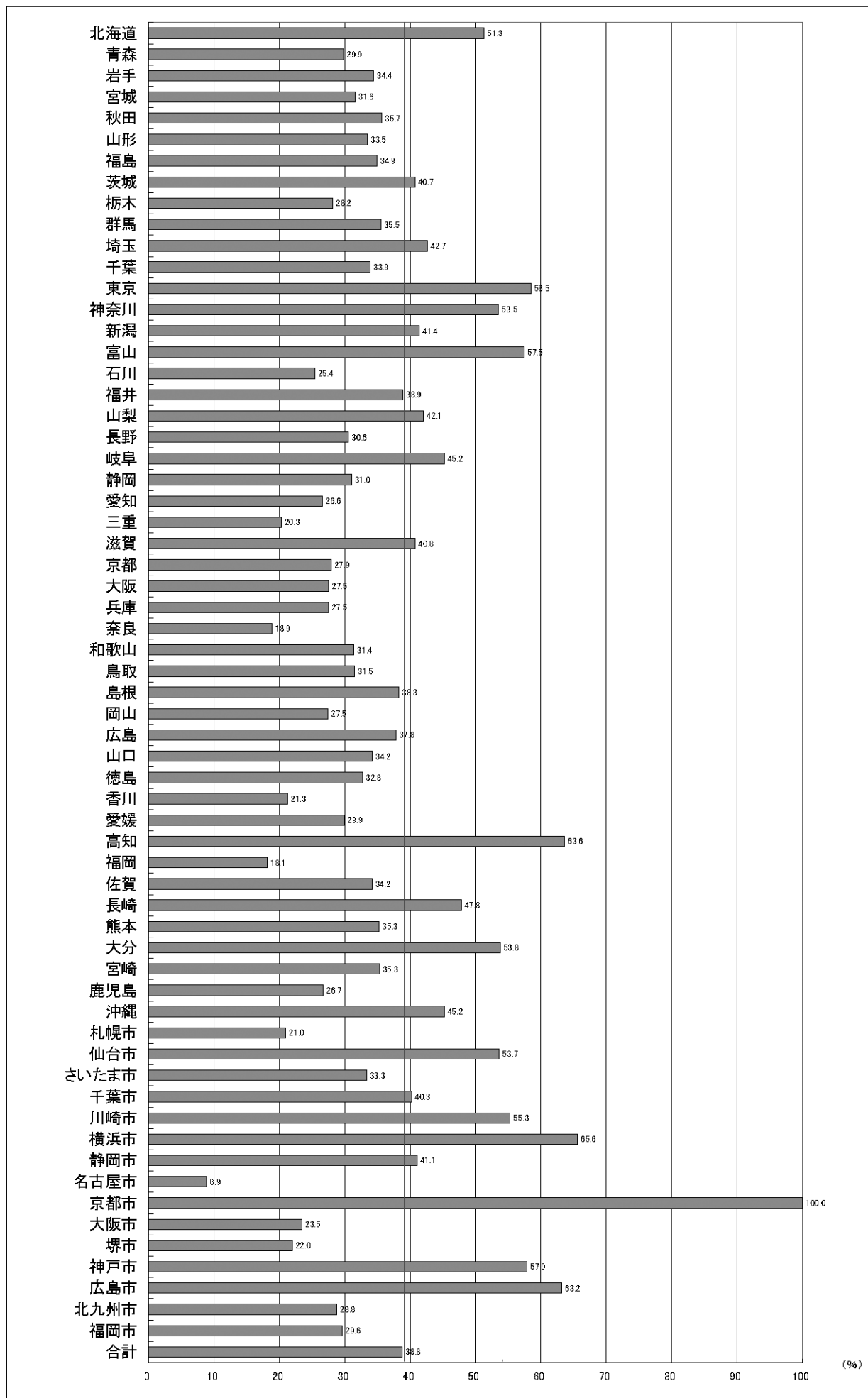
国公立学校全体		学校関係者評価結果の公表状況			
学校数 22,429	広く公表している		広く公表していない		
	学校数	割合	学校数	割合	
	8,544	38.1%	13,885	61.9%	



	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない		広く公表している		広く公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	414	36.0%	737	64.0%	6	22.2%	21	77.8%	268	29.8%	632	70.2%	688	33.1%	1,390	66.9%
小学校	4,231	37.9%	6,943	62.1%	9	16.1%	47	83.9%	7	21.2%	26	78.8%	4,247	37.7%	7,016	62.3%
中学校	1,806	34.9%	3,374	65.1%	13	26.0%	37	74.0%	57	38.5%	91	61.5%	1,876	34.9%	3,502	65.1%
高等学校	1,333	47.5%	1,472	52.5%	1	10.0%	9	90.0%	81	31.9%	173	68.1%	1,415	46.1%	1,654	53.9%
中等教育学校	5	41.7%	7	58.3%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%	6	37.5%	10	62.5%
盲・聾・養護学校	302	50.9%	291	49.1%	10	31.3%	22	68.8%	0	-	0	-	312	49.9%	313	50.1%
合計	8,091	38.7%	12,824	61.3%	40	22.6%	137	77.4%	413	30.9%	924	69.1%	8,544	38.1%	13,885	61.9%

【図表3-⑩】保護者など学校関係者による評価結果の公表率

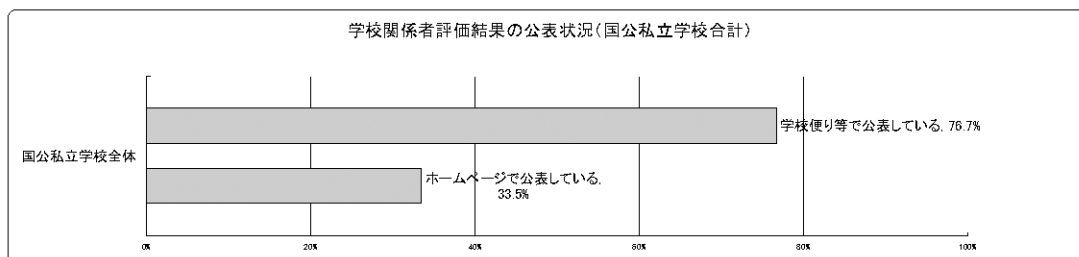
(幼稚園を除き、公立小・中・高・中等・盲・聾・養護学校のみ)



【図表3-⑩】 学校関係者評価結果の公表方法

※割合の分母＝学校関係者評価結果公表校数 (平成18年度間)

国公立学校全体 学校数 3,544	学校関係者評価結果のホームページでの公表状況				学校関係者評価結果のホームページでの公表状況			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	6,551	76.7%	1,993	23.3%	2,864	33.5%	5,680	66.5%

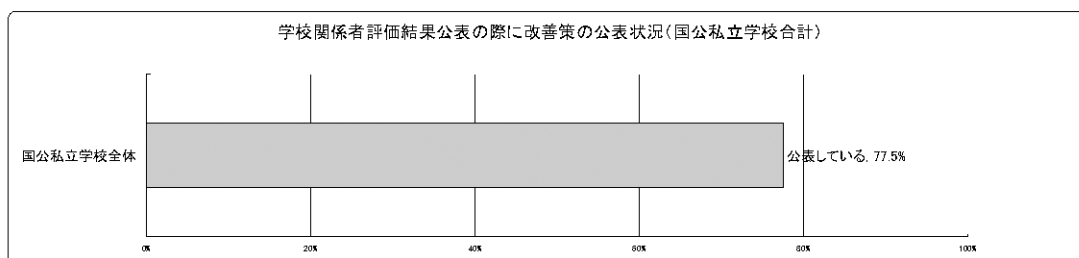


	公立学校				国立学校				私立学校			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
学校便りを利用して公表している	6,209	76.7%	1,882	23.3%	29	72.5%	11	27.5%	313	75.8%	100	24.2%
ホームページを利用して公表している	2,784	34.4%	5,307	65.6%	5	12.5%	35	87.5%	75	18.2%	338	81.8%
〈「ホームページの利用」内訳〉												
幼稚園	32	7.7%	382	92.3%	0	0.0%	6	100.0%	37	13.8%	231	86.2%
小学校	1,187	28.1%	3,044	71.9%	1	11.1%	8	88.9%	2	28.6%	5	71.4%
中学校	561	31.1%	1,245	68.9%	1	7.7%	12	92.3%	13	22.8%	44	77.2%
高等学校	833	62.5%	500	37.5%	0	0.0%	1	100.0%	23	28.4%	58	71.6%
中等教育学校	4	80.0%	1	20.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
盲・聾・養護学校	167	55.3%	135	44.7%	2	20.0%	8	80.0%	0	-	0	-
合計	2,784	34.4%	5,307	65.6%	5	12.5%	35	87.5%	75	18.2%	338	81.8%

【図表3-⑪】 学校関係者評価結果の公表にあたっての改善策の公表状況

※割合の分母＝学校関係者評価結果公表校数 (平成18年度間)

国公立学校全体 学校数 3,544	改善策の公表状況			
	公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合
	6,621	77.5%	1,923	22.5%



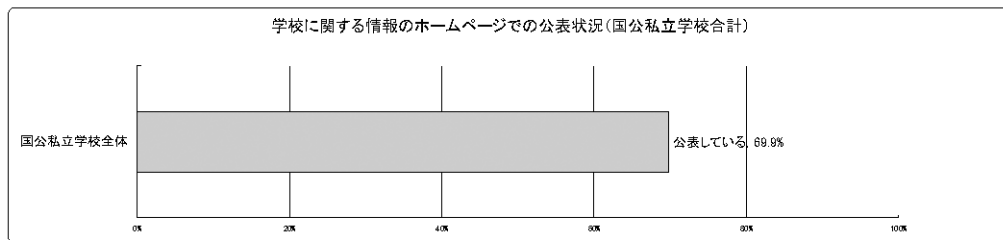
	公立学校				国立学校				私立学校			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	299	72.2%	115	27.8%	5	83.3%	1	16.7%	171	63.8%	97	36.2%
小学校	3,450	81.5%	781	18.5%	8	88.9%	1	11.1%	5	71.4%	2	28.6%
中学校	1,348	74.6%	458	25.4%	12	92.3%	1	7.7%	45	78.9%	12	21.1%
高等学校	978	73.4%	355	26.6%	1	100.0%	0	0.0%	60	74.1%	21	25.9%
中等教育学校	4	80.0%	1	20.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
盲・聾・養護学校	227	75.2%	75	24.8%	7	70.0%	3	30.0%	0	-	0	-
合計	6,306	77.9%	1,785	22.1%	34	85.0%	6	15.0%	281	68.0%	132	32.0%

【図表4-①】 学校に関する情報のホームページでの公表状況

※割合の分母＝全学校数

(平成18年度間)

国公立学校全体		学校に関する情報のホームページでの公表状況			
学校数 53,211	公表している		公表していない		
	学校数	割合	学校数	割合	
	37,172	69.9%	16,039	30.1%	



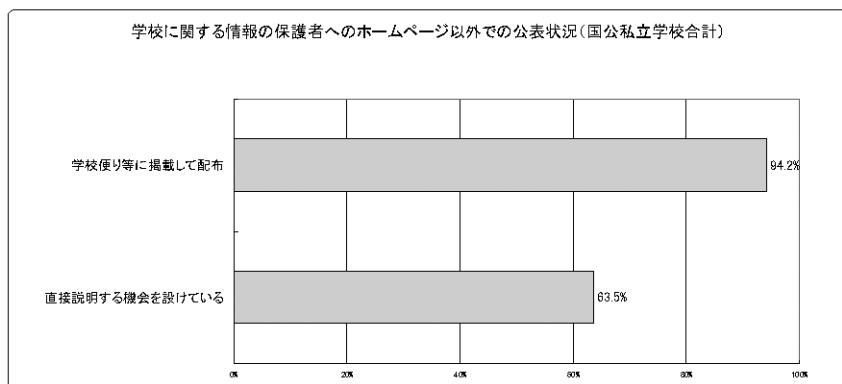
	公立学校				国立学校				私立学校				国公立合計			
	公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない		公表している		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	1,819	34.9%	3,393	65.1%	49	100.0%	0	0.0%	5,143	63.5%	2,955	36.5%	7,011	52.5%	6,348	47.5%
小学校	15,899	71.5%	6,343	28.5%	73	100.0%	0	0.0%	186	96.4%	7	3.6%	16,158	71.8%	6,350	28.2%
中学校	6,993	69.2%	3,118	30.8%	72	94.7%	4	5.3%	658	95.4%	32	4.6%	7,223	71.0%	3,154	29.0%
高等学校	3,578	98.3%	68	1.7%	15	100.0%	0	0.0%	1,302	94.6%	74	5.4%	5,295	97.4%	142	2.6%
中等教育学校	15	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%	27	100.0%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	901	95.4%	43	4.6%	44	97.8%	1	2.2%	13	92.9%	1	7.1%	958	95.5%	45	4.5%
合計	29,605	69.5%	12,965	30.5%	255	98.1%	5	1.9%	7,312	70.4%	3,069	29.6%	37,172	69.9%	16,039	30.1%

【図表4-②】 学校に関する情報の保護者へのホームページ以外での公表状況

※割合の分母＝全学校数

(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
学校便り等に掲載して配布	40,831	95.9%	250	96.2%	9,030	87.0%	50,111	94.2%
直接説明する機会を設けている	28,186	66.2%	217	83.5%	5,409	52.1%	33,812	63.5%



【図表4-③】 学校に関する情報の地域住民、関係機関職員へのホームページ以外での公表状況

※割合の分母＝全学校数

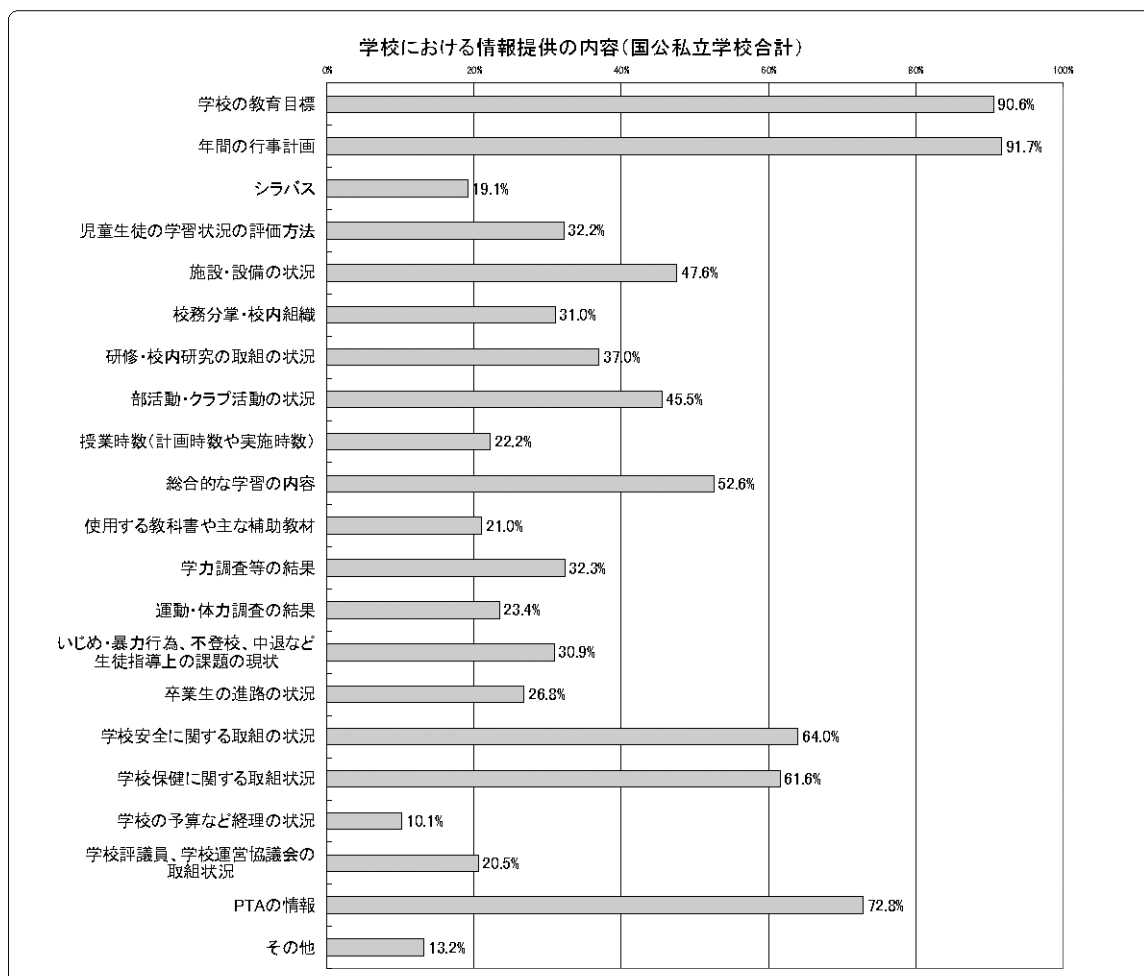
(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
学校便り等に掲載して配布	33,002	77.5%	113	43.5%	3,736	36.0%	36,851	69.3%
地域の掲示板や広報誌に掲載	10,076	23.7%	47	18.1%	2,050	19.7%	12,173	22.9%
直接説明する機会を設けている	12,502	29.4%	53	20.4%	1,754	16.9%	14,309	26.8%

【図表4-④】 学校における情報提供の内容

(平成18年度間)

	公立学校		国立学校		私立学校		国公立合計	
	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合	該当校数	割合
学校の教育目標	39,557	92.9%	249	95.8%	8,399	80.9%	48,205	90.6%
年間の行事計画	39,638	93.1%	249	95.8%	8,885	85.6%	48,772	91.7%
シラバス	7,799	18.3%	79	30.4%	2,295	22.1%	10,173	19.1%
児童生徒の学習状況の評価方法	15,797	37.1%	109	41.9%	1,221	11.8%	17,127	32.2%
施設・設備の状況	19,942	46.8%	188	72.3%	5,176	49.9%	25,306	47.6%
校務分掌・校内組織	14,151	33.2%	156	60.0%	2,191	21.1%	16,498	31.0%
研修・校内研究の取組の状況	17,584	41.3%	184	70.8%	1,902	18.3%	19,670	37.0%
部活動・クラブ活動の状況	21,380	50.2%	130	50.0%	2,693	25.9%	24,203	45.5%
授業時数(計画時数や実施時数)	9,406	22.1%	125	48.1%	2,281	22.0%	11,812	22.2%
総合的な学習の内容	26,160	61.5%	156	60.0%	1,650	15.9%	27,966	52.6%
使用する教科書や主な補助教材	8,899	20.9%	87	33.5%	2,187	21.1%	11,173	21.0%
学力調査等の結果	16,386	38.5%	71	27.3%	748	7.2%	17,205	32.3%
運動・体力調査の結果	10,964	25.8%	55	21.2%	1,441	13.9%	12,460	23.4%
いじめ・暴力行為、不登校、中退など 生徒指導上の課題の現状	15,420	36.2%	55	21.2%	944	9.1%	16,419	30.9%
卒業生の進路の状況	11,731	27.6%	113	43.5%	2,400	23.1%	14,244	26.8%
学校安全に関する取組の状況	29,615	69.6%	188	72.3%	4,254	41.0%	34,057	64.0%
学校保健に関する取組状況	28,949	68.0%	180	69.2%	3,634	35.0%	32,763	61.6%
学校の予算など経理の状況	4,324	10.2%	74	28.5%	1,002	9.7%	5,400	10.1%
学校評議員、学校運営協議会の 取組状況	10,431	24.5%	72	27.7%	426	4.1%	10,929	20.5%
PTAの情報	33,742	79.3%	220	84.6%	4,800	46.2%	38,762	72.8%
その他	5,827	13.7%	31	11.9%	1,158	11.2%	7,016	13.2%



【図表5-①】 自己評価、学校関係者評価等の実施・公表の教育委員会規則(学校管理規則等)への規定

<都道府県・指定都市>

(平成18年度間)

規定のある教育委員会数 (62)	自己評価の実施		自己評価結果の公表		外部アンケート等の実施		学校関係者評価の実施		学校関係者評価の結果の公表		自己評価結果の設置者への提出		学校関係者評価結果の設置者への提出	
	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合
義務付け	32	51.6%	28	45.2%	5	8.1%	7	11.3%	4	6.5%	15	24.2%	4	6.5%
努力義務付け	10	16.1%	12	19.4%	9	14.5%	8	12.9%	7	11.3%	2	3.2%	4	6.5%
特に定めていない	20	32.3%	22	35.5%	48	77.4%	47	75.8%	51	82.3%	45	72.6%	54	87.1%

(注)「努力義務」とは、「努めるものとする。」などと表現し、義務づけてはいないものの、実施に向けた努力を促している場合

<市町村>

(平成18年度間)

規定のある教育委員会数 (1865)	自己評価の実施		自己評価結果の公表		外部アンケート等の実施		学校関係者評価の実施		学校関係者評価の結果の公表		自己評価結果の設置者への提出		学校関係者評価結果の設置者への提出	
	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合
義務付け	353	18.9%	224	12.0%	68	3.6%	60	3.2%	30	1.6%	113	6.1%	42	2.3%
努力義務付け	233	12.5%	277	14.9%	216	11.6%	198	10.6%	160	8.6%	129	6.9%	119	6.4%
特に定めていない	1,279	68.6%	1,364	73.1%	1,581	84.8%	1,607	86.2%	1,675	89.8%	1,623	87.0%	1,704	91.4%

【図表5-②】 教育委員会における学校評価に関する取組

(平成18年度間)

	都道府県・指定都市				市町村			
	自己評価		学校関係者評価		自己評価		学校関係者評価	
	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合
統一した評価書様式の作成	32	51.6%	17	27.4%	202	10.8%	89	4.8%
共通した評価項目、指標の設定	22	35.5%	13	21.0%	256	13.7%	114	6.1%
評価書の分析	26	41.9%	14	22.6%	410	22.0%	209	11.2%
評価書を都道府県教育委員会に報告					80	4.3%	38	2.0%
評価結果を人事管理、研修に活用	10	16.1%	4	6.5%	184	9.9%	102	5.5%
その他、評価結果・分析結果に基づく学校の改善、支援	24	38.7%	13	21.0%	602	32.3%	349	18.7%

【図表5-③】 教育委員会における学校の情報提供に関する取組

	都道府県・指定都市		市町村	
	教委数	割合	教委数	割合
教育委員会規則(学校管理規則等)に情報提供に関する規定を設けている。	35	56.5%	243	13.0%
平成19年3月末日までに、情報提供に関する手引書・パンフレット等を作成し学校に配布している。	21	33.9%	88	4.7%
情報提供に関する教育委員会規則、手引書、パンフレット、通知等により、学校のホームページに盛り込むべき情報内容を示している。	18	29.0%	152	8.2%
学校の情報提供に関する説明会・研修会等を実施している。	23	37.1%	371	19.9%
学校公開週間を設定している。	27	43.5%	415	22.3%
教育の日又は教育週間を設定している。	27	43.5%	431	23.1%
その他	3	4.8%	129	6.9%





平成20年度 専門研究A 報告書

特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究

---

平成21年3月発行

発行元 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

URL:<http://www.nise.go.jp>

---

